

産業廃棄物適正処理推進に係るアンケート調査
報告書

平成 28 年 1 月

山梨県

目次

1. 調査の概要	1
1) 調査の目的	1
2) 調査方法	1
3) 調査対象数・回収率.....	1
2. 排出事業者調査結果の概要	2
1) 調査回答業種.....	2
2) 自社処理の状況	2
3) 委託処理の状況	4
4) 収集運搬業者を選定する基準	5
5) 処分業者を選定する基準.....	5
6) 委託処理をするにあたって条件を付されたものの有無	6
7) 過去に受け入れを制限された産業廃棄物の有無	8
8) 産業廃棄物の処理委託費用	9
9) 自社処理後の再利用の状況	9
10) 委託先の処理状況の確認状況	11
11) 産業廃棄物の排出抑制への取組み	12
12) 排出量削減に苦慮している産業廃棄物の種類と理由	22
13) 自由記述	26
3. 収集運搬業調査結果の概要	36
1) 他県での許可の有無	36
2) 産業廃棄物処分業の許可の有無.....	36
3) 一般廃棄物処理業の許可の有無.....	37
4) 平均的な収集運搬単価	37
5) マニフェスト上の排出元の事業所数	38
6) 主な取引先	38
7) 排出事業者の処分業者決定の関わり	39
8) 収集・運搬に支障がある産業廃棄物の有無	39
9) 自由記述	40
4. 処分業者調査結果の概要	41
1) 他県での許可の有無	41
2) 収集運搬業許可の有無	41
3) 一般廃棄物処理業の許可の有無.....	42
4) 平均的な処理単価	42
5) 処分を受け入れている排出業者数.....	42
6) 主な取引先	43
7) リサイクル処理の状況	43

8) 再生利用困難物の有無	45
9) 中間処理後の委託処理状況	46
10) 処理に支障がある産業廃棄物の有無	47
11) 周辺住民とのコミュニケーションや地域貢献のために実施していること	49
12) 周辺住民からの苦情	51
13) 自由記述	52
5. 処分業者ヒアリング調査結果の概要	54
1) 過去 10 年程度の処理単価の変動状況	54
2) 産業廃棄物受託量と再生品の販売量との需給ギャップについて	54
3) 過去 10 年程度の再生品の販売単価の変動状況	55
4) 廃棄物処理事業における最近の懸念事項	55
5) 廃棄物処理事業における今後の展望	61
6) 社内のコンプライアンス確保に向けた社内研修等の実施の状況	63
7) データ管理等の電子化の状況	64
8) 過去に住民等からの苦情の有無	65
9) 地域での環境美化等の実施状況	66
6. 施設周辺住民へのアンケート調査結果の概要	67
1) 性別	67
2) 年齢	67
3) 居住期間	68
4) 周辺の産業廃棄物処理施設の認知度	68
5) 事業内容の認知度	69
6) 施設見学の有無	70
7) 産業廃棄物処理施設に対する不安材料	71
8) 産業廃棄物処理施設がすべきこと	71
9) 事前協議制度の認知度	72
10) 現在の合意形成の方法について	72
11) 職場での産業廃棄物の排出状況	73

1. 調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、山梨県における産業廃棄物処理の課題を抽出し、その解決に向けた中長期の方針を策定するための検討会議での基礎資料を作成することを目的とした。

2) 調査方法

排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設周辺居住住民への郵送アンケート調査を実施し、さらに県内で産業廃棄物処分業の許可を有し、処理実績が多い業者へは面談聴き取り調査を実施した。

3) 調査対象数・回収率

・アンケート調査

種別	発送数	回収数 (12/16 現在)	無効票	有効回答率
排出事業者	1,000 通	764 通	2 通	76.2%
産業廃棄物 収集運搬業者	60 通	40 通	0 通	66.7%
産業廃棄物 処分業者	93 通	76 通	0 通	81.7%
施設周辺住民	118 通	55 通	0 通	46.6%

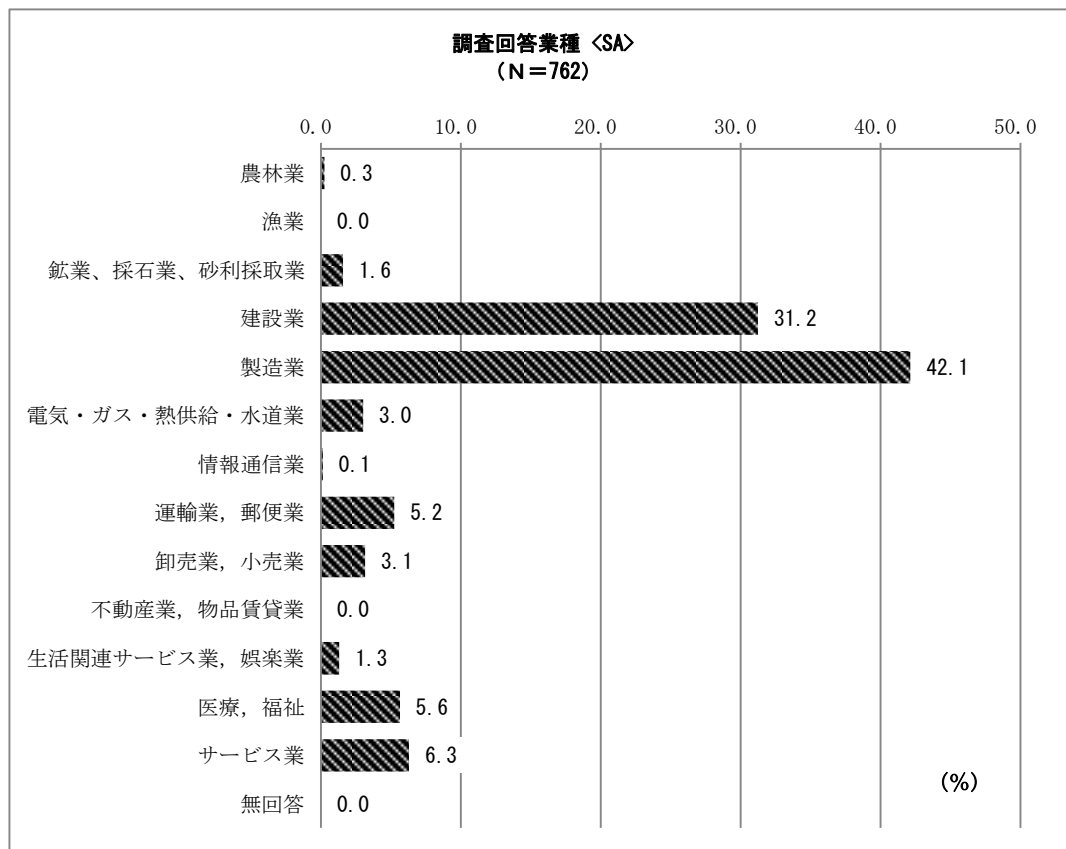
・面談聴き取り調査

産業廃棄物処分業者 60 社

2. 排出事業者調査結果の概要

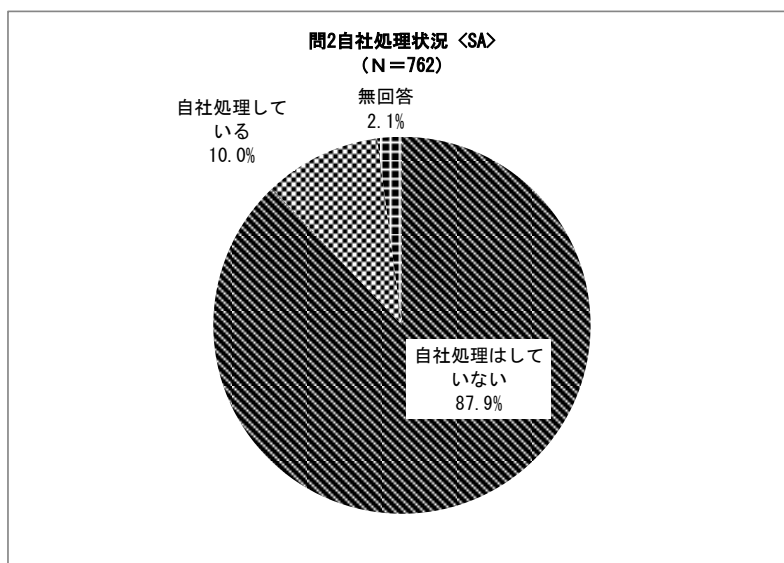
1) 調査回答業種

製造業が 42.1%と最も多く、次いで建設業が 31.2%となっており、この2業種で全体の7割以上を占めている。

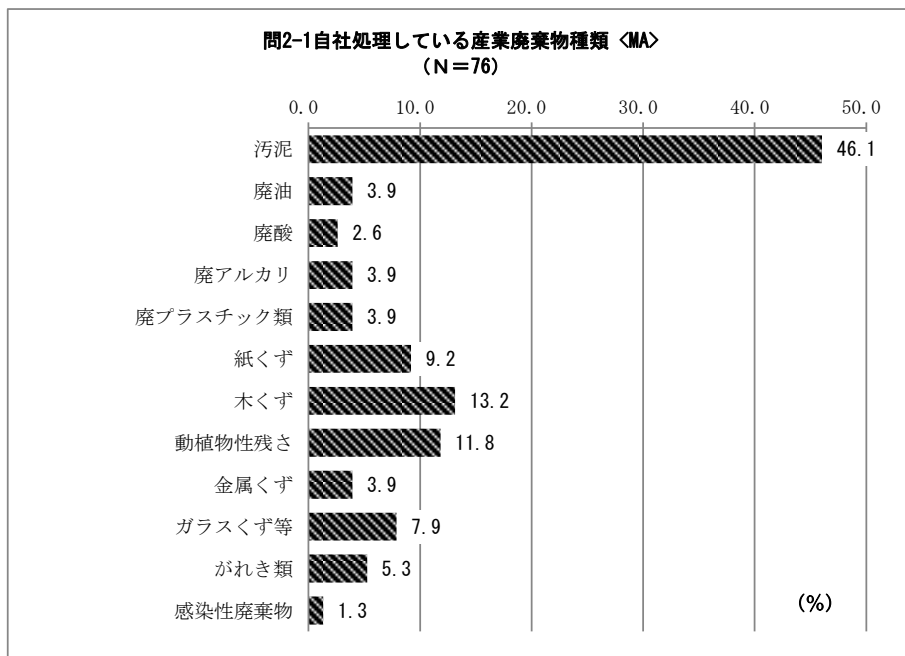


2) 自社処理の状況

自社処理を行っている事業者は 10.0%となっている。



自社処理を行っている事業者の中で、自社処理している種類が最も多いのが「汚泥」であり、自社処理している事業所の46.1%となっている。また、汚泥の処理方法で最も多いのは「脱水」で68.6%となっている。

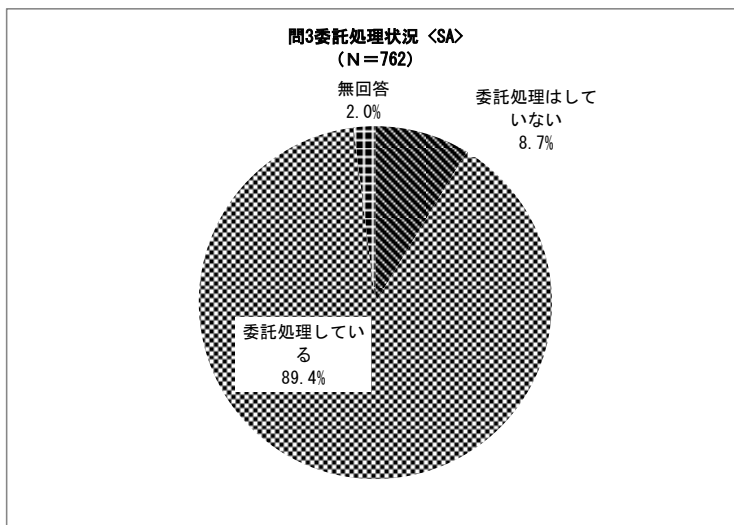


産業廃棄物の種類別自社処理方法一覧

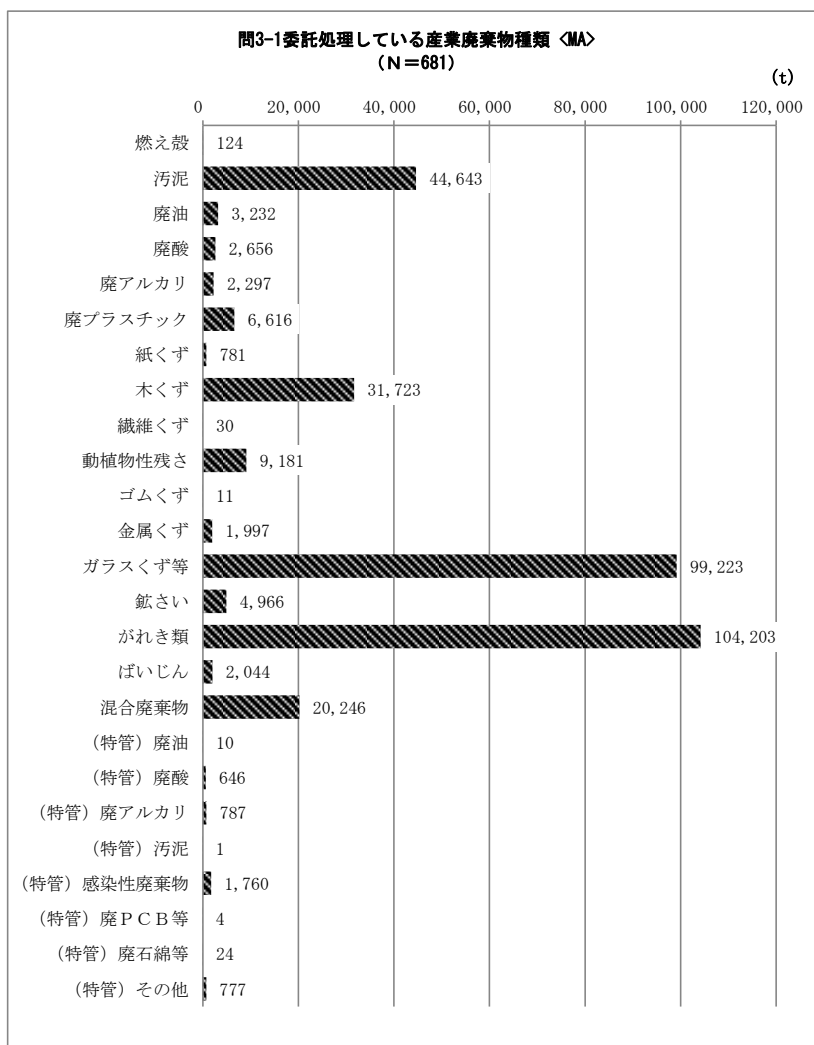
	脱水	破碎	堆肥化	圧縮	焼却	その他	脱水、 破碎	脱水、 堆肥化、 その他	脱水、 圧縮、 その他	脱水、 その他	破碎、 堆肥化	破碎、 その他	合計 件数
汚泥	68.6%		2.9%		5.7%	14.3%				8.6%			35
廃油	33.3%				33.3%	33.3%							3
廃酸	50.0%								50.0%				2
廃アルカリ	33.3%								33.3%	33.3%			3
廃プラスチック類		66.7%			33.3%								3
紙くず		14.3%		14.3%	57.1%			14.3%					7
木くず		30.0%			70.0%								10
動植物性残さ	22.2%		44.4%			11.1%	11.1%				11.1%		9
金属くず		33.3%		66.7%									3
ガラスくず等	16.7%	66.7%										16.7%	6
がれき類		100.0%											4
感染性廃棄物				100.0%									1

3) 委託処理の状況

委託処理を行っている事業者は 89.4%となっている。

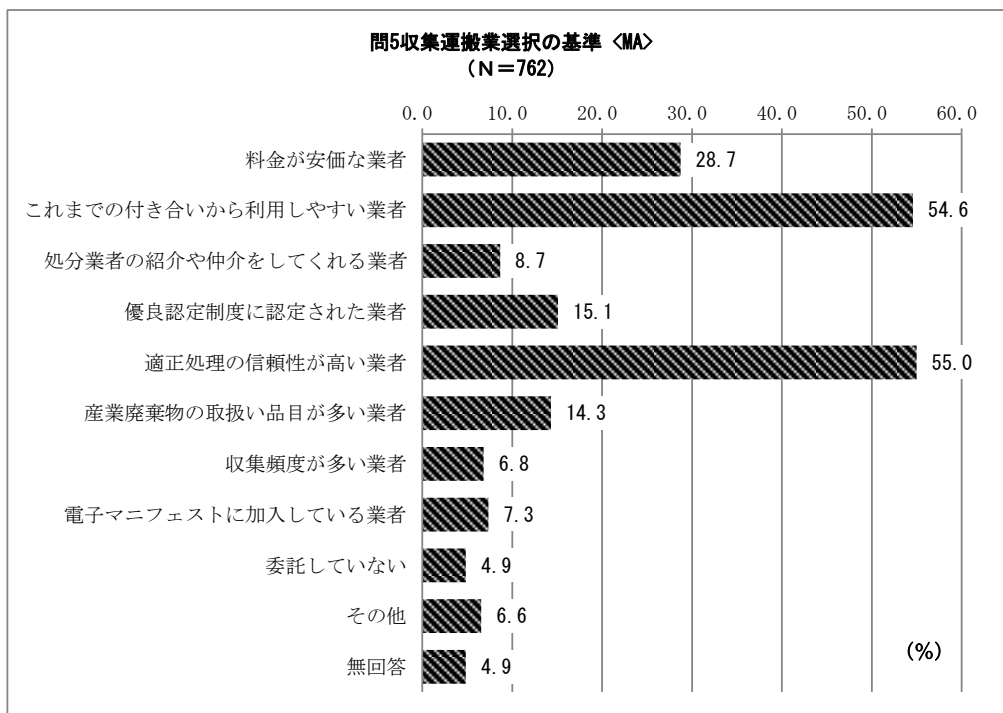


委託処理をしている事業者の中で、委託処理している産業廃棄物量が多くなっているのが「ガラスくず等」や「がれき類」で9万トンを超えている。



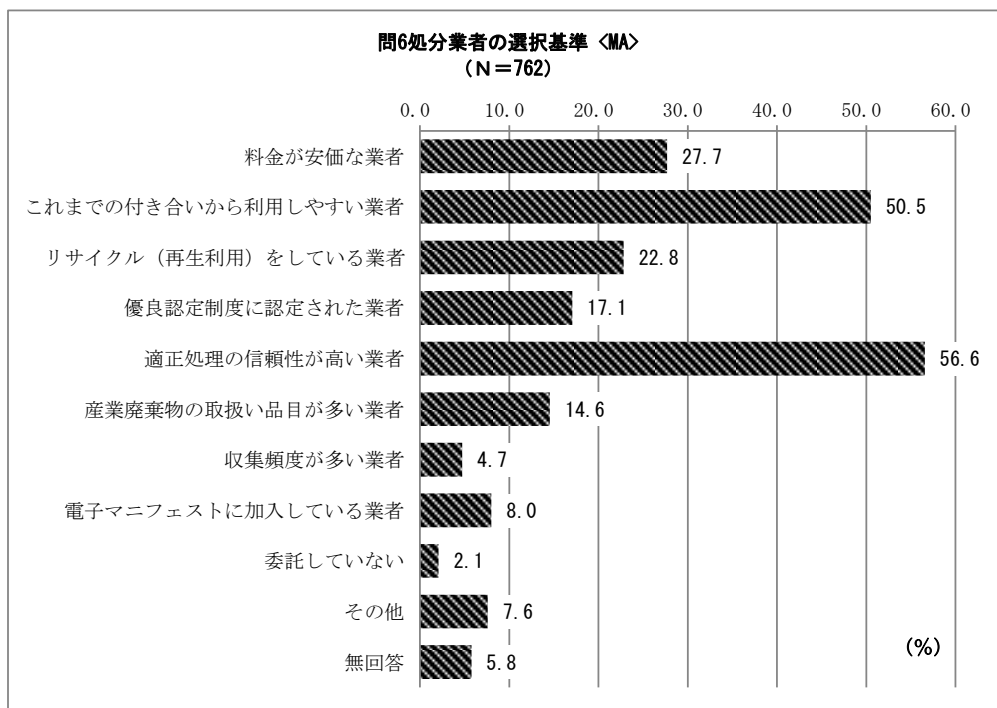
4) 収集運搬業者を選定する基準

収集運搬業者を選定する基準は、「適正処理の信頼性が高い業者」が55.0%で最も多く、次いで「これまでの付き合いから利用しやすい業者」(54.6%)、「料金が安価な業者」(28.7%)の順となっている。



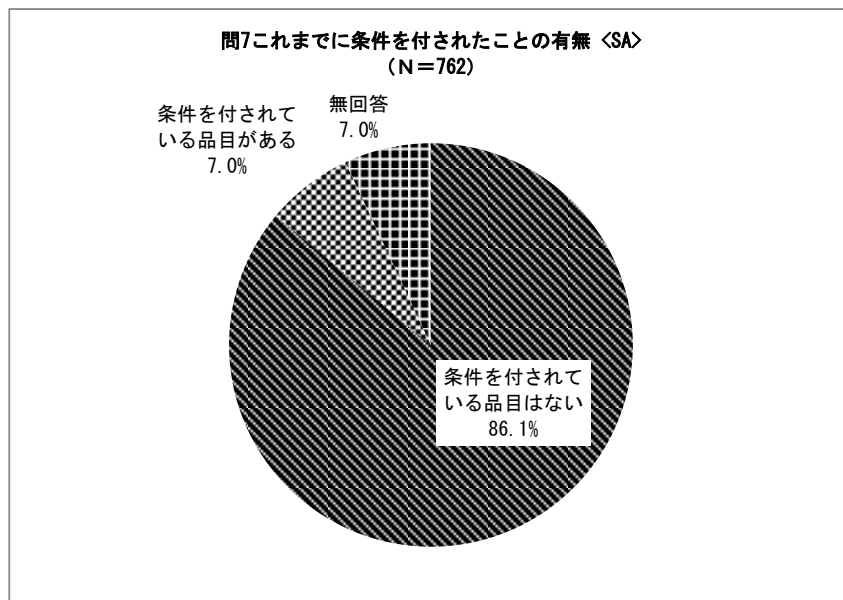
5) 処分業者を選定する基準

処分業者を選定する基準は、「適正処理の信頼性が高い業者」が56.6%で最も多く、次いで「これまでの付き合いから利用しやすい業者」(50.5%)、「料金が安価な業者」(27.7%)の順となっている。

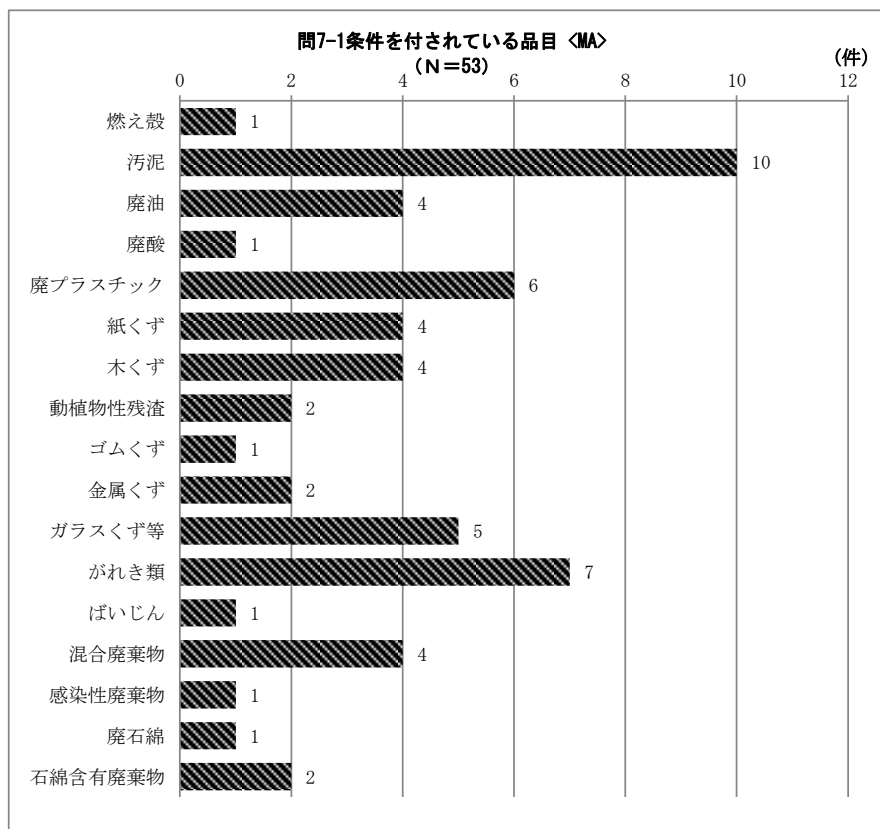


6) 委託処理をするにあたって条件を付されたものの有無

排出される産業廃棄物を委託処理するにあたって、収集運搬業者または処分業者から条件を付されているものの有無では、「条件を付されている品目がある」と回答のあった事業所は 7.0%となっている。



条件を付されている品目で最も多い種類は「汚泥」で 10 件であり、次いで「がれき類」(7 件)、「廃プラスチック類」(6 件)の順となっている。

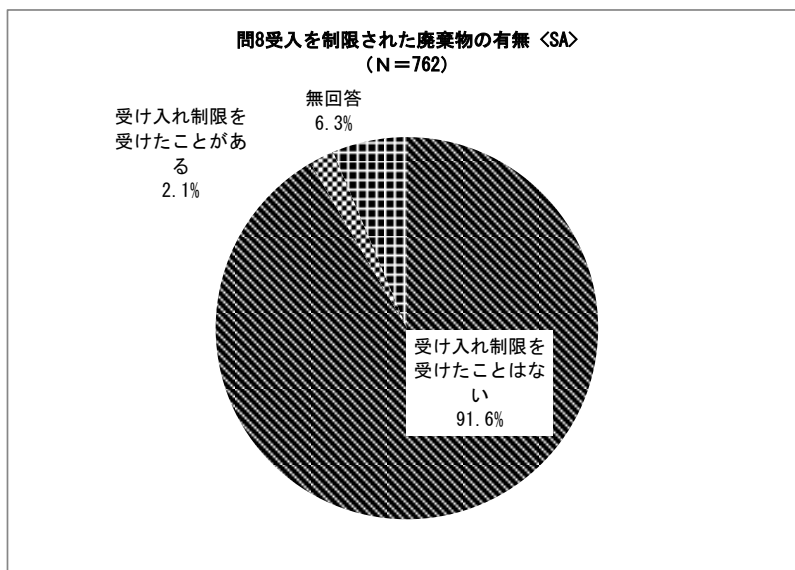


下記に、回答のあったそれぞれの品目ごとの諸条件を記す。

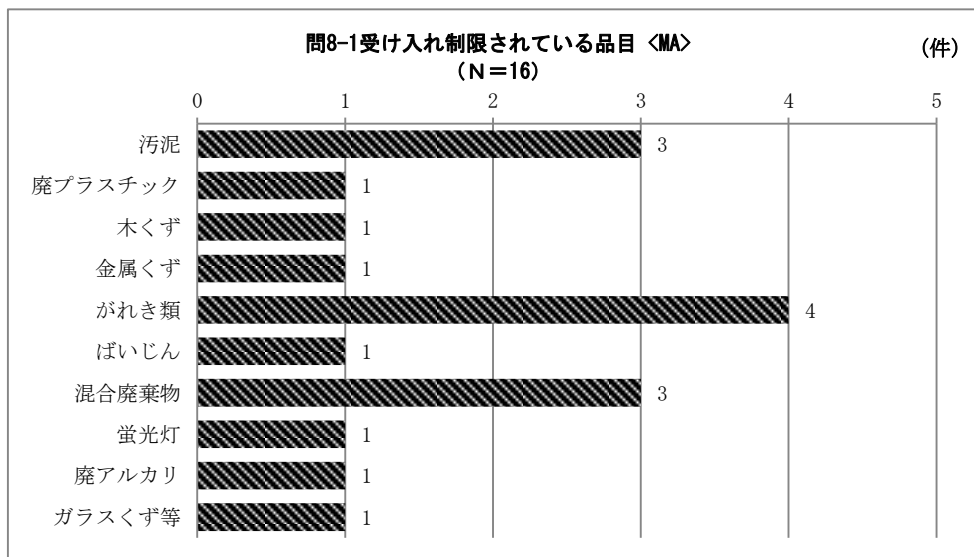
品目	処理条件
燃え殻	・成分分析証明書の提出
汚泥	・異物が混入していないこと ・土壌改良機により生石灰を混入し改良すること ・成分分析証明書の提出 ・特別管理産業廃棄物出ないこと ・脱水後のもの
廃油	・水分の混入防止 ・分別の徹底
廃酸	・容器の指定
廃プラスチック	・分別の徹底 ・受入量の制限 ・塩化ビニルの受入制限
紙くず	・分別の徹底
木くず	・受入サイズの制限 ・分別の徹底 ・異物が混入していないこと
動植物性残渣	・異物が混入していないこと ・脱水後のもの
ゴムくず	・受入量の制限
金属くず	・分別の徹底 ・水の混入防止
ガラスくず等	・分別の徹底 ・水分の混入防止
がれき類	・受入サイズの制限 ・異物が混入していないこと ・受入不可
ばいじん	・放射性濃度の制限
混合廃棄物	・粉状物の別封入 ・異物が混入していないこと ・分別の徹底
感染性廃棄物	・密封
廃石綿	・飛散防止措置
石綿含有廃棄物	・受入不可 ・建設廃棄物処理委託契約を締結すること

7) 過去に受け入れを制限された産業廃棄物の有無

過去に委託業者から受け入れを制限された産業廃棄物の有無では、「受け入れ制限を受けたことがある」と回答のあった事業所は2.1%となっている。



受け入れを制限されている品目で多い種類は「汚泥」「がれき類」「混合廃棄物」となっている。受入を制限されている理由としては、放射性濃度が高い産業廃棄物（汚泥、ばいじん）、受入先の容量不足（がれき類、木くず等）などとなっている。



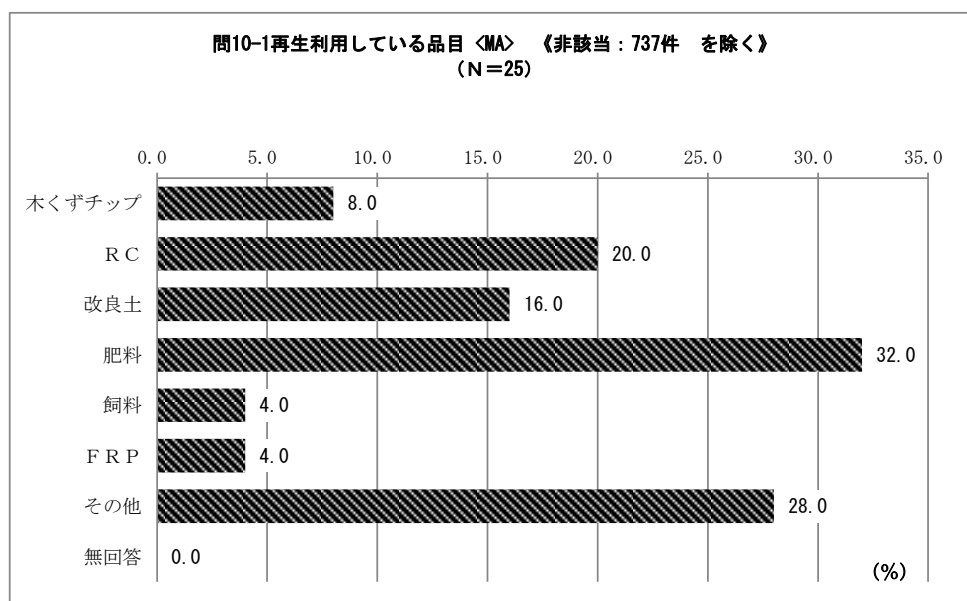
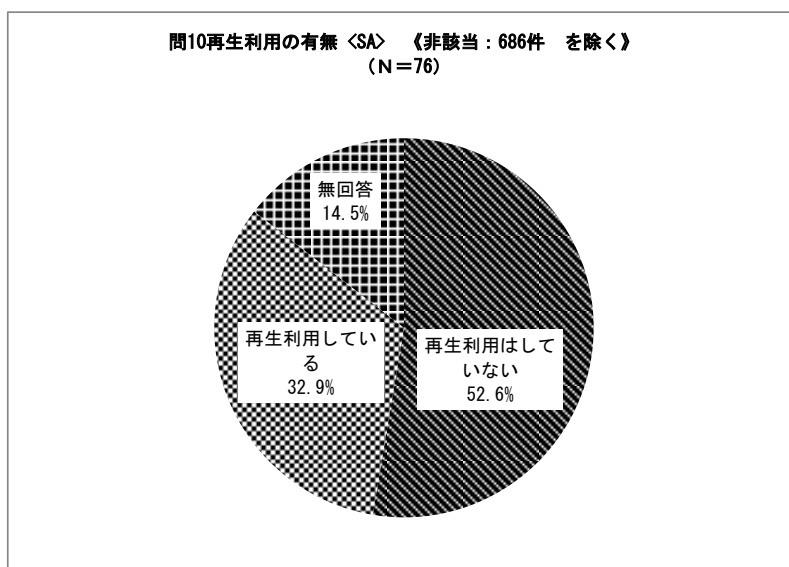
8) 産業廃棄物の処理委託費用

産業廃棄物の処理を処理業者に委託している場合の委託費用（収集運搬費、中間処理または最終処分費の合計）の全事業所の平均額は、年額で 4,602,682 円（中央値 525,640 円）、月額で 392,419 円（中央値 60,000 円）となっている。

9) 自社処理後の再利用の状況

問 2 で「自社処理をしている」と回答した事業所で自社処理をした産業廃棄物を事業活動の中で再生利用しているかどうかでは、32.9%が再生利用している。

再生利用していると回答のあった事業者で再生利用している品目で最も多いものが「肥料」で 32.0%となっている。



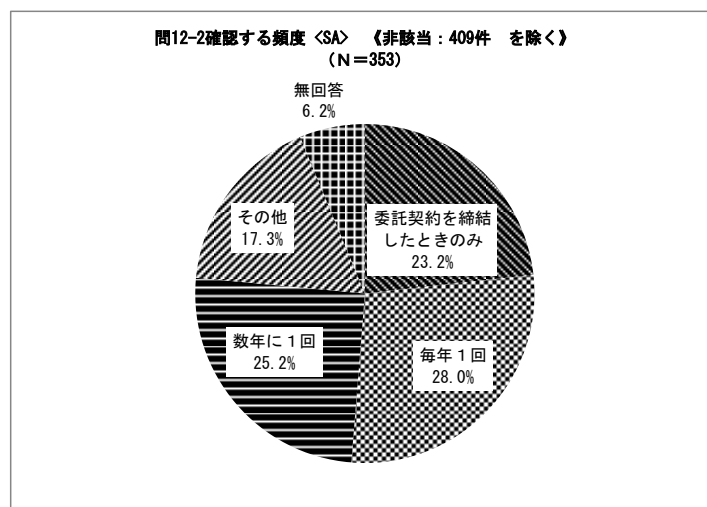
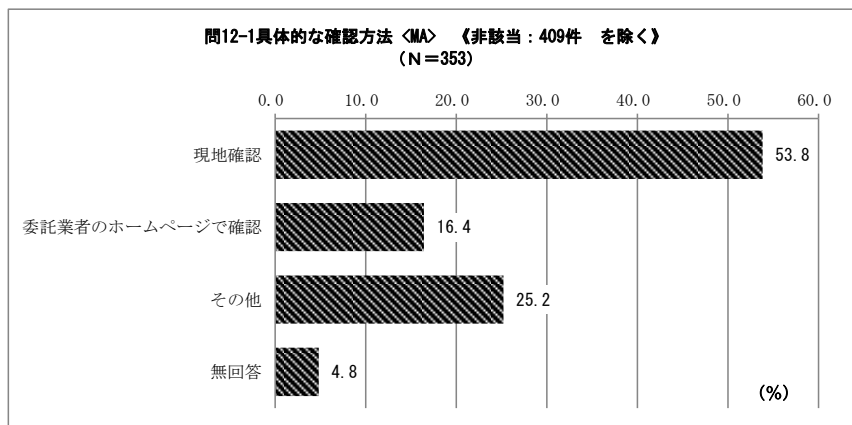
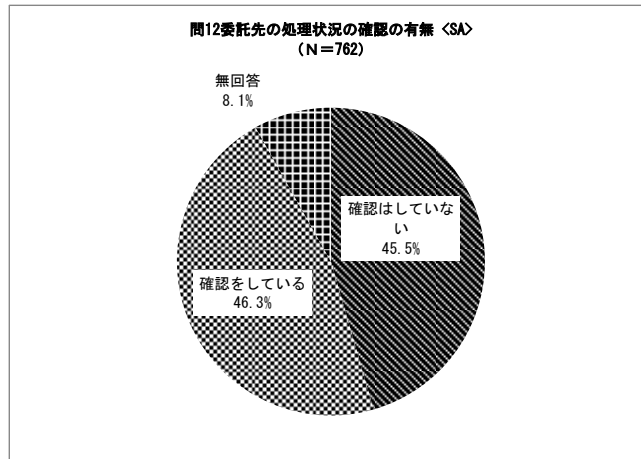
再生利用している事業者にも、再生利用のために工夫していることや、実際に成功した事例を尋ねたところ下記のような意見があった。

- ・ 施工現場で発生する石膏ボード（石膏ボード）端材をリサイクルし、人体にやさしいグラウンドの白線材料を開発した。
- ・ 砂利洗浄汚泥を使用する素材を販売し、法面吹付の現場で使用して頂いている。
- ・ （汚泥を中間処理した物を）太陽光発電所用の盛土として 3ヶ所で施工し、コンクリート基礎を使わず（のちに産業廃棄物となるため）、鉄製で安価なスクリーン基板の土合として利用し、強度、防草効果を実証した。
- ・ 乾燥機を自社製作し、食品製造過程で排出された残渣物を乾燥し、有価物として引取ってもらっている。
- ・ ワイン製造工程で発生する、ぶどうの圧搾粕を堆肥化し、社内農園にて使用している。
- ・ 農園に還元。
- ・ ワイン醸造時に発生するブドウ梗、及びワイン澱は、自社農園にて肥料として使用。
- ・ ぶどう園の中で半年発酵させ、土と混ぜる。
- ・ 堆肥にしてぶどう園へ施肥（特別な加工はしていない）。
- ・ リサイクルしたウレタンチップを使用した枕、座椅子、マットレス等を製造した。
- ・ 木くずを焼却し、隣に私の畑があるので肥料として使用している。木くずチップはうね全体にまき、保温と除草用になっている。（翌年に耕し肥料となる。）
- ・ コンクリートくずを破碎して、RC で販売して利益を得た。
- ・ 自社畑に撒いて土と混ぜ合わせて堆肥として使っている。

10) 委託先の処理状況の確認状況

産業廃棄物の中間処理及び最終処分委託処理に当たっての委託先の処理状況の確認状況は、約半数の46.3%が確認をしている。

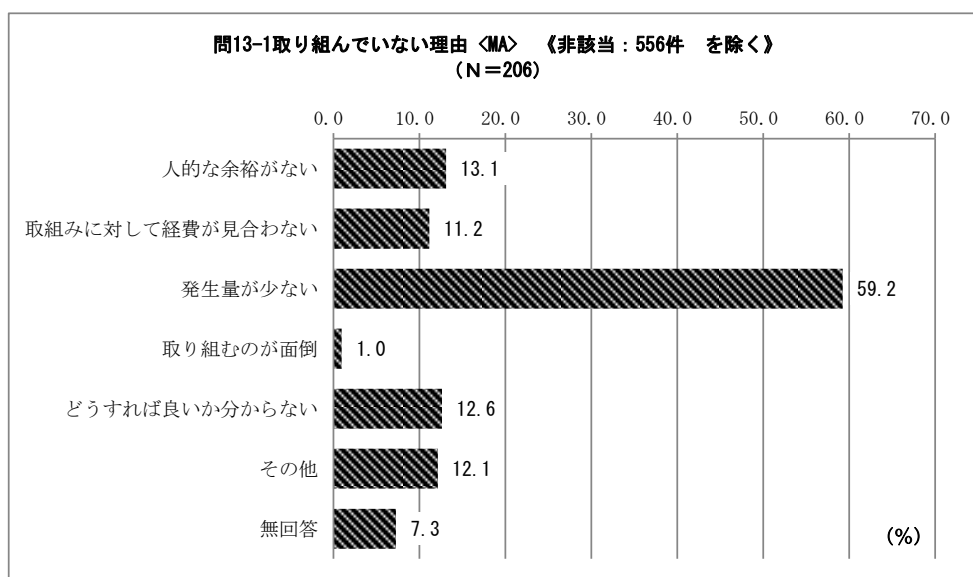
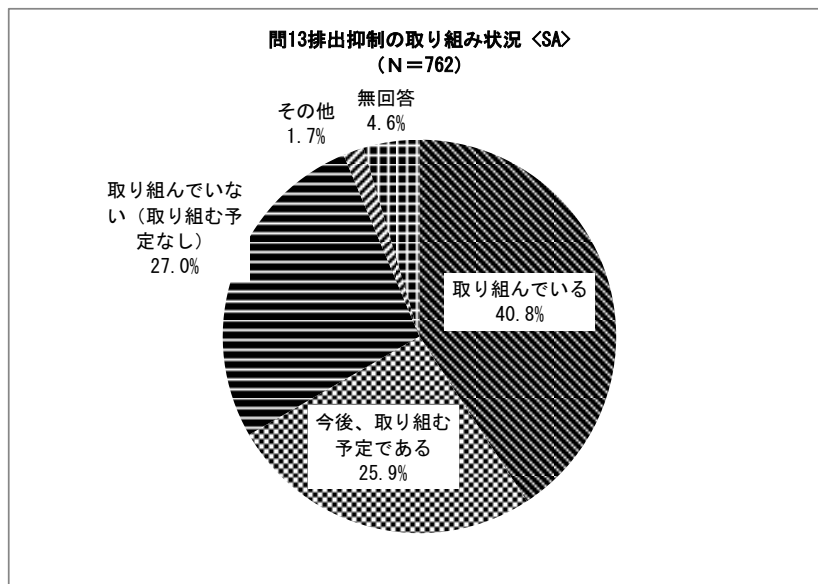
確認をしていると回答のあった事業所に具体的な確認方法を尋ねると、「現地確認」が53.8%と半数を超えており、次いでその他（主にマニフェストの確認等）が25.2%、ホームページで確認が16.4%となっている。また、確認する頻度では、「毎年1回」が28.0%と最も多く、次いで「数年に1回」(25.2%)、「委託契約を締結したときのみ」(23.2%)の順となっている。



11) 産業廃棄物の排出抑制への取組み

産業廃棄物の排出抑制への取組み状況は、「取り組んでいる」が40.8%と最も多くなっているが、「取り組んでいない（取り組む予定なし）」も27.0%と比較的高くなっている。

取り組んでいない理由については、「発生量が少ない」が59.2%と最も多くなっている。



産業廃棄物の排出抑制に取り組んでいる事業者に、排出抑制のために工夫していることや、実際に成功した事例を尋ねたところ下記のような意見があり、業種ごとにまとめた。

●農林業

- ・木皮を粉碎機により処理することにより、家畜の畜舎の敷きわら用、その他マルチとして販売。平成 26 年度 1800 m³を販売。

●鉱業、採石業、砂利採取業

- ・汚泥排出量を抑えるために骨材の需要量に合わせた生産をしている
- ・砂利洗浄水から発生する汚泥の量を減量するため、碎石粉末を除去しています。
- ・水量を減らし、汚泥の発生を抑制している。砂分級機を大型の機械に入れ替え排出を抑制する予定である。

●建設業

- ・解体工事等で出される産業廃棄物の分別に取り組んでいる。
- ・材料のプレカット化を進め、現場での排出量削減。
- ・輪（りん）木、パッキン材の再利用。
- ・廃棄物の分別、梱包材の省略、工法等の改善（工場加工、ユニット工法等）、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・分別集収することにより、廃棄物の量を削減している。
- ・分別の徹底。関係部署における巡回（半期 2 回）により、廃プラコンテナに金属、空缶等の廃プラ以外の混在確認
- ・金属とその他の仕分けをし、金属は買い取ってもらえる。
- ・コンクリートガラは路盤材料として使用している。
- ・現場で排出された撤去材料等を細かく分別し、鉄くずと廃プラスチックはリサイクルしている。
- ・残材の分別。
- ・現場と施設とで 2 回分別し、有価物を取り除く量を増やし、産廃を減らしている。使える物は再利用するよう心掛けている。
- ・新築の施工現場では廃棄物を 27 品目に分別し、自社工場にて更に 80 種類に細かく分別して、徹底した自主管理規制で資源循環を行っている。
- ・各工事現場において廃棄物の分別を心掛ける。
- ・内装ボードの長尺化、ケーブルドラムのリユース、配管のユニット化及びプレカット、保温付スパイラルダクトの採用、衛生設備機器の通箱搬入と省梱包、LGS のプレカット、一般床型枠のデッキプレートへの変更、床の PC 化
- ・資材置場にコンテナを設置し、分別を行い搬出している。
- ・使用材料缶、梱包材をリサイクルすることにより、5m³/年程度削減した
- ・製品の過剰包装を断るなどしている。建設業の性質上、改修工事等では産業廃棄物は多くなるため、リサイクル可能な産廃業者を選定している。
- ・梱包材等を納入業者に引き取りをお願いしている。
- ・廃棄物の分別や、搬入業者への梱包材の持ち帰りをお願いすることにより、年間 80%の減量をした。
- ・梱包材のリユース。

- ・梱包材の再使用。紙は両面使う。仕訳を厳密に行う。
- ・自社にて資源物と廃棄物に仕分して排出抑制の工夫している。
- ・新設工事における資材調達は最小限の必要量に努めている。
- ・紙くず（シュレッダー、リサイクルペーパー、ダンボール）を分別しリサイクル、ペットボトルをリサイクル、撤去してきた器具類は、鉄、プラ等に分別。
- ・アスファルト、コンクリート、木くずを中間処分場へ搬出しているが、処分場への移動距離をできる限り縮小している。
- ・現場内にて分別を撤廃し、混合廃棄物の量を削減した（28m³）。
- ・ダンボール、金属くずはリサイクル業者に取りに来てもらう。
- ・紙類、ダンボール、木は分け、なるべく産廃が出ないようにしている。
- ・梱包材、金属類等リサイクル業者に引き取ってもらい削減している。
- ・発注数量のチェック。
- ・廃棄物のほとんどが発注者（公的）から請け負った時のものであるため削減できていないが、社内で発生するコピー用紙は裏面利用するように心掛けている。
- ・分別に分ける。スチロール系は液に溶かし専門業者に売却する。鉄・非鉄も分別に専門業者に売却する。
- ・工事で出た伐採木を燃料として、地域住民へ配布している。量については、その都度変わるので不明。
- ・排出量を削減するように、発生量の排出量をおさえる（細かな分別に、取り組む）
- ・木くずを現場の近くの空地に積んで希望者に配りました。別荘の人など欲しい人が自由に持って行き、木くずの排出量を減らしました。
- ・現場における木くずの自然乾燥、廃棄物の分別の徹底、ふるい分けによる減量化。
- ・分別する事により再生利用可能な物が増加した。
- ・廃材（木製品）の再利用を徹底。
- ・分別処理をしている。ダンボール等は無料の処分をしてもらう。その他は有料となる。
- ・混合廃棄物の分別処理。
- ・従業員に分別を必ず義務づけしています。
- ・生コン注文時の厳格な数量出し（残コンの減量に努める）。
- ・ミスプリントした用紙は裏面を再利用することにより紙くずの排出量を 1/2 削減した。ケーブルドラムは専門業者にリユースすることにより排出量を削減した。照明器具等の梱包材をリユースすることにより排出量を削減した。
- ・当社の産廃は請負工事のコンクリート取壊し工等定められている物が全てです。設計以上の数量にならぬよう、現場・図面を確認して抑制に取り組んでいる。
- ・排出抑制に取り組んでいるものが建設廃棄物である為、受注工事による工種内容において予定排出数量に差異が生じるが、排出現場毎に全員が規則に従い、規則を守る姿勢が得られる様になった。
- ・木材を乾燥させることによって、処分量を抑制できた。
- ・ダンボール等およびペットボトル、缶類はすべてリサイクルに出している
- ・梱包材、パレット等を出荷工場へ引取させている。改修工法を産廃の少ない方法に変更。
- ・工場プレカットにより現場から発生する木くずを削減した。梱包材のダンボールは分別し、古紙回収等による再利用とした
- ・梱包材を産廃として処分しないよう再利用。

- ・排出量の少ない工法等採用。
- ・建築現場で、余剰となる部材をチェックし、常に余る物は出荷を制限している。
- ・部材のプレカット化、作業所別の排出量目標と、排出実績の公表（新築工事2ヶ月毎）
- ・資材の適正量発注、搬入資材の余計、無駄な梱包の中止、抑制要請、ユニット工法の持用。
- ・梱包材等をリユースすることに、排出量を削減した。現場での産業廃棄物の分別を推進し、リサイクル率を向上させた。現場の産業廃棄物を高度に分別し、一部を有価物として売却した。
- ・汚泥のリユースに努めている。
- ・施工計画時点からの搬入資材の検討と制限。現場での減容化（破碎、脱水）の実施。
- ・ゴミの分別、再利用型枠材の採用。
- ・出来る限り分別して排出している。
- ・少なくする努力は、現場ごとに心掛けていますが、産業廃棄物が少なくなるという事は、仕事量が減るという事につながるもので、なかなか難しいのが現状です。
- ・梱包材の簡素化。
- ・梱包材は、納入業者に引取依頼している。木材類は、コンプレッサー式の針抜機を導入して細かい部材も再利用している。
- ・中古量表に新しい畳縁をつけて、お客様にサービス商品として無償提供して、お客様に喜ばれている。
- ・各現場での無駄な資材の抑制を実施し削減に努力している。
- ・新築産廃を抑制するために、工場でプレカットした木材を使用し、排出量を削減している。
- ・金属の有価処理、分別等。
- ・3R（排出抑制、再利用、再生利用）の推進。
- ・木くず、古材が多い場合、釘・金物を除き、適当な大きさに揃えて暖炉を使っているお客様に差し上げている。
- ・現場でのゴミの分別。リサイクル率の意識の高い処分業者との取引を行う。

●製造業

- ・木パレットで再利用可能なものは木パレットを納品業者に戻して、有効活用を図っている。（再利用不可のものについて弊社にて木くずとして適正に処分している）
- ・含水率の高い汚泥をろ布を用いて水切り、乾燥させることにより、約6トン/年排出量を低減した。
- ・梱包材のリユース、裏書の使用。
- ・発砲スチロールの再利用。
- ・動植物性残渣の減容プラントの試験運用（但し処理量は少ない）。ロス品の社内販売。
- ・通箱リユース、製品ロス低減活動中（社内）。
- ・殻石灰の有用性を広めて、多くの農家さんに利用してもらう。卵については卵そのものが製品になるので、原価をおさえるためにも日々、廃棄する卵を削減する工夫をしている。
- ・製造工程で廃棄される量の削減。
- ・簡囲梱包化、納入原材料の大容量化。
- ・環境教育。
- ・ムダな量の発注（必要とする量しか発注しない）。在庫管理の徹底（在庫表の共有化）。いずれも実験用試薬（化学薬品）に対してです。

- ・フルーツの送別ラインの改良により、こぼれを少なく抑える工夫をした。同種の製造を集中して行えるよう、生産管理課で調整し、歩止まりロスを減少させた。その他の工夫で、昨年比の果物残渣削減は約 75%程。
- ・廃プラスチック類の排出量の削減に努力しています。
- ・製造工程の見直しにより、排出量抑制に取り組んでいる。
- ・醤油粕の飼料メーカーへの販売。排出量が抑制された訳ではない。大幅なコスト削減が達成できた。
- ・生産数量、生産計画を見直すことにより、動植物性残渣を削減した。
- ・製造工程での歩留り向上により、不良品排出の抑制。商品返却による廃棄を抑えるため、お客様への事前連絡等を実施。
- ・排出数量の低減させる為、社員に呼び掛け一般物と産業廃棄物の分別を行うようにして資源物にできるように行った。
- ・ガラスビンのリユース。
- ・水分を多く含んだ茶葉の脱水により、廃棄物の減量を行っている。
- ・原料に使用する米を洗った廃水を遠心分離機に通すことにより、廃水処理にかかる負荷を低減し、汚泥の排出を削減しています。
- ・排出物の分別を推進しリサイクル利用等で産廃排出量を削減する。
- ・分別することで有価物化。製造ロスの削減。
- ・工程稼働改善により、不良品の削減。
- ・3R の推進。社員教育により排出抑制意識の醸成。
- ・機械調整による排出量の削減。
- ・分別作業を社員全員が行う。
- ・ラグーンから発生する汚泥を場内の汚泥脱水機でおよそ 1/50 に減量している。
- ・裁断したあとの端切れがでない様に極力少なくなる様に努めています。
- ・不良品の削減（不良品は焼却・廃棄処分するため）。
- ・裁断時の割り付けをコンピューターを使用する事により裁断のロスを減らしています。
- ・原料仕入の適正化。余分に仕入れない事で残糸が出ない。
- ・接着剤洗浄液の残渣物を乾燥・攪拌させ残渣物の量を低減し、汚泥の回収回数削減。▲4387.2 k g /年の削減
- ・工程内不良削減により不良品による木くずを削減した。
- ・①水銀灯を一部 LED 灯にすることで寿命を伸ばしている。②ISO14001 の取組み活動のパレットくずの排出削減をテーマにしており、パレットを丁寧に扱うようにしていく活動をしている。これによってパレットくずを減らすようにしている。
- ・適切なサイズの手紙を使い、断ち落としを極力少なくする。
- ・廃プラスチック類の一部を分別によりリサイクル化。引火性廃油の類似配合品のリユース。
- ・ダンボールの「リターナブル化」による削減。
- ・商品の返品が大部分のため、返品を減らすよう努力している
- ・生産量に応じ、産廃量変動するが、発生量の削減のために工程改良に継続的に取り組んでおり、減少傾向となっている。
- ・グループ社全体として、ゼロエミッション活動、グリーンファクトリー活動を実践して来た。
- ・油撒き場の清掃や軽油に代わる付着防止剤の使用推進により、油水分離槽に設置している「廃ウェス」の使用を軽

減させている。

- ・ AS 廃材受入時に、それ以外の異物の混入がないようお客様にお願いしている。
- ・ 塩化ビニル廃プラを分別し、リサイクルを実施。
- ・ 射出成形用原材料のうち、再生使用可能なものについては粉砕して、未使用材料と混ぜて再利用している。
- ・ 製造部門では「5R」を徹底して行い、管理部門でも裏紙使用だけでなくペーパーレスも心がけている。
- ・ 粉砕することにより再利用している。
- ・ 分別の強化（ビニール、鉄くず等）により廃プラスチック類の排出量の削減。・ 装置の改善により廃プラスチック類の排出量の削減。
- ・ プラスチック製品端材、不良品、金属類をリサイクル業者へ排出している（プラスチック 172 t/年 金属 16 t/年）。破損ガラス（型ガラス）をリサイクル業者へ排出予定。
- ・ 廃プラスチックの材質別分別及び破砕により有価物として処理排出回数を 2～3 回削減。アルミ・ステンレス・鉄は金属処理業者にて有価物処理。
- ・ ごみの分別、梱包資材のリユース、従業員が個人的に持ってきた飲食物のごみ必ず持ち帰る。
- ・ 種類の分別等をしている
- ・ 不良品を削減した結果、廃棄物が減少した。
- ・ ウレタンチップ以外にポリエチレンのチップを商品化する予定。
- ・ 廃プラスチック類等は極力、リサイクルするようにしています。
- ・ 分別強化により廃プラスチック類として処分していたものを有価での引き取りをお願いできるようになった。月 3500kg の削減。酢酸エチル排ガス回収。精製工程の見直しにより廃油の削減。月 1000kg の削減。
- ・ 端材・不良品の削減により 10m³/年削減。
- ・ 当社ではコンクリート積みブロックを製造販売されているが、製造過程で出る不良品が廃棄物となるので不良品をできるだけ少なくすべく、努力しているが、今一歩減らすことができていない。
- ・ パレットや木箱の再利用等により、木くずの量を削減する。
- ・ ユーザーと受注時の数量再確認の徹底。
- ・ コンクリート製品の廃品を出さない様になっている。
- ・ 排出抑制に努めているが成果が得られてないのが現状。
- ・ スラッジ水として練り水に再生利用するも、量は少ない。
- ・ 事業所目標にしている。できる限りの分別を行い抑制に取り組んでいる。製品ケースの有価物化など。
- ・ ISO 認証取得した 2000 年以来、継続的に梱包材、プラスチックパレットなどをリユースし排出量を削減している。同様に、ポリエステルフィルムは継続的にリサイクルしている。又、PP バンド、ビニール類、ラップ等梱包資材のマテリアルリサイクルと呼ばれる分別をして回収することに取り組み始めた。重さは軽いがかさのある梱包資材であるので、4 月～10 月までに 700kg 超のマテリアルリサイクルを排出。
- ・ 回収水を沈殿させ上澄水をコンクリートの練り混ぜ水に使用。
- ・ 生コン受注時に、注文者（顧客）に数量確認。
- ・ 残コンクリートの抑制（施工業者との打設打ち合わせ）。
- ・ 顧客（現場）との連絡を密にする事により、残コンクリートの減量。又、一定量以上の残コンクリートは処理料として料金を頂く。（以前は残コンクリートを用いて、2 次製品のコンクリートブロックを作製していたが、手間がかかる事と、需要が少ない事から現在は作製していない。）

- ・納入業者に使用する数量を正確に計算して貰うようお願いする。
- ・汚れが少ないダンボールを再生業者へ持ち込んだ。
- ・金属くずを分別して有価物化した
- ・歩留りの向上が削減につながるので、各工程で取り組んでいる。
- ・社内にリサイクルセンターを設置し、分別を細分化する事により、リサイクル率を向上している。梱包容器はリターナル容器を使用している。
- ・梱包材の再利用による廃プラスチック類排出の削減。木製パレットの再利用により、木くず排出の削減。
- ・紙くずなどはリサイクル用紙として、裏紙を使用している。鉄くずは使用できそうなものは、簡単に捨てない。
- ・リース品として部材を再利用する。
- ・実際には排出抑制までにはなっていないが、有価物になるよう取り組んでいる。
- ・分別を徹底し、産廃でなく有価物化する。
- ・有価物且つ梱包資材を分別し、5回/年を4回/年に減少させた
- ・製品受入れ時に梱包材を処分せず、納品時に利用または返却する。
- ・紙くずのうち、コピー紙や厚紙は、リサイクル業者に切り替えて廃棄を削減している。
- ・コピー紙裏面使用。安全用品等のリユース。
- ・パレットを木からプラスチックに変えた。梱包をダンボールからプラスチックのリターナブルにした。
- ・工場排水減量のための節水を心掛ける。
- ・ゴミの分別による再生可能資源のリサイクル。
- ・切粉の回収時に切削油を回収して再利用。
- ・分別徹底によるリサイクル。
- ・凝集剤変更により、汚泥削減（約25t削減）。業者開拓により、廃プラの有価物化（約6t削減）。
- ・梱包材の再利用、メーカーへの返却に取り組んでいる。
- ・容器、パレット等の返却
- ・分別を推進し再生率の向上に努めている。
- ・木パレを再利用することにより、排出量を削減した。
- ・使用済洗浄剤を蒸留再生し、25%のリサイクル化した。コピーの裏紙使用。
- ・分別、有価物化、ダンボール箱の通い箱化
- ・分別をはっきりして端材業者に購入してもらっている。チタン、ステンレス、アルミ、鉄の屑を分別することにより引き取ってもらえる。一緒にすると産業廃棄物になってしまいます。
- ・過剰梱包の抑制により、従来比5%削減した。
- ・部品梱包箱をメーカーと共同でリユースすることで、木くず廃棄量減量した。廃プラスチックをより分別強化し、有価リサイクル品を増加させた。
- ・廃棄物排出量を月毎に監視している。（ISO14001環境で取組んでいる）
- ・分別・有価物の推進。
- ・梱包材リユース、各金属類リサイクル。
- ・梱包材をリユース ・廃プラを捨てる際に、圧縮して排出量削減した。
- ・機械をこまめに止める。
- ・前年度より3%減を目標に歩留り向上などのため従業員がQCサークル（職場内での自主的品質管理活動集団）で

話し合う。H25年度とH26年度比では4.19%削減。

- ・裏紙の利用、ファインプリント印刷。
- ・梱包材の設計変更による削減。分別による削減。
- ・自社での分解分別に取組み、可能な限り有価物化している（主に金属くず）。
- ・ゴミの分別（ゴミ箱に表示）→「プラスチック・ガレキの表示」。
- ・外皮、チューブを産廃として処分していたが、コンテナ袋に分別、回収してもらう事により100%リサイクルでき、2015年は420kg削減（外皮、チューブは「おもちゃ・壁紙」にリサイクルできた）。尚、この取り組みは授産施設との協働銅線事業として、社会貢献にも繋がった。
- ・産業廃棄物の廃液及び廃プラを有価物処理対応。
- ・薬品交換頻度の見直し、排水系統の見直し、流量の管理及び調整により廃棄処分量を抑制する。
- ・製品の歩留工場のための改善活動を実施し、購入部材の削減、副資源、梱包材などの削減に取り組んでいる。
- ・産廃を有価物化。
- ・分別（産業廃棄物とリサイクル品を分別して、排出抑制につなげた）。
- ・問7で回答した通り再利用可能なように仕分けした結果処分して戴く際、業者様より支払って貰っております。
- ・製品不良品の利材化。廃溶剤を再生委託し、その再生品を生産に使用。
- ・特別廃油（IPA、アセトン、エタノール等）を有価物化したことにより、廃油の削減をした。
- ・廃プラスチックの再生化。IPAの再利用。ジクロロメタンの再生化。
- ・コピー用紙の裏紙使用化、切削油の交換サイクルの見直し、梱包材の通い箱化。
- ・業者に売却している。
- ・非鉄金属（銅・アルミ・スズなど）を有価物として処分。ダンボール、古紙のリサイクル。
- ・銅板、銅線の端材は有価物として売却。
- ・廃カーボン水を脱水することにより1ドラム（200kg）を約13kgに削減した。廃プラを有価物での引取先開拓。
- ・鉄、非鉄金属を廃棄物から外し、リサイクルしている。電子機器を分解し、鉄、アルミ、ステンレス、基板、コイル等細かく分別している。コストダウンに直結する。
- ・産業廃棄物として排出していた物を、有価物として買い取る業者に変更して産廃重量を削減した。
- ・完成品の輸送に専用の架台を製作し、繰り返して使用することによって梱包材を不要にした。
- ・廃棄物の細かな分別。持ち込みゴミの持ち帰り。
- ・ゴミ分別廃棄を全社員に周知徹底させている。ゴミ分別チェックシートを運用し、週一でパトロールを実施している。
- ・鉄板の歩留率の向上に努め、廃鉄くずの減少を図っている。
- ・梱包材を新聞などで代用し、廃棄量を減らした。自社では不要だが、他社では再生できるものが多いため、他社との関係構築し、廃棄物を削減している。
- ・各協力会社から送られてくる梱包材を当社製品出荷の梱包材としてリユースしている。各協力会社から送られてくるダンボールを折りたたんで協力会社に送り返し、リユースしている。各会社用のステーションを作り、そこにダンボールを保管している。
- ・分別廃棄の徹底。
- ・プラスチック成形端材を破砕することにより、転用可能な品への再原材料化（内部リサイクル）。※結果、2014年度実績・・・22.27t

- ・発泡緩衝材やビニール袋のリサイクルの実施。
- ・廃水処理薬品見直しにより、汚泥発生量削減（40%削減）。脱水機3布メンテナンス改善により、汚泥重量削減（10%削減）。廃酸の中和処理（廃水処理）により、廃酸排出量削減（50%削減）
- ・機械加工事における切削油の再利用 97m³/年。
- ・発生量を極力出さない様、回収に務めている。
- ・ペットボトル、アルミ缶等の分別。廃シリコンは産廃業者に出さず、シリコン回収業社への引取等。
- ・ロス低減活動。廃棄物容器の隙間を少なくなるような配慮。
- ・コンクリートくずの排出量を無くした。
- ・梱包されてきた部品等の梱包材は、購入先に戻している。
- ・水分を含んでいる廃液を処理装置で水分と廃液に分離させて、廃液の処理量を削減した。
- ・木材カットの端材については、リサイクル可能なサイズについては再利用している。
- ・過剰仕入を抑制することで排出を抑えている。
- ・分別を行い、有価物として引き取ってもらう。再利用できるものは社内で再利用する。
- ・プラスチック類と他の紙類と分別に心がけています。
- ・弊社の不良品は一部廃プラスチックとなります。工程内不良削減に取り組んでいます。また、環境ISOも取得しており、工場の目標としても廃プラ削減活動を行なっています。

●電気・ガス・熱供給・水道業

- ・分別。
- ・撤去されたコンクリート柱ですが、リユース基準を下げてリユースする本数を増やしました。
- ・浄水発生土の脱水・乾燥工程を十分に行う。
- ・天日乾燥と機械脱水の二つの方法により中間処理を行い、脱水汚泥を減量している。
- ・汚泥の含水率の低減化。
- ・汚泥含水率の低減。
- ・定期的に薬品（高分子凝集剤）の選定試験、脱水機の設定等を見直し、含水率の低下に努めている。
- ・含水率の低減。
- ・脱水汚泥の焼却処理を行い、排出抑制している。

●その他の業種

- ・作業に関わる書類の印刷出力を減らす取り組み（画面上で確認可能な場合は出力しない等）。
- ・廃油（廃エンジンオイル）は冬季の廃油ストーブの燃料として使用している（夏季には廃油リサイクル業者に再生重油の減量として売却している）。
- ・分別することにより、廃材をリサイクルし、ゴミの排出量を削減した。
- ・廃油（廃エンジンオイル）は冬季の廃油ストーブの燃料として使用している（夏季には廃油リサイクル業者に再生重油の減量として売却している）。
- ・再利用できる物を別に分け、業者に引き取ってもらっている。
- ・オイル交換の回数を減らした
- ・高性能オイルを使用する事で交換距離を伸ばし、廃油の量を減している。タイヤをリトレッドし再利用している。

- ・環境にやさしく、ダメになりにくいものを選んで使っている。
- ・耐久年数の短い木パレットから耐久年数の長いプラスチックパレットに交換し排出抑制に取り組んでいます。廃油は、再生油として焼却処分せずに再利用できるように検討中です。
- ・高性能商品に変更し、長持ちするよう努めている。
- ・少々高額でも、効力の長持ちするエンジンオイルを使用している。10年前にくらべ廃油の量が減り、コスト的にも負担を感じなくなった。
- ・ISO14001の基準を遵守。可燃ごみの運搬回数を月1回に削減。
- ・グレードの高いオイルに変え、交換時期の延長に取り組んでいる
- ・耐用年数の短い木製パレットから順次耐久性の有るプラスチックパレットに切替え中。廃油を焼却処分から再生するプロセスに転換推進中。
- ・廃プラスチック（パレット）の再利用を推進した。
- ・スチールホイール等は塗装して販売している
- ・廃棄物の圧縮を実施。
- ・発生量が少ないため、取り組んではいませんがあまり変わらない様に思います。
- ・廃棄物の発生量が少ないので、種類別に分別し、有価物として処理しごみの発生量を減らしている
- ・自動車修理部品をリビルト品を使用する事により、処分する部品を再利用に回している。
- ・再生又は修理。
- ・リサイクルや、アルミの回収を行っている。
- ・リサイクルパーツとしての流通。
- ・交換せず修理して使用。
- ・分別、再利用。
- ・点滴バックの適正な処理により特管の廃プラの排出量削減（80kg）。
- ・取り組んでいるが、針捨てBOXなどのプラスチック容器や感染性廃棄物収納BOXなど最新の容器を採用し、規程量以内で使用しているが、患者数増加に伴い、排出量も増加しているため、排出量削減に至っていない。
- ・出来る限り、産業廃棄物と一般廃棄物とに分別し処理を委託している。
- ・分別の厳格化。
- ・H20年2月に新しい機械を入れ変えて界面活性剤を使わない洗浄で産業廃棄物汚泥（有害）が以前の1/36（1ヶ月1本が3年に1本）に消滅された。
- ・コスト削減のため、富士吉田工場を統合し、使用量を削減した。
- ・全般的にリユースを行っている。
- ・部品交換でなく钣金するようになっている。
- ・分別して各所に分けて出しています。
- ・交換済バンパーを切断粉碎し、メーカーに返却している。

12) 排出量削減に苦慮している産業廃棄物の種類と理由

産業廃棄物の排出量削減に苦慮している理由を品目ごとにまとめた。

●汚泥

- ・一時期、東北大震災の復旧工事と圏央道・外環・中央環状線工事、更に都心内の大規模プロジェクトなどが重なり、収集・運搬のダンプの不足やコンクリート塊・建設汚泥の中間処理後の販売・処分が滞り苦慮した。
- ・行政により、現場での破碎や脱水を認めない自治体があり、減容化が図れない場合があるから。
- ・自動車の走行に伴って自然発生的に発生する産業廃棄物なので削減に苦慮している。また、油分を含んだ汚泥なので処分の際も受け入れ業者が少ない。
- ・原石の内に3~4%は必ず含まれているので抑制は出来ない。
- ・原料に含まれている汚泥分は製品とはならないので取り除く必要がある。
- ・製造数の増加に伴い比例して増加してしまう。
- ・屋内排水処理より排出されるが、脱水乾燥速度と汚泥がたまっていく量が均衡していてなかなか減らない。
- ・酸洗汚泥（Ni・Cr含有）のリサイクル
- ・原水の水質が悪化すると薬品使用量が増加し、浄水発生土も増加する。濃縮後脱水・乾燥を行っても大幅な削減は認めない。
- ・焼却処理できない。また、脱水設備がないため抑制できない。
- ・スラッジ水として練り水に再利用しているが、出荷の変動が大きく作用する。

●廃油

- ・他の現場では、使用できないことが多いため削減が難しい。
- ・生産上必要な為。また、品質の問題を内包するため削減がはかどっていない。
- ・従業員全員に減らそう、再利用しよう、再使用しよう、という意識や取組が浸透していないため。施盤でのシャフト類切削によって、定常的に発生するため。

●廃酸・廃アルカリ（特管含む）

- ・危険性が高く扱いにくい。
- ・生産数量に比例して排出量が増えてしまう。自社での中和処理も、濃度が高く困難となっている。
- ・生産している製品の仕様などの変化によって、廃棄物の量の変動が予測困難。
- ・工程からの排出 薬品交換頻度を見直し排出量抑制に努めているが、製品品質の関係より交換頻度見直しに限度があるため、ある一定以上の排出量抑制が困難な状況にある。社内に処理施設（生物処理）がないため、事業所からの排出は処理業者に委託せざるを得ない。
- ・生産量の増加。・下水排水放流基準の遵守。

●廃プラスチック

- ・地中埋設用合成樹脂硬質波付電線管の端材は体積が大きいので、処理費用が負担になる。
- ・処分してもらった値段が高い。
- ・現在、半製品（制御盤の筐体で部品等が組込まれていないもの）を雨風を防ぐために養生したりするための廃プラ

が増えており、今後は保管エリアを確保する必要がある。

- ・荷づくり、梱包、袋、養生材等材料搬入に伴う発生材が多い。
- ・入院患者、職員用のペットボトルの仕分け徹底できていない
- ・病院においては、感染対策、薬品等の容器の廃棄物が多いため廃棄物量の削減が難しい。
- ・ライン工程から排出されるスクラップが減らない。
- ・主に扱っている商品が食品という性質上、安全・安心の観点から最低限の梱包が必要となる。また、梱包材（梱包ビニール）のリユースは衛生面からみて不可能である。
- ・フィルムにアルミが付いたもの。PEのプラに不織布の付いたもの。
- ・ポリエチレンシートのロスが必ず発生してしまう。
- ・「プラスチックだけ」のものと「他のプラスチックや金属と取り付けられているもの」は分別が難しい。
- ・梱包に使うクッション、発泡スチロールなどの産廃が多く、生産が増えると産廃も比例して増大する。リサイクルするとしても輸送コストの方が大きいので、現状廃棄する手段しかない。
- ・装置改造が必要。
- ・ポリ袋などのまとまった物は売れるが、細かなものはまとめられず、容積も大きい。
- ・地下水を処理（RO水、超純水など）する必要から、イオン樹脂（プラスチック類）を必ず使用しなければならず、これを定期的（10ヶ月～1年）に交換するので。

●紙くず

- ・部材の傷や破損を防ぐ為に、何重にもダンボールで梱包してくる。
- ・業務上、情報伝達で行うことが多い為、使用後の処分は廃棄するしかない。コピー裏紙の使用は行っているが比率としては少ない。

●木くず

- ・以前は植木等の木くずは自社の畑にて粉碎し、自社の畑の堆肥として使用していたが、畑の周囲の住宅事情により出来なくなった為、リサイクルを行っている処分業者を選定しているが他の利用方法について検討中。
- ・産廃料金が高いと思われる。
- ・除根した根の受取りは土がついていることもあり受入れてもらわないことが多い。
- ・木製パレットで輸送される商品を納品先で専用のパレットに積み替えた際に木製パレットが不要になり当社で処分しなければならない為。
- ・丸太に皮は必ず付いてくる。これを減らすには、山で皮を剥ぎ現場に置いてくるしかない。
- ・部材納品時、木パレットに部材が載せられ、納品される。産廃処理しているが、有価引取（収運含む）をしてくれる業者はないか？
- ・木製パレットで入荷する部品等が増加しているので木くずが減らない。
- ・海外からの部材調達増加に伴い木くずも増加。
- ・木くずは2社と協議したが、運搬費で逆有償になってしまう為、中止した。細かく砕いて肥料及び、緑化の乾燥防止に使用することも検討したが、防虫剤が付着している為、環境への影響を考えて中止した。
- ・行政により、現場での破碎や脱水を認めない自治体があり、減容化が図れない場合があるから。

●繊維くず

- ・中古量の処理費用が高い。

●動植物性残渣

- ・主原料である鮑の貝殻などは、サイズ選別して販促物として使用していますが、殻のワレや欠けた物は使用不可となり産廃となります。果樹園の肥料や、ニワトリのエサなどで引き合いはありますが、少量の為、増える一方です。産廃として処分してもらうのも kg 単価が高く、委託出来ないのが現状です。
- ・品質を優先すると規格外のロス（廃棄物）が増える。
- ・生産工程上どうしても出てしまう。使用頻度が少ない原材料は、賞味期限が切れてしまう時がある。
- ・品種切り替え時に必ず出る、新商品のテストで必要分以外は全て廃棄になる。
- ・製造数の増加に伴い比例して増加してしまう。

●金属くず

- ・電線管などの定尺購入材料は、他現場や他の施工区分で使用できない長さの無駄な材料が出やすく、それらを抑制する事が捗っていない。
- ・製造の際、電線は被覆をはがす。ピッタリの長さの線はない。部品購入の過剰梱包。事務用品、工具は消耗される。
- ・弊社の場合はタービンブレードの研磨ですので、図面通りに研磨する為、途中で排出抑制は大変難しいです。（仕上げ屋です）

●ガラスくず等

- ・鋳造時に使用するもので、一度熱を加えると再利用がなかなか難しく、テストで使用しても、商品が不良品となり歩留が悪いため。
- ・がいしは劣化により絶縁性能が落ちるためリユースが難しい。

●鋳さい

- ・砂型なので、生産すれば、廃砂は出てくる。

●がれき類

- ・受注する工事の内容により、廃棄物の量が変わるので何をもって抑制とするのか理解ができない。土木工事において「抑制」は現実的ではないのではないか。
- ・受注量に応じて、前年度より多くなってしまっている事がある。
- ・線路の碎石は周期取替等が発生するため
- ・一時期、東北大地震の復旧工事と圏央道・外環・中央環状線工事、更に都心内の大規模プロジェクトなどが重なり、収集・運搬のダンプの不足やコンクリート塊、建設汚泥の中間処理後の販売・処分が滞り苦慮した。
- ・清掃の際に排出される床掃きゴミ。木、外壁・石膏ボードの切り粉にビス類やその他ゴミが混じり分別が難しい。また、最終処分も埋立以外に無く、リサイクル品としての引き取りができない。そのため、運搬・処理契約が結べないでいる。
- ・購入者の必要な数量と製造者側の製造できる数量単位が違うので残コン及び戻りコンが出てしまう。
- ・顧客（現場）の無計画な注文。有価物として扱えるのか？分からないので全て、委託処理している。（法的な問題）

●感染性廃棄物

- ・入院患者さんの制限は不可。
- ・針捨て BOX などのプラスチック容器や感染性廃棄物収納 BOX など最新の容器を採用し、規程量以内で使用しているが、患者数増加に伴い、排出量も増加している。但し、最新の容器や規程量を超えない（詰め込まない）様にする事で、針刺し事故などの事故防止を防ぐことが出来ている。今後は排出量にも注意していきたい。
- ・患者の数等により減少対策が出来ない。
- ・紙オムツ。
- ・患者数の増加、手術件数の増加により、感染性廃棄物量が増加している。今後、新棟の稼働により手術部が新棟に移転し、手術室が増加（3室）するため、より一層の感染性廃棄物排出量の増加が懸念される。
- ・安全・確実な処理が必要な上、医療上使用するものである以上、リユースも不可。排出量も患者数に左右されるので抑制も難しい。
- ・分別を厳格にし、何とか感染ゴミを削減できないか（変更）

13) 自由記述

今後、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に向けて、どのような取組が必要であるかを尋ねたところ下記のような意見があり、業種ごとにまとめた。

●農林業

・林業の中では、枝などはできればチップ化して、早期の堆肥化を進めれば良いと思う。

●鉱業、採石業、砂利採取業

- ・汚泥の場合には処理代が高く、骨材の値段、生産に対しての機械等とのバランスが悪い。産業廃棄物としての取り扱い方を考えてほしい（汚泥が無害であるため）。
- ・砂利採取業者から発生する汚泥については、砕石業者から発生する汚泥とは異なり、シルト分が少なくほとんどが微砂である。このため脱水処理すれば、水田や畑の耕作土として再利用が可能であります。今後、耕作土として認めていただければ、耕作土としてリサイクル販売が可能かと思われます。砂利採取業者（河川砂利）と砕石業者の汚泥の違いを調べていただければ幸いです。
- ・砂利洗浄の過程で発生する汚泥を中間処理施設において脱水、脱水ケーキに改良しております。これまではその処分を砂利採取跡地に一定の支持力のある状態まで乾燥し埋立てをしたこともありました。現在では、土質改良機を導入し、脱水ケーキを生石灰と混合後改良土に改良しています。改良土は品質試験、土質試験を実施いたしまして、すべての安全性、強度を確認いたしました。改良土そのものまたは改良土と砕石を混合した製品を開発し、有価物として国県や市町村の公共工事他、民間事業に働きかけ利用して頂く方向で努力している最中です。山梨県におかれましても産業廃棄物のリサイクルを推進されておられることは感謝に耐えられません。その中で、以前実施されておられました。リサイクル製品認定制度を再びご検討いただければ、現状を打開できると思います。私達の業界も一致協力して、リサイクルの推進に精進して参りたいと考えております。今後共、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。
- ・産業廃棄物の排出抑制についてはいろいろ考えてはいるのですが、富士川の上原石により多くなったり少なくなったりする状況ですが、リサイクルについては国交省の計画にある側帯整備（堤防）用で使用できるよう、計画中でもあります。
- ・他県（静岡県など）では産業廃棄物になっていないのに山梨県では産業廃棄物になっているなど、廃棄物該当性の判断が異なるものがあるので検討してほしい。
- ・当社の砂利洗浄土は、極小の微粒子で生石灰と反応させると、硬化し、盛土材、路盤材として優れており、強アルカリであるため、草が生えづらく防草土としても利用できる。防草土として、現在鉄塔下の防草土としての利用を研究中であり、又、路盤材としての利用をすすめるべく都内大学と連携して、研究を進めております。

●建設業

- ・扱い物品が、電子機器等がメインでリサイクルには分解、分別等、多大な費用が必要となり、顧客の理解が得られない。自動車等と同様、電子機器も製造者責任を付加し、販売時に分解分別の経費を負担させるべきである。と思う
- ・解体工事において、ガラパゴス等でリサイクルを実施する。製品の梱包を検討し、廃棄物の削減をする。

- ・各都道府県に最終処分場を整備し、自前の処理を可能とする事。行政の一体化。環境行政と工事発注者側の行政に温度差が有り過ぎ、リサイクルやマニフェスト制度に対する理解が低い。
- ・資材が新築時だけでなく、改修・解体時でもリサイクルできるよう、製造メーカーに責任を課す。既存の資材でリサイクルできないもの（グラスウール、ALC、木毛セメント板など）を国をあげてリサイクルする技術を開発する。埋め立て処分するよりもリサイクル処分した方が値段が高くなる場合、リサイクルを誘導するために、差額を補助する仕組みを作る。
- ・必ず分別して出す。ダンボールは必ず紙くずと分ける。木の分別（幹、枝、合板）
- ・優良な産廃業者への公的な支援の強化。産廃選別、産廃リサイクル技術向上への公的な支援の強化。汚泥のリサイクルの推進と産廃卒業基準の明確化。
- ・有価物になり得るものを適正に判断し、有償売却を行い、産業廃棄物の排出量を抑制する。3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を社員に周知、教育していく。工法、手法の工夫、改善を計り、現場からの産業廃棄物の排出量を抑制する。
- ・余剰部材の削減。過度の梱包、養生はひかえる。
- ・2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることに向けて、再開される外環工事や都市部での大規模プロジェクト等で大量に発生するコンクリート塊、建設汚泥に対して、収集・運搬のダンプの不足や中間処理後の処分・再生利用の改善が必要であると考えます。
- ・3Rの推進とともに、各々の意識向上を図る啓発活動と減量化、資源化技術の向上が必要と思います。新築建設現場では可能な限り、自社処理させる法整備も有効と思います。
- ・コンクリートがら、その他がれき類、アスコンがらの再利用の促進。
- ・できる限り分別収集を行うようにすればいいと思います
- ・まず、関係する社員、協力業者、職員の産廃及びリサイクルに対する意気込みや思想などの温度差をなくす必要がある。事業主個人が発信していただいただけでは体制は変化しない。定例会時に産廃についての考え方を共有していきたいと思います。
- ・リサイクルできる品目を増やしたい。また、リサイクル費用は安価で収めたい。現状の混廃処理費用の方が安価では、分別もリサイクルも進まないと思う。混廃には課税をし、その分リサイクルに回すなどすれば排出抑制できるのでは。
- ・リサイクル出来るものは、極力再生可能な業者に委託する。
- ・会社での業務において発生する廃棄物を減らすぐらいしかできません。
- ・会社全体での梱包の簡素化や梱包材のリユース使用（回収が伴うが・・・）。分別置き場の確保。
- ・解体工事での廃棄物を分別処理しているのでリサイクルをしている処理業者に搬出する。
- ・計画時の適正な材料算出。
- ・建設マニフェスト書類、委託契約書類等の簡素化。→不法投棄の削減につながるのでは
- ・建設業に携わっているので、昨今のマンション傾斜による建替えなど他人事ではありません。弊社でも、ダメ工事やメンテ等をなくし、「一発引渡し」にこだわっていますが、ゴミ削減に有効な手段だと思っています。
- ・建設廃棄物を地域の皆様に提供して排出抑制を行っていく。
- ・建築資材納入時の梱包材の再利用をメーカー主導で推進し、梱包材の返却をすると発注者にポイントが付く等の運動を行う。
- ・現場から排出される、建設廃棄物の発生抑制及び適正処理の取り組み向上に努める為、平成18年より「トライ産

廃スリム認定事業者」として山梨県知事認定となり積極的に全社挙げて取り組み、年3回を基本とした勉強会を開催して排出抑制やリサイクルの推進に努めています。

- ・現場で出る混合廃棄物について手間はかかるが分別処理する。
- ・現場で廃材が出たときは、種類別に分別するよう、心がける。
- ・現場内で再利用を提案して排出を抑える。
- ・現場毎に不必要なコンクリートの発注を止め、撤去工においても最低限の範囲で行う。(必要に応じ発注者と協議を行う)
- ・公共工事を主に施工しているため、設計に従わざるを得ないことから、設計の段階で排出抑制やリサイクルの推進に取り組んで頂きたい。
- ・今後、及び現在進行中もありますが、以下に取り組む必要があると考えます。
 - 端材(材料の木くず)を極力出さない様、プレカット化する等努めている。
 - 空隙を極力無くし、産廃を出す様にする。
- ・今後は産業廃棄物がますます増加すると思われる。分類をより詳細にしてリサイクルを推進するしかない。
- ・混載を少なくして、より分別に取り組むことで廃棄物の量を減らすようにしていきたい。
- ・材料品の梱包を簡易にすること。
- ・作業所のみでなく、発注者、設計者を含めたトータルでの削減計画が必要。
- ・産業廃棄物の排出抑制を行っていく上で、社内の数人が取り組んでいっても更なる排出量削減効果は得る事ができないので、会社全体で取り組む意識、及び産廃を減らす事の意味を理解させ、それを社員一人一人に根付かせ、無駄な廃棄物を排出させない取組が必要だと考えます。
- ・市発注の工事では計上されるべき産業廃棄物の処分料が計上されておらず、業者負担にて処分をしなければならない事例がある。リサイクルの推進を抑制していると思う。
- ・紙上でのやりとりをなくして、メールでの伝達を多くしていけばいいのか。仕事上、電子納品とかしているが、完成書類がまだまだ多いように思います。だいぶ前から、書類の簡素化は問題になっているが、あまり改善されていない様に思えないです。
- ・資源の大切さを常に頭に入れて、作業に取り組んでおります。
- ・従業員全員にこまめな選別を推進している。
- ・出来るだけ出さないようにするだけです。それでも出る物は分別して出します。
- ・商品の性能が上がる事で、複合物が増えており(ガラスに金属粉)、単一の処理が出来なくなっている。溶融炉による処理が必要になると思います。
- ・注文主の要望に沿って材料を発注したが、結果大量のペンキ類が、余ってしまうことがある。メーカーはもちろん、問屋も引き取らない為、結局廃油として処理せざるを得ない。材料そのもののリサイクルが可能となるよう研究してもらいたい。
- ・電子マニフェスト対応業者と優良認定処理業者を採用したいが、山梨県では地域的にそれらの業者数が少ないのが残念である。
- ・当社では古民家を解体した際に発生した古材や古建具をストックしています。廃材として処分されてきた梁や柱などをクリーニングし、磨き上げることで、味わい深い素材に生まれ変わります。「古材が身近にある暮らし」を提案し、リサイクルを進めていければと考えています。
- ・当社で排出される産業廃棄物はリサイクル可能で再資源化できるものなので積極的にリサイクルに取り組んで行き

たい。

- ・廃棄物が出てしまうのは、しかたがない、リサイクル品を増やしていくしかない。
- ・廃棄物の分別、再利用を徹底する。
- ・排出する作業所の社員・作業員に丁寧に教育する。
- ・排出の抑制はなかなか難しいので、リサイクルを推進させ再利用を目指すべきだと思います。
- ・排出は主に公共工事によるものであり、官主導でやるしかない、従うしかない。費用が合わなければやるわけがない。
- ・排出抑制については、下請負業者、製造メーカーにおいて、今以上に無駄を省くよう意識を高めていくこと。リサイクルの推進は、事業所ごと今以上の分別・分類を行い、混合的処理を減らし、リサイクル法への意識を持つこと。
- ・排出抑制に取り組む予定はありますが、受注案件に左右されるため一概には言えません。
- ・発生するがれき類については、現場で破碎して基礎材として利用出来る様に公的発注者が発注に際し、組み込んでほしい。(基礎の材質の確保、破碎費用の増大など問題はあと思うが。)
- ・発注者の責任として処分費を計上してもらいたい。
- ・分別の徹底をはかる。
- ・分別を細かく行う。
- ・分別解体・仕分けを撤廃し、リサイクルに貢献する。
- ・弊社では、廃棄物の分別回収、廃棄物が発生しないよう工法を考え、廃棄物の削減に取り組む事が必要だと考えています。排出した廃棄物は可能な限りリサイクルし、リサイクルできない物は適正な処理をすることが必要と考えています。木材(樹木)関係についてはバイオマスエネルギーへの利活用を考え取り組んでいます。
- ・再生利用する方法を考えて、山に緑を増やして、海の資源を豊かにする
- ・現場に於いて計画的に無駄な資材の削減を行い、廃棄物の量を抑えて、また分別廃材の推進を行い、可能な限りリサイクルに努めています
- ・分別の徹底。
- ・自社内処理を原則のもと、発生・排出抑制や再資源化の取組みを推進する。また、再生品利用ガイドラインの策定、再生資源の需要拡大等の取組みを行う。適正処理についても、事業者の自己処理責任において適正に処理が行われることが義務付けられているが、より一層確実にするため、産業廃棄物処理に関する調査や情報の共有化の検討が必要である。
- ・下請の工事店などの分別に対する意識の向上とともに、知識も必要となっている。また、常日頃からの啓蒙活動を通してリサイクルに取り組むことが必要。

●製造業

- ・生産工程、生産方式の見直しや製造技術革新(廃棄物、副産物の発生しにくい、あるいは減量できる製造技術の開発)。分別、分解しやすい製品設計。リサイクル技術の進化(廃油や廃プラスチック類の再利用を燃料だけでなくマテリアル利用可能な技術の開発)
- ・3Rの推進継続。廃棄物の利材化範囲拡大。
- ・原料、資材の梱包の原料や分別しやすくすることでのリサイクル利用。製品ロスの削減。
- ・梱包材・容器等を繰り返し使用できるシステムを各メーカーが取り組む。様々な薬品や溶剤は環境に配慮した製品を使用する様心がけ排出を減らす。

- ・事業所で出た廃棄物はその事業所内で処理する。外部には出さない。
- ・従業員への教育（環境）を実施する事で廃棄物やリサイクルの意識を高める。ゴミ施設への見学等。
- ・出来るだけ廃棄物を少なくしたい。今後も適正な処理を行っていききたいと思う。
- ・情報伝達のペーパーレス化。購入品の梱包簡素化。
- ・切削油の回収再利用…将来的には切削油レス・廃棄物処理業者にリサイクル率を高める策を依頼あるいは、リサイクル率の高い業者に変更・廃棄物を有価物化、
- ・廃油・燃えやすい廃油削減には、ワークへの塗着量の改善が必要。塗布パターンの改善により、無駄吹きを抑える事が肝要と考えています。木くずは素材を運搬するスキッドがメインであり、業者への返却を検討。混合廃棄物は、分別による軽減を検討する。
- ・排水制御やリサイクル等の事例、情報を得る場が増えると良い。抑制の課題については、かなり厳しい状況。（業種にもよりますが）
- ・プラスチック製品の不良を少なくするよう品質に充分気を付けていく事で排出抑制し、減少していく。材料のロスを少なくする事で廃棄する材料が減少させる事が出来る。このような事を会社全体で取り組んでいく事で廃棄するものが少なくなっていくと思われまます。
- ・ISO14000 の取得、及びそれに則した削減。
- ・ISO14001 マニュアルを遵守し環境目標の達成を全社員で達成してまいります。
- ・PP、PE の分別を行っていき、リサイクルへつなげていきたい。
- ・ウレタンチップを使用するリビング商品の開発、産業資材の開発といった多様な商品化を推進していくこと。
- ・グループ会社全体での環境負担低減活動の継続実施。
- ・ゴミの分別に関して山梨県は甘いため、強化すべきと感じる。
- ・ごみの分類集収を細かくしていくことでリサイクル推進につながっていくと思います。
- ・とりあえず、現状の取り組みを社員に知ってもらいながら、又続けてもらい、新しい問題点等が発生したら、同業者間で同様な事例が起こっているか確認し、自社の対応を検討していく。
- ・フルーツ原料の包材は主にポリ袋などであるが、これを破砕、洗浄する機械を導入すれば、取引業者が有価で買い取りしてもらえるうえ、リサイクルし易いとのこと。私共の工場としても、破砕、洗浄することで軽量化でき、衛生面でも効果があります。このような環境投資には補助があればとても良いのではないかと思います。
- ・マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル共に処理費用がまだまだ高いため、焼却されている資源も多いと感じます。全体を通してコストを抑えることが排出抑制につながると感じます。
- ・ムダに化学薬品を使わないために、効率的な実験計画の立案を実施、
- ・ラインの安定稼働（不良を出さない仕組み作り）。
- ・リサイクルが推進しない理由として、市場品質の問題があると考えております。弊社としても、リサイクル材の使用を検討したいとは考えておりますが、使用時の不良率、不良流出のリスクを考えると、もったいないと考えても使用できないのが現状です。リサイクル業者のお話を聞くと、9割が中国へ輸出され、1割程度が国内で使用されているとのことで、いかにリサイクルが国内に根付いていないのかと感じておりました。また、地方によりリサイクルに対して意識、取組も異なっていると感じております。リサイクルを推進させるためには、企業だけではなく、国、県、市町村、そして個人の意識を高める努力が必要と考えております。
- ・リサイクルできるものは再利用できるという意識を持って取り組む。
- ・リサイクル化に向けては量が多くなくても出来る環境。

- ・リサイクル業者を紹介してもらえると助かります（一覧）。
- ・委託業者と協力し合いリサイクル率の向上に努めていく。
- ・我社は個人事業で、2名で小型機械により切削加工をしています。年間で鉄くずの量が50kg～100kgですので、処理業者が少量の為、来てくれません。5年間ぐらい切粉小屋に溜めてから業者をお願いしています。
- ・各市町村の家庭ゴミ有料化が進み、最終処分場の新規用地確保の困難などによる処理コスト高騰が進む現状で、一人一人の廃棄物に対する認識が重要だと考えて切ります。
- ・各都道府県で、リサイクル業者の紹介、および業者での得意な分野の紹介のようなサービス。
- ・企業の業績と廃棄物の量は基本的に比例すると考えるので排出抑制は非常に難しいと考える。どのようにリサイクルするかを検討する必要があると思うが、設備投資等費用の問題があり容易ではない。
- ・基本的な考え方ですが、器具、什器、備品、車輛等は長く大事に使うことではないかと思います。
- ・県内の（産廃業者、自治体）のリサイクル設備設置（バイオマス他）。少量であるがリサイクル可能な排出物の共同回収。
- ・再生骨材の製造を検討しているが、設備投資の問題と、再利用先が少ないと考える。
- ・現在、産業廃棄物として排出しているものの中で、「有価物」として引き取ってもらえるものを増加してもらえるとありがたい。よって、有価物となり得る品目と、物性や荷姿などの条件、対応可能業者を明確にしてほしい。また、県内だけでなく県外業者でも対処できる場所を照会できるようにしてほしい。
- ・現在の廃棄物から、再利用できるもの、または条件を満たせば再利用できる物等において、再資源化できるものを増やしていきたい。
- ・現在実施している内容で効果が確認できているので、今後も継続する方向です。
- ・現在焼却している物の中から新たな再資源化ルートに振り向けられる物があつた場合、対象物を新規の分別収集項目として分別区分に加える予定です。
- ・現在当社のリサイクル率は90%前後で廃棄量は削減できているが、費用が削減できていないため、今後の対応が必要である。
- ・現状廃棄物でも有価物として取り扱ってくれる業者があれば、多少の手間が増えても検討する。
- ・顧客注文により、残ったものは、処理料を負担して頂く。
- ・更なる歩留りの向上を目指す。
- ・行政のアピールが必要。
- ・国レベルでの産廃処理技術の開発と各事業者の産廃削減意識の向上。産業廃棄物を有価処理する業者一覧等情報を出して下さい。
- ・今のまま減少に取り組んで行く。
- ・材料・機器の規格化による余り品のリユース化。
- ・作業工程及び原材料の見直しをして、廃棄物の排出抑制に努力すること。
- ・削減だけではなく、発生されない生産工程構築の取組みも考えて行く必要がある（自社処理を含めて）。大胆な工程改良が必要であるが、生産効率の向上と合わせて継続的な取組みが必要であろう。
- ・山梨県内にリサイクルを推進出来る施設が少ない。（現状、廃棄物は全て県外の処理委託先へ排出している。）
- ・産業廃棄物の分別化を進めていく。ビニール、廃プラ、段ボール、紙、フィルム、金属くず等。
- ・産業廃棄物等の排出抑制の為には、分別できるプラント整備等が必要となってくる。各企業では排出抑制に努力はしているが、産業廃棄物の後処理までには手が回らないのが現状である。

- ・産廃の排出抑制には、再利用やリサイクル等を実際行っていますが、もっとも環境負荷低減へ寄与できるのは、リデュース（発生抑制）と考えています。その為には「ムダなものは入れない」「ムダなものは作らない」という全社員の意識から変えていかなければと考えています。
- ・産廃処理の技術、無害化のよりいっそうの向上。
- ・使用量の制御及び社員の意識が必要だと思います。
- ・私どもの店から出る産業廃棄物処理物（おから）は処分業者に委託処理してもらっているのではなく、農業をしている人には肥料として、養鶏業者には飼料として、無料で処分してもらっています。昨年度は17000kgぐらいのおからが出ました。
- ・資材・部品購入時の梱包材を再利用化。廃プラスチック類の分類強化と再資源化。
- ・自社処理を促進させて減容化に努める。
- ・社内から発生した不要なもので、まだ十分に再利用できるものは、最大限に有効活用する。また、誰にでも簡単にリサイクルが出来る仕組み作りを実施する。
- ・社内だけではなく、他社の方法を知る機会をもう少し増やし勉強して、社内に反映していきたい。
- ・従業員に対し、再利用・再資源化の意識付けをする。
- ・商品（製品）設計の段階から、不良品やロスを作らない工夫が必要。
- ・生コンクリートは汚泥の分類となりますが、硬化したものは、コンクリートくずとなり、産業廃棄物の種類が変わります。その為、生産工場側では、一日、構内に保管した後、翌朝以降には破砕し、収集運搬業者～処理業者の工程で、産廃処理が行なわれています。特異性のある（生）コンクリートは、直接、処理業者へ搬出業者が持ち込んで対応できるようになりますと、（破砕工程が無くなり）CO2 対策の低減にもなるのではないかと思います。
- ・生産量増加に比例して産廃物が増加は必然だが、工程をさかのぼって、廃棄物が減らせる工夫が必要となる。
- ・製造過程で廃棄されるロスを減少させる事。
- ・製品梱包の簡素化及び再使用
- ・先ずは、製造工程から極力廃棄物を排出しない取組が必要。
- ・他社事例等の情報提供。
- ・電子マニフェストの導入の推進。11月より電子マニフェストを導入した。
- ・当社の産業廃棄物は生産工程において排出される物がほとんどなので、生産量の減少がない限り抑制は困難と思われます。リサイクルの推進に向けては、リサイクルを行っている処分業者の選定が必要と考えます。
- ・当社の社員に廃棄物分別の意識がまだ浸透していないので、わかりやすい分別の規定を作り、分別を徹底させる必要があると考えている。
- ・特になしですが、まずは分別等をしっかり行い、リサイクルの推進をしていきたいと思っています。
- ・日本は資源の無い国です。限り有る資源をムダなく利用するには、官民一丸となり、あらゆる資源を使い捨てでは無く、リサイクル化を図る事が大切。
- ・納入業者またはメーカーに産廃の回収をさせる。回収をさせる事で、リサイクルやリユースを検討すると思う。
- ・破棄する部品を減らしゴミを増やさないようにする。
- ・廃プラスチック類の再生事業者の増加。リサイクル製品の需要拡大。
- ・廃プラやダンボールなどのリサイクル業者が少ない。業者を増やす為の施策が必要と思う。
- ・廃棄物の排出抑制、再利用など減量化を推進するため原材料や製造工程の見直し、技術研究開発を進める。
- ・廃棄物削減の取り組みは一人一人の協力が必要で、きちんと分別する事でゴミを減らしリサイクルできるので、定

期的に教育を実施し、外皮、チューブを今後もきちんと分別しゴミを削減、有益な活動（リサイクル率向上）を全社的に取り組んでいく。

- ・廃棄物削減はコスト削減にもつながるため、今後も引き続き啓蒙して行きたい。
- ・廃砂を肥料などに使えないかと思う。
- ・廃水処理設備の処理能力向上を行い、制御したいが敷地（スペース）、費用など、順にクリアしなければならない問題があります。
- ・廃油の分別化を進め、有価比率を向上させる。
- ・排出される不良品削減に向けて、小集団活動のテーマに上げ、活動を展開中。
- ・排出している産業廃棄物の殆どがリサイクル化されているが、有価物として排出できないか検討。
- ・排出抑制・リサイクル推進の高揚・全従業員の積極的な参画。具体的には、たとえ労力や手間が余分にかかっても、排出抑制・リサイクル推進を図るために、施策を積極的に展開していこうという考え方の徹底。
- ・分別しやすい製品の開発。
- ・分別の徹底。
- ・分別徹底による産廃の削減、有価物化を継続する。
- ・弊社では 2011 年 11 月に ISO14001 を取得し、環境物質の年間使用量を管理しております。今後は再生可能な溶剤の選定、適切な在庫量の保有等の取り組みを検討しております。
- ・弊社ではリサイクル率を重視し、97%リサイクルを実現していますが、廃油等の排出量は更に削減したいと考えております。活動としては金属切削加工の切削油の削減に取り組んでおりますが、投資における課題もあり時間が掛かると考えております。
- ・弊社の場合は、布製ベルトとパフ、それにチタン等の金属の粉ですのでリサイクルは全く無理です。
- ・輸送のための梱包を簡素化する。もしくは通い箱にして廃棄しない方法をとる。
- ・有価物は、事業所も個人も関わらず集められる仕組みはできないでしょうか。
- ・リサイクル製品の情報や技術支援などをしてもらえれば良いと思います。
- ・不良品の削減に努めている。
- ・すべて業者に渡しているため、自社としての取り組みはないです。品種分けは行っています。ダンボール、パッキン用プラスチック及びビニール、電線太物・細物分け、銅切りくず。
- ・現在 ISO14001 を取得しているため、排出量削減に努めている。
- ・一番基本の意識改革が必要。トップからボトムまで。
- ・リサイクルのコストが高いと中小企業だと取り組みなくなる。

●電気・ガス・熱供給・水道業

- ・効率の良い処理場運営を構築していく中で、地域性に応じた排出の抑制、リサイクルの推進にどのように取り組むべきか、委託業者とも協議し検討している状況。
- ・リユースを継続的に進めています。
- ・山梨県内の産業廃棄物の処分場、処理場の施設の新設。
- ・産業廃棄物は余りなく、一般廃棄物（ダンボール等）が多いので、あまり不自由を感じていません。
- ・設備の延命化、リユースの促進拡大を図って、産廃の排出抑制を今後行っていくと思います。

●その他の業種

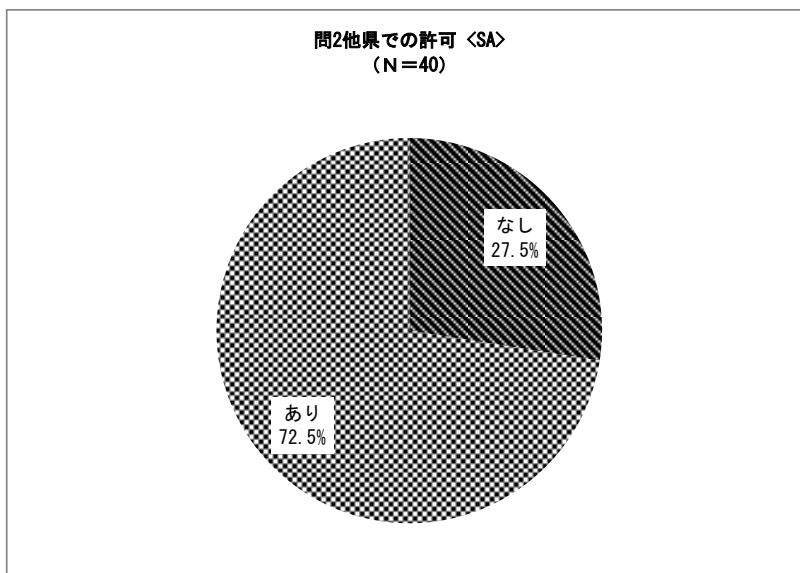
- ・産業廃棄物に限らず極力物を購入せず、今ある物を各部署で使い回す等して、無駄をなくす。→創意工夫による排出抑制。職員への継続的な啓蒙活動。
- ・お金になる物は、直してでも販売したい
- ・ディーラーであるため、一定量の産廃の発生（保証修理で交換した新品の再利用禁止の決まりがある）は必ずあるため難しい所もあるが、リサイクル部品の活用を含め、メーカーと話し合いながら進めていければと考えています。
- ・もともと排出量は少ないですが今後も抑制に取り組みたいと思います。
- ・リサイクルできる産廃が出れば、再生利用して頂ける業者で取り扱う。
- ・リサイクルに関しては、回収場所（スーパーなどにある回収場所）のように仕分けした上で気軽に出来るような場所を増やしてほしい。
- ・医療、福祉施設等で排出されるおむつに関しては、燃料化し、ペレット燃料として地域で活用しては？
- ・患者に使用する治療材料については、メーカーによる材質、大小により削減量は可と思われるが、院内での区分は煩雑であり人員のコストを負担となり取り組みは難題であると思われる。
- ・現在廃油の処理を焼却処理としていますが、廃油を買取りする業者へ移し、廃油の再生処理をしていこうと思っております。
- ・現場作業員、社員への更なる意識づけの徹底。
- ・個々の認識。
- ・梱包材（梱包ビニール）については、汚れた物、汚れていない物に分別し。汚れた物はサーマルリサイクル、汚れていない物はマテリアルリサイクルとしているが、より多くのマテリアルリサイクルの比重を増やすため、担当者の意識向上と、精度の高い分別作業を継続していく。
- ・産業廃棄物の発生を抑制するように心掛ける。例えば分別を徹底したり、ディスプレイ製品を抑えたり、リサイクル品を可能な範囲で使用する等。
- ・産業廃棄物を出してしまう業種なのでなるべく出さないように取り組んでいきます。
- ・取り組みとしては廃棄物の分別をより厳正にしてリサイクルの推進に力を入れる予定です。
- ・受注高が上ればそれに比例して産廃量も増量になるので、排出抑制の取り組みは難しい所がある。
- ・修理が家業なので再生修理を推進して行くことが大切だと思います。
- ・当営業所として、産業廃棄物の量を少しでも、少なくとも考えておりますが、廃油、廃プラスチックなどは、再生利用度を上げて、活用できる量を増やそう願いたい。
- ・当社では汚泥になる前の脱水された水が再利用される事が一番望ましいのですが、今後そのような機械設備が開発され導入する事が排水抑制につながるのですが。
- ・当社は今後もリユース、リサイクルができるような資材を検討して行きたいと思っております。
- ・廃プラスチック類については、水の処理方法（設備機械）を変更しなければならず、当面無理と思われる。ほかの廃棄物については、極力再利用など、排出の抑制に努めたい。
- ・廃プラなど分別を厳しくして排出量減とリサイクル推進に取り組む予定である。
- ・廃棄物の排出抑制や再生利用を、有効に実施されている他事業者様の実施例等の情報を紹介して頂きたい。
- ・廃油、金属くず以外はないので、特に留意していない。
- ・排出事業者は常に経済的負担が伴います。今後一層の排出抑制やリサイクルに取り組みたいためには国や県としても何らかの控除やポイント的な事も必要と考えます。

- ・ 排出抑制などの取組は、人的余裕もなく一般病院に比べると発生量も少ないので、緩和措置として、適正かつ安全面と低価格を重視し、廃棄物を分別する事のない処理方法で、運搬や処分の一元化と再生利用（リサイクル）処理も同一業者に統一させ、コスト面を削減する取組が必要と思う。
- ・ 排出抑制減税。リサイクル品購入時減税、リサイクル品販売等減税。
- ・ 病院という特別な場所であるため、レントゲン室から出る廃液や医療における感染性廃棄物の抑制及びリサイクルの推進という面においては調整する事はなかなか困難な事ではありますが、使用する製品などの工夫で効果が現れるのではないかと思います。
- ・ 部品供給会社へ交換後の廃バンパーの 100%返却を行い、廃プラスチックの排出量を削減すると共に、梱包材をリユースする様に業務を変更する。
- ・ 材質によって分別して、適正な所へ分けて出すようにしています。
- ・ 少しでも多くの再利用ができればよいと思います。

3. 収集運搬業調査結果の概要

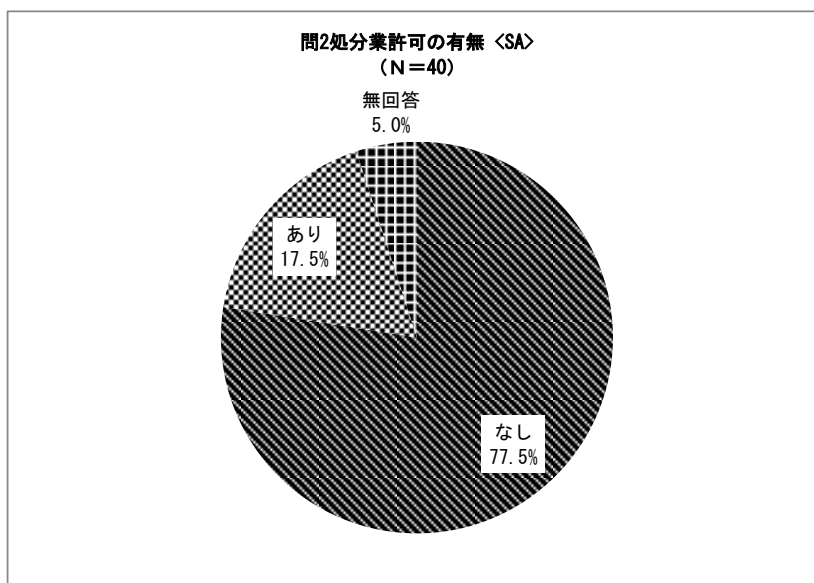
1) 他県での許可の有無

他県での許可がある業者は 72.5%となっている。



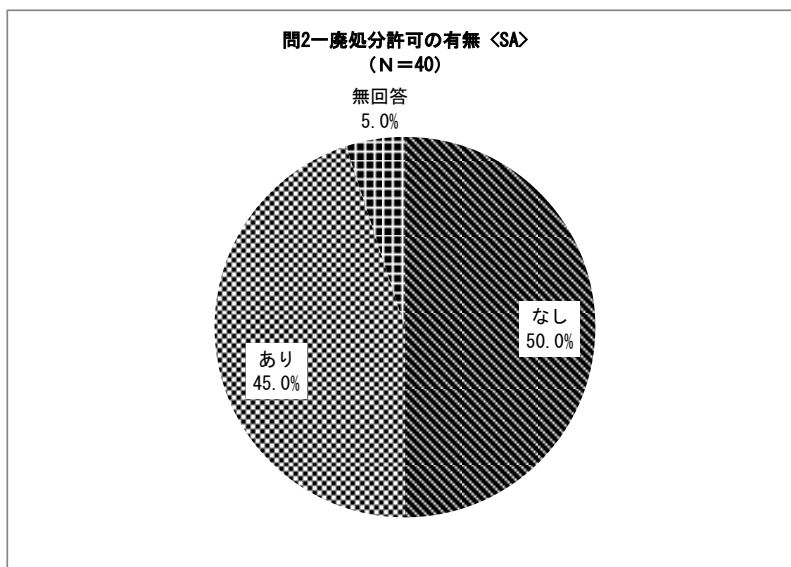
2) 産業廃棄物処分業の許可の有無

産業廃棄物処分業の許可がある業者は 17.5%となっている。



3) 一般廃棄物処理業の許可の有無

一般廃棄物処理業の許可がある業者は 45.0%となっている。



4) 平均的な収集運搬単価

産業廃棄物の種類別単位別の収集運搬単価は、下記のとおりとなっている。

産業廃棄物の種類	収集運搬単価 (円/t)			
	最安値 (平均値)	回答社数	最高値 (平均値)	回答社数
燃え殻	26,667	3	51,667	3
汚泥	23,389	9	38,667	9
廃油	15,722	9	32,500	9
廃酸	18,857	7	32,143	7
廃アルカリ	19,250	4	38,750	4
廃プラスチック	12,900	5	21,200	5
紙くず	23,000	2	27,500	2
木くず	19,500	4	21,500	4
繊維くず	25,000	1	25,000	1
動植物性残渣	19,400	5	27,600	5
ゴムくず	32,500	2	40,000	2
金属くず	7,667	3	11,000	3
ガラスくず等	12,000	1	17,000	1
鋳さい	5,000	1	10,000	1
がれき類	13,333	3	22,333	3
混合廃棄物	25,000	3	35,000	3
(特管) 廃油	7,500	1	11,333	1
(特管) 廃酸	55,000	1	65,000	1
(特管) 燃え殻	5,000	1	10,000	1

産業廃棄物の種類	収集運搬単価 (円/m ³)			
	最安値 (平均値)	回答社数	最高値 (平均値)	回答社数
汚泥	15,000	1	15,000	1
廃油	57,500	2	82,500	2
廃酸	80,000	1	100,000	1
廃アルカリ	100,000	1	150,000	1
廃プラスチック	14,385	13	23,846	13
紙くず	20,500	7	34,143	7
木くず	17,222	9	27,556	9
繊維くず	20,083	6	31,667	6
動植物性残渣	5,500	2	7,750	2
ゴムくず	36,833	3	54,500	3
金属くず	3,000	5	13,100	5
ガラスくず等	21,143	7	30,643	7
がれき類	8,500	3	12,833	3
混合廃棄物	12,000	1	18,000	1
(特管) 廃油	10,000	1	10,000	1
(特管) 廃酸	10,000	1	10,000	1
(特管) 廃アルカリ	10,000	1	10,000	1
感染性廃棄物	29,600	5	46,700	5

産業廃棄物の種類	収集運搬単価 (円/リットル)			
	最安値 (平均値)	回答社数	最高値 (平均値)	回答社数
廃油	100	1	200	1
(特管) 廃油	200	1	1,000	1
(特管) 廃酸	200	1	1,000	1

5) マニフェスト上の排出元の事業所数

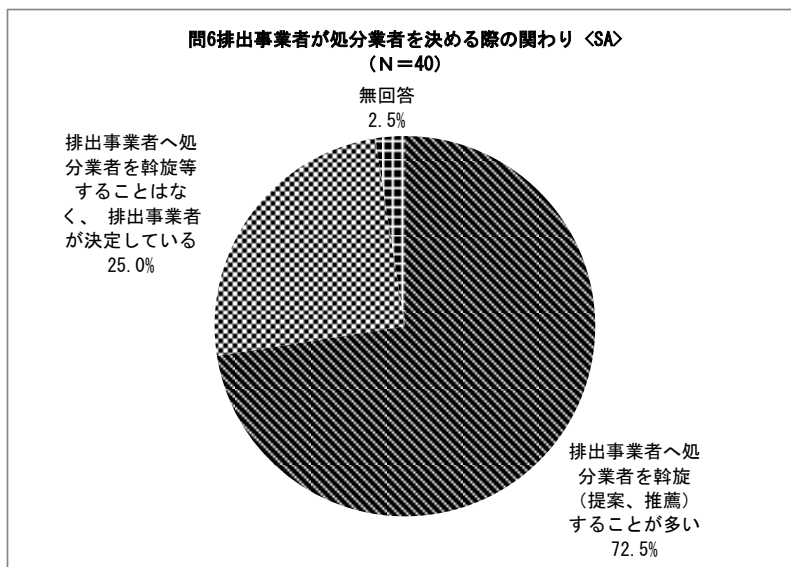
山梨県内の産業廃棄物の収集運搬をするにあたり、マニフェスト上の排出元の年間平均事業所数は、36.5社（中央値12社、最大値350社）となっており、山梨県外の排出事業所数は平均7.5社となっている。

6) 主な取引先

産業廃棄物収集運搬業としての取引先を尋ねたところ、製造業が最も多く全体の50.0%となっており、次いで建設業（42.5%）、卸売業、小売業（17.5%）、病院、医療関係（12.5%）の順となっている。

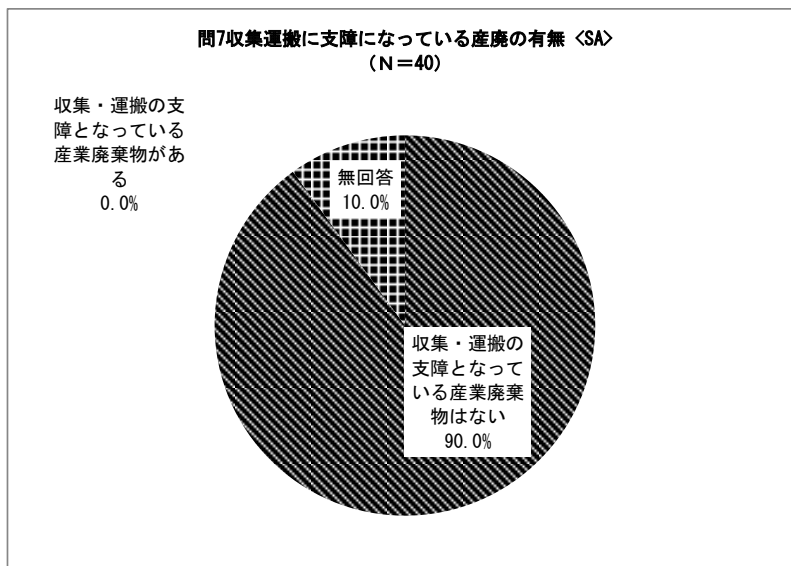
7) 排出事業者の処分業者決定の関わり

排出事業者が産業廃棄物処分業者を決定するのに際し、どのようなかかわりを持つかは、「排出事業者へ処分業者を斡旋（提案、推薦）することが多い」が72.5%となっている。



8) 収集・運搬に支障がある産業廃棄物の有無

性状や排出・受入条件等により収集・運搬の支障となっている産業廃棄物があるかどうかでは、「処理の支障となっている産業廃棄物がある」事業所はない。



9) 自由記述

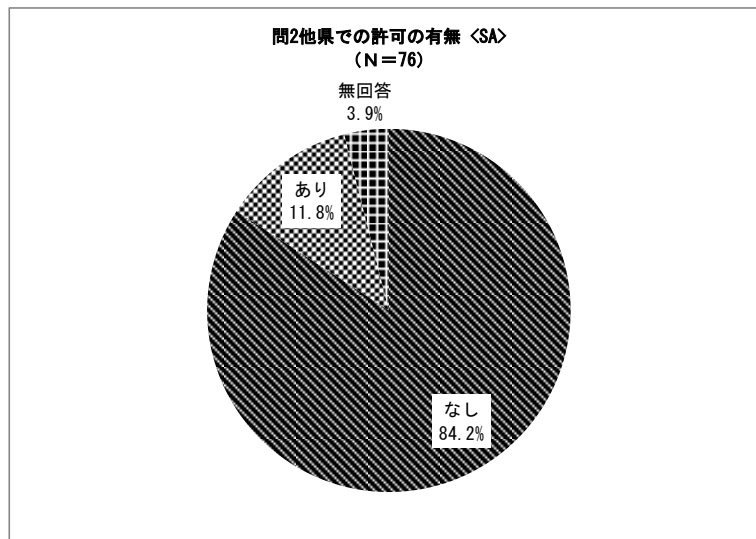
今後、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に向けて、どのような取組が必要であるかを尋ねたところ下記のような意見があった。

- ・社内での研修。排出先へ分別の徹底をお願いする。排出先へ情報共有する。勉強会を開催する。
- ・お客様に対し、分別の提案をする。
- ・耐久年数の短い木パレットから耐久年数の長いプラスチックパレットに交換し排出抑制に取り組んでいます。廃油は再生油として、焼却処分せずに再利用できるよう検討中です。
- ・極力焼却せず、再利用する方向が正しい。従って金属くずは結果単価が下がっている。廃プラスチック類、木材についてはこれから新しい技術が開発されるべき。大事な資源が莫大なコストを作って焼却されているのはいかがなものか。
- ・排出事業者へのリサイクル可能な物の提案をし、排出事業者が分別排出をさせていく。
- ・排出事業者による分別への理解と実行。
- ・安定型処分物と管理型処分物との確実な分別。処理方法別の分別。
- ・例えば木くずでも排出場所によって異ってくるので、まず廃棄物処理法の大胆な改正をして下さい。
- ・あらゆる製品の素材について、リサイクル化が容易となるようなパーツ構成の開発を急ぐべきであると考えます。
- ・当社では各社からの持込みコンテナについて分別し、種類別に各中間処理施設でリサイクル処理をしております。
- ・排出事業者に分別の徹底。
- ・環境省の方々が机に向かって考えている事なので、私はその文言に従っているだけです。
- ・県内のリサイクル事業者が少ない為、運搬先が限られている。他県のリサイクル業者を県内に誘致し競争心を高め、業界発展につながれば良いと思います。
- ・リサイクルの推進について排出事業所に積極的に働きかけていく。
- ・排出事業者の廃棄物処理法の正しい理解をできるように行政指導をしていただく（特にマニフェストの発行、記載内容等）。
- ・整理整頓、5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）管理、適切な分別。
- ・適切なリサイクル施設を増やすこと。
- ・分別、リサイクル等の内容が、排出事業者のすべての社員様に行き届いていない事が多いように感じられます。排出される方に、更なる皆様への周知をお願いするとともに周知方法等も提案していけたらと思っております。
- ・建材メーカーがリサイクル不可の建材をなるべく作らなければ、リサイクル率が上がると思う。
- ・排出事業者のモラルと意識を向上させる取組が必要であると考えます。

4. 処分業者調査結果の概要

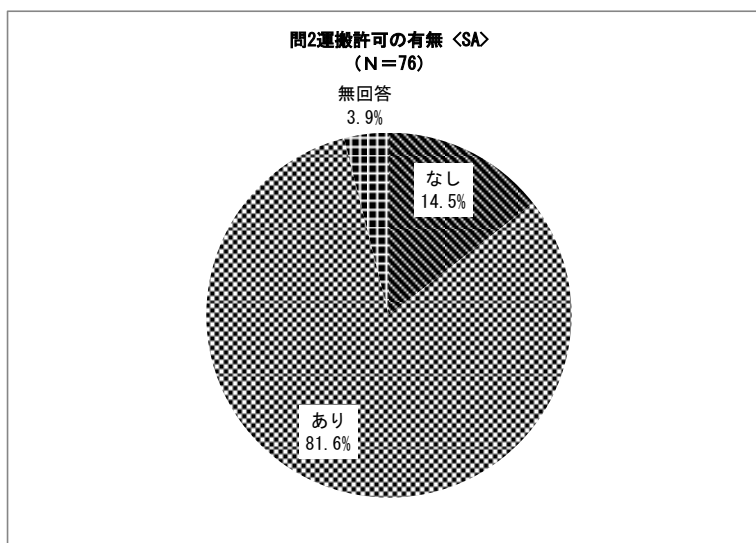
1) 他県での許可の有無

他県での許可がある業者は 11.8%となっている。



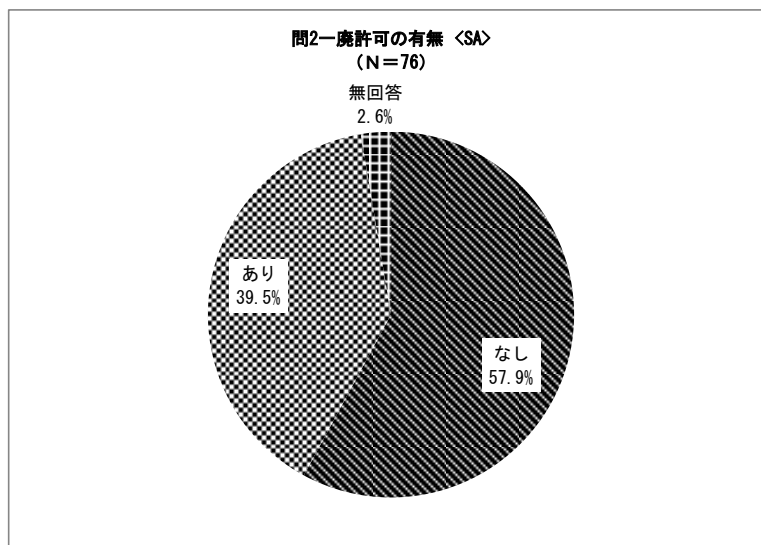
2) 収集運搬業許可の有無

収集運搬業許可がある業者は 81.6%となっている。



3) 一般廃棄物処理業の許可の有無

一般廃棄物処理業の許可がある業者は 39.5%となっている。



4) 平均的な処理単価

産業廃棄物の種類別の処理単価は、下記のとおりとなっている。

5) 分受入る排出者

産業廃棄物の種類	処分方法	処理単価 (円/t)			
		最安値 (平均値)	回答社数	最高値 (平均値)	回答社数
汚泥	堆肥化、脱水等	10,000	2	13,500	2
廃プラスチック	焼却、熔融等	22,500	2	55,000	2
	破碎、圧縮等	45,000	2	75,000	2
紙くず	焼却	32,500	2	37,500	2
	破碎、圧縮	20,778	9	33,111	9
木くず	焼却	28,333	3	38,333	3
	破碎、圧縮	15,333	15	33,200	15
繊維くず	焼却	38,333	3	40,000	3
	破碎、圧縮	37,143	7	47,143	7
動植物性残渣	堆肥化、乾燥等	20,167	6	40,833	6
ゴムくず	破碎、圧縮	55,000	2	65,000	2
金属くず	破碎、圧縮	8,600	5	12,800	5
ガラスくず等	破碎	14,474	19	26,474	19
がれき類	破碎	2,868	33	7,863	33
産業廃棄物の種類	処分方法	処理単価 (円/m ³)			
		最安値 (平均値)	回答社数	最高値 (平均値)	回答社数
汚泥	堆肥化、脱水等	28,375	4	32,875	4
廃プラスチック	焼却、熔融等	2,000	4	4,125	4
	破碎、圧縮等	8,790	10	15,100	10
紙くず	破碎、圧縮	1,500	2	4,500	2
繊維くず	破碎、圧縮	14,000	1	16,000	1
ゴムくず	破碎、圧縮	17,000	1	17,000	1
金属くず	破碎、圧縮	1,000	2	3,500	2
ガラスくず等	破碎	10,400	5	15,000	5

処をけれい排業数産業廃棄物の処分と

して受け入れをしている排出事業所の年間平均数は 180 社 (中央値 45 社、最大値 3,853 社) となっ

いる。

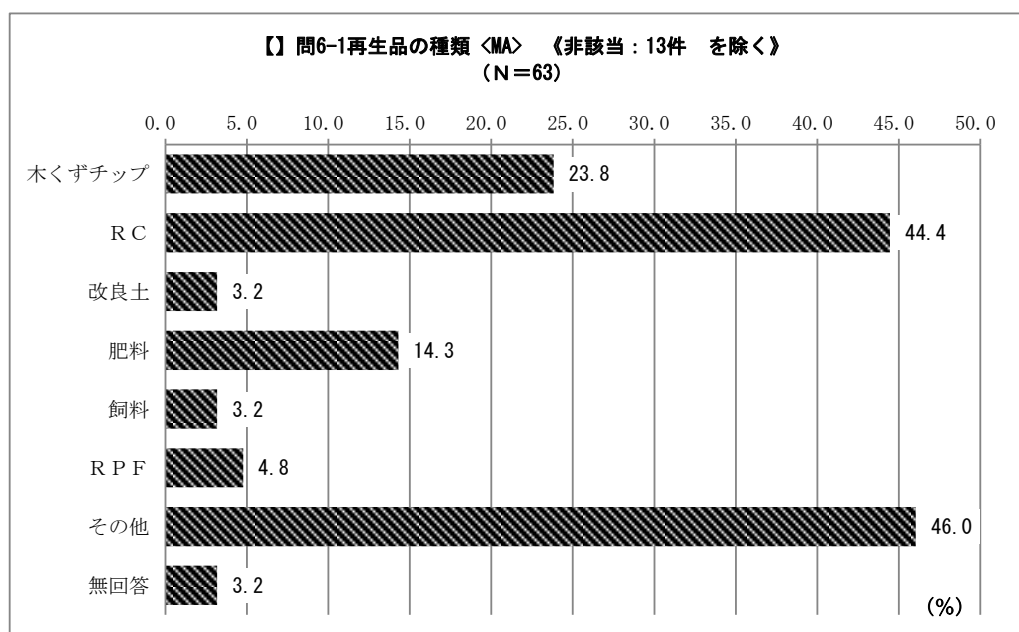
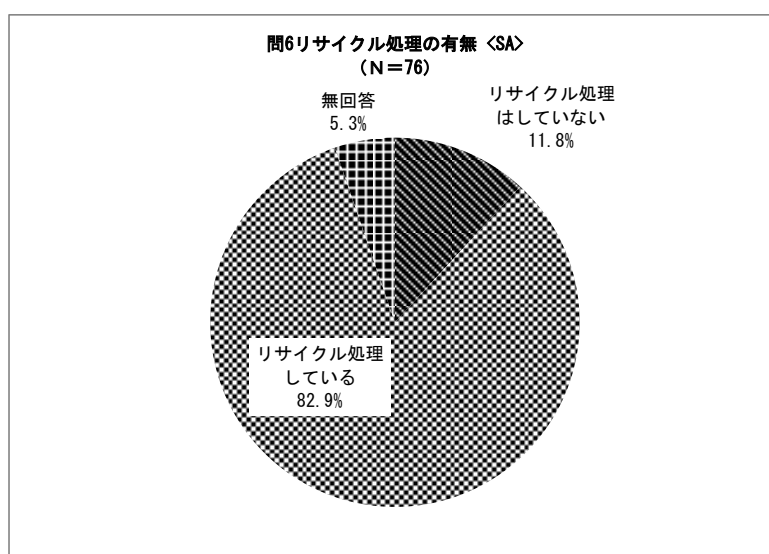
6) 主な取引先

産業廃棄物処分業としての取引先を尋ねたところ、建設業が最も多く全体の 67.1%となっており、次いで製造業 (27.6%) となっている。他の業種は少なく数パーセント程度となっている。

7) リサイクル処理の状況

受け入れている産業廃棄物をリサイクル処理している事業者は 82.9%となっている。

また、リサイクル処理をしている再生品の種類で最も多いのは「その他 (金属やプラ原料、再生合材、燃料、ガラスサンド等)」で 46.0%となっており、次いで「RC」(44.4%)、「木くずチップ」(23.8%)の順となっている。



リサイクルした主な製品の状況は下記のとおりとなっている。

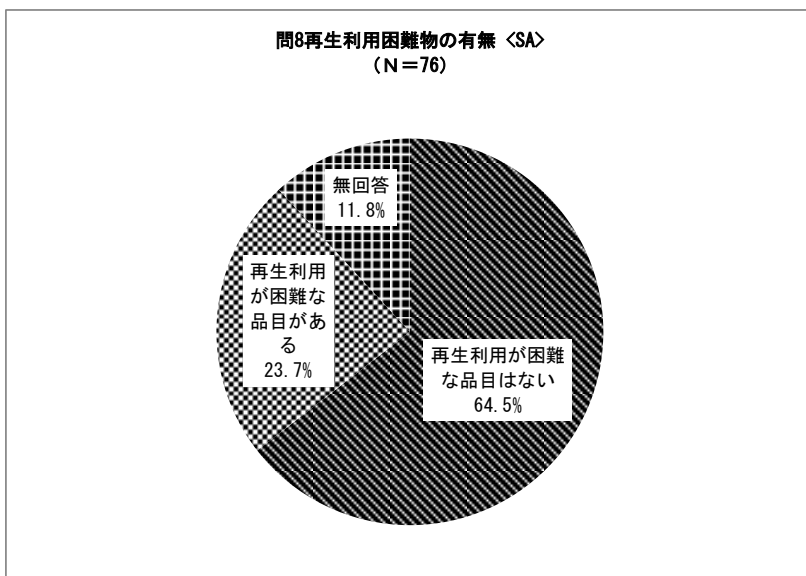
木くずチップを再生している事業者の平均生産量は 4,916 t/年となっており、全事業者が販売を行っており。平均販売単価は 3,581 円/t となっている。売れ行きは、46.7%が順調で、46.7%がそれなりに売れていると回答している。

RC を再生している事業者の平均生産量は 24,319 t/年となっており、ほぼ全事業者が販売を行っており。平均販売単価は 1,772 円/t となっている。売れ行きは、11.1%が順調で、51.9%がそれなりに売れており、29.6%があまり売れていないと回答している。

肥料を再生している事業者の平均生産量は 5,125 t/年となっており、77.8%の事業者が販売を行っており。平均販売単価は 5,783 円/t となっている。売れ行きは、22.2%が順調で、33.3%がそれなりに売れており、11.0%があまり売れていない、同じく 11.0%が全く売れていないと回答している。

8) 再生利用困難物の有無

受け入れている産業廃棄物の中で、再生利用が困難なものがあるかどうかでは、「再生利用が困難な品目がある」と回答のあった事業所が 23.7%となっている。

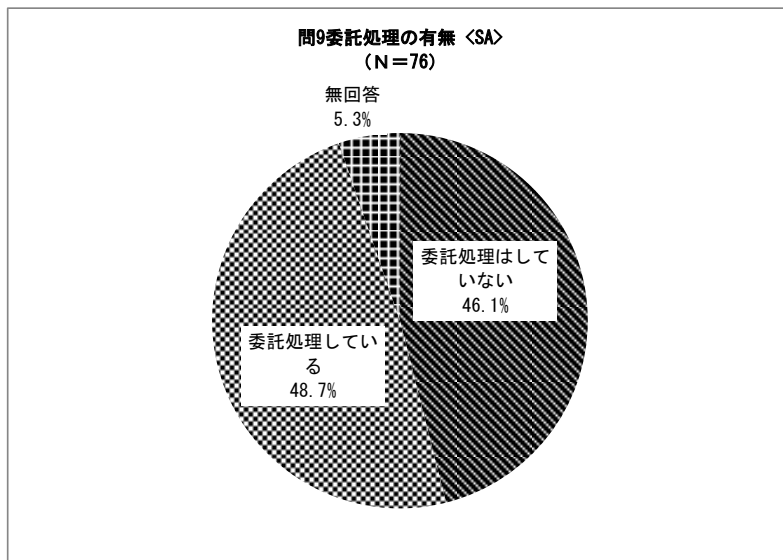


再生利用が困難な品目があると回答のあった事業者に品目や再生困難な理由を尋ねたところ、下記のような回答があった。

産業廃棄物の名称	現在の処理方法	再生利用が困難な理由
廃プラ（塩素系）	破碎又は圧縮後安定型最終処分（埋立）	塩素系のため
石膏ボード	破碎	石膏ボードに付着物が多く選別がむずかしい
複合品	-	分離が難しい
廃プラスチック	選別破碎	金具付
廃プラスチック類	他社処分場にて焼却	廃棄物がこまかく分別が不可
サイディング	圧縮・切断	埋立以外に受入れ箇所がないため
ガラスくず等	破碎	コストに見合う、再生販路が見当たらない
ガラス	破碎	引取り業者がない
汚泥	管理型最終処分場への埋立	重金属含有濃度が高いため
がれき類	最終処分	分別が困難なため
ガラス	埋立	付着物が多い
廃タイヤ	破碎	-
廃プラスチック	圧縮	材料として使用出来無い
ガレキ（かわら, レンガ, タイル等）	破碎	再生利用できる業者が少ない
繊維くず（畳）	焼却	製品原料とならない
石綿含有産廃	安定型埋立	アスベストが含有しているため
FRP	破碎	埋立以外に受入れ箇所がないため
がれき類（CO・ASは除く）	破碎	コストに見合う、再生販路が見当たらない
繊維くず	圧縮	材料として使用出来無い
がれき類（瓦）	破碎→安定型埋立	製品原料とならない
廃プラスチック類	破碎・圧縮	埋立の方が再生利用より安価、FRP・塩化ビニル等もあるため
廃プラスチック類	選別・破碎	汚れのひどいもの
塩素系プラ	圧縮→最終処分	-
ミンチ状の混廃	-	分別が不能のため。

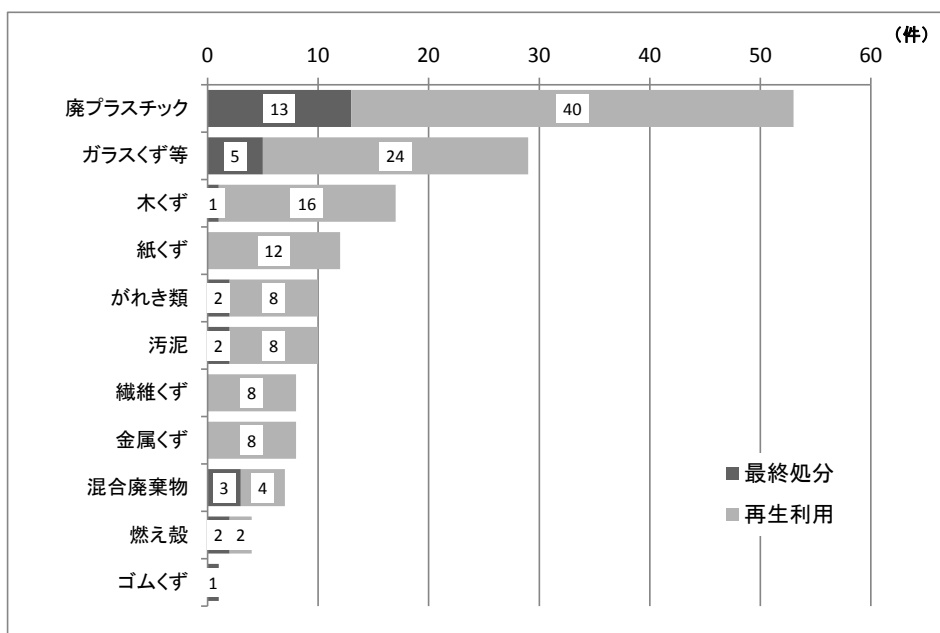
9) 中間処理後の委託処理状況

中間処理した後に別の処理業者へ産業廃棄物を委託処理しているかでは、委託処理している業者は48.7%と約半数となっている。



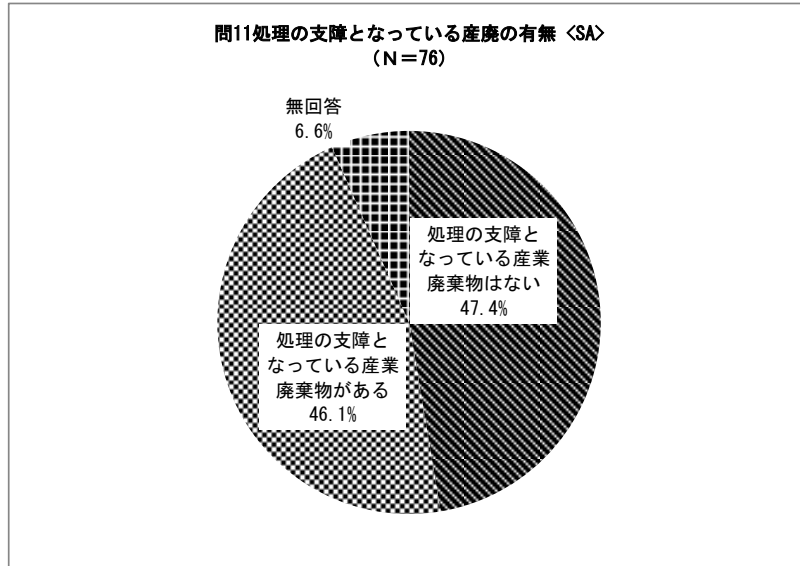
中間処理後に委託処理をしている品目で最も多いのが「廃プラスチック類」となっており、次いで「ガラスくず等」「木くず」の順となっている。

また、委託処理する目的としては、ほとんどの品目で「再生利用」が多くなっているが、廃プラスチックでは比較的「最終処分」目的の委託が多くなっている。



10) 処理に支障がある産業廃棄物の有無

性状等により処理の支障（受入困難となるものを含む）となっている産業廃棄物があるかどうかでは、「処理の支障となっている産業廃棄物がある」事業所は 46.1%となっている。困難な内容としては、ごみなど様々なものが付着している混合物が多くなっている。



具体的な支障のある品目と支障の内容を下記に記す。

●汚泥

浄水場汚泥	含水比 85%以上で製品化に余分な石灰を必要としている
-------	-----------------------------

●ガラスくず等

石膏ボード	付着物のもの
廃石膏ボード	ヒ素等の重金属が含有しているため

●がれき類

石の混入	コンクリートと石が同じ塊で持ち込まれる。二軸破碎機では消耗が激しく、投入できない。前処理に時間がかかる（石からコンクリートをはがし石の小割をする）
60cm 真角を超えるガラ	小割機による破碎困難
50cm 以上のコンクリート塊	ホッパー投入口が狭いため
金物	取らないとだめ
吹付コンクリート	ラス網が取りきれない
コンクリート廃材に付着した石等	碎石機に投入できないので、石は受け入れ不可
ゴミの混入がある	受け取りを拒否する
コンクリートに付着した玉石	ロール破碎機でかみつぶせないため、破碎機に投入できない。ブレーカー小割後投入
土砂が付着したがれき類	石を噛んでいるため、そのままでは破碎機に投入できない
大きいがれき	破碎機の音が大きくなる。
タイル、レンガ、塩ビ管等のコンクリートがらへの付着	再生品に混入し、クレームが発生する

ゴムキャタピラー	金属のワイヤーが入っており、破砕機に投入できない
廃材にコンクリート等、付着物がある時	破砕機に投入した場合機械に支障が出たり、リサイクル用石膏粉に小石等混入し、再生出来ない
ドレンパイプの付着した舗装版	分別に手間がかかる
アスファルトにゴム付着	そのままの状態ではベルトコンベアーに引っかかる
コンクリートがらの中にメッシュ（金属）	そのまま破砕機に入れられないのでバックホウで金属を取りはずす
鉄筋の入っているコンクリートがら	鉄筋を選別する能力のある施設でない
切削廃材に付着した導水帯	RCに混入してしまい製品にならないため、受け入れ不可
防水シートの付着した舗装版	分別が非常に困難である
メタルラスが付着している物	製品と共に出てきてしまう
30cm以上のコンクリート殻	小割にしないと破砕機に投入できないため
木くず等の混入	RC製品に混入するとクレームとなる
高強度コンクリートがら	ブラ繊維や細かい銅線が入っている為、リサイクルできない

●木くず

土砂が付着した抜根	石を噛んでいるため、そのままでは破砕機に投入できない
放射能が混入の場合	規定値以上の物は売れません
土砂が付着した抜根	石を噛んでいると破砕機に投入できない。土が木チップに混入すると、製品原料として売却できない
木くず	金具が付いている場合、破砕機に投入できない。
木くず	木くずに金具、廃プラが付いてくるもの。根に土が着いているもの
竹、シュロ類	繊維質が多く破砕機に投入できない
釘が付着した木くず	磁選機で除去しきれない場合もあり、木チップに混入すると製品として売却できない
新建材類	強いボンドで付着している為、分別できない

●動植物性残渣

腐敗した植物性残さ	飼料化できない
-----------	---------

●廃プラスチック

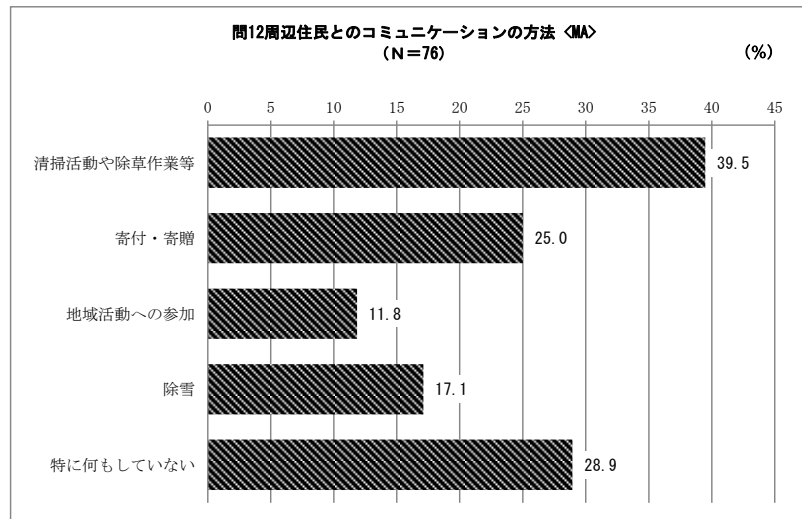
異物が付着したもの	再生するため異物・汚れのひどいものは処理不可（溶融処理時に臭い、煙の原因になる）
廃プラスチック	インサート成形品等、金具の脱着が不可能な物
FRP	刃物の摩耗が激しい
汚れのひどいもの、金具が取れないもの	そのままでは破砕できないため
金具付、脱着不可能なもの	そのままでは破砕できないため

●廃油

有機溶剤	処理不可能な物のため
------	------------

11) 周辺住民とのコミュニケーションや地域貢献のために実施していること

周辺住民とコミュニケーションを図るために行っていること、地域に貢献するために行っていることを尋ねたところ「清掃活動や除草作業等」を行っている事業者が 39.5%と最も多くなっており、次いで「寄付・寄贈」(25.0%)、「除雪作業」(17.1%)、「地域活動への参加」(11.8%)の順となっている。一方「特に何もしていない」と回答のあった事業者は 28.9%となっている。



下記に記載のあった意見を纏めた。

- ・ 祭典等に寄付している。
- ・ 地元区への年間協力金の支払い、道路整備・除雪時の除雪作業等。
- ・ 地域の行事には参加する。祭り等には必ず寄付する。自治会で困ったゴミは無料で回収してあげる。
- ・ 近隣に迷惑をかけない様注意しています。機会あるごとに近隣の方々と話し、不都合なことがあれば改善しています。また、工場に直接関係のない事でも、要望があれば出来る限りお手伝いや協力をしています。除雪時には道路の除雪及び道路の清掃、水路の清掃を行っています。特別賛助区費の納入及び近隣地域の祭りに寄付を行っています。近隣には、お中元、お歳暮を届けています(約 40 戸)。
- ・ (入居している) 工業団地内の除草、除雪。
- ・ 森林整備活動、清掃、地区のお祭りや活動に参加、県外に地域の果物を PR、視察会、雪かき、地元中学生の体験学習、地域の人の雇用。
- ・ 道路清掃、草取り、ゲートボール大会の開催。
- ・ 道路清掃。
- ・ 散水作業及び道路清掃。
- ・ 工場周辺の清掃活動。雪かきはすぐ対応している。
- ・ 祭り、運動会、各種募金への寄付。道路沿いの草刈、清掃。
- ・ 道路清掃を行っています。
- ・ 当初の通り、搬入の時間の厳守。
- ・ 地域清掃、地域行事への参加、自治会への参加、住民見学会など。
- ・ 年間協力費として区に協力している。
- ・ アスファルト合材協会の会員をして、毎年車いす利用者のための歩道段差解消のため、アスファルト合材ですり付けを行っています。(ボランティア)
- ・ (入居している) 工業団地工業会として、環境美化運動の推進。

- ・地区の運動会や神社祭典等にはお祝を差し上げている。
- ・地域の清掃活動やお手伝いなど。
- ・地域行事への参加等。
- ・事業所全面道路の清掃（周辺 1km 範囲）。
- ・周辺の清掃活動等。
- ・処理施設周辺の道路、河川の清掃。
- ・お祭り開催時の寄付。定期的に自治会長と連絡を取り、弊社に対する、クレーム、リクエスト、その他の要望等を確認し、確実な履行。地域の方々が施設を訪れやすい環境作り。
- ・道路の草刈り。
- ・地元イベントに協賛金を出す。小学校へ書籍を寄贈している。
- ・定例の工場見学。河川清掃での収集運搬と処分。雪害等、災害時の協力。
- ・地域の夏祭り、区の総会参加。
- ・地区の祭事などへの寄付。工場周辺の清掃活動。積雪時の除雪。
- ・地区の祭時などへの寄付。積雪時の除雪。事業所周辺の河川清掃や除草など。
- ・地区行事への参加及び地区行事の際の廃棄物の無料片付け。
- ・お祭へ寄付金。
- ・周辺の美化活動（草取り、清掃）
- ・周辺の地元祭への参加。
- ・国道から弊社工場へ入出する道路の土手のごみ拾いを毎月 1 回実施している。
- ・工場周辺の清掃活動。
- ・施設回りの道の清掃。施設近くの公園の清掃。
- ・地域部落へ区費の支出。
- ・地域活動に参加（お祭り、ゴミひろい等）。
- ・重機を所有しているので雪かきなどを実施。
- ・年始の住民の新年会に差し入れを毎年行なっている。
- ・近隣道路のスノーバーによる清掃。
- ・地域の各団体に奉仕活動をしています。（寄付等）
- ・不定期ですが、プラント周辺の公道清掃を行っています。周辺に砂ほこりが飛散しないよう、小まめにスノーバーで風じん除去と散水を行う。
- ・地元住民用に肥料原料用チップを無償で提供している。
- ・資源物の定期的な無料回収。冬場に近隣の除雪作業を行っている。
- ・周辺地域と連絡協議会を設置して問題等発生した時に協議する協定を結んでいる。周辺地域で必要な折には、碎石、砂など寄附をしている。
- ・年 2 回の環境整備及び河川清掃、毎年 8 月 14 日実施の盆踊り、カラオケ大会（屋台提供）、冬季期間の除雪作業、新年会等のイベントに飲み物等の提供。一番の優先順位は、地域への生活環境配慮です。
- ・敷地周辺の水路、道路等の清掃、除草、降雪時の除雪。
- ・積雪時の除雪作業。

12) 周辺住民からの苦情

周辺住民等からの苦情対応に苦慮した事例、または現在も苦慮している事例があるかどうか尋ねたところ、17 事業者から回答があり、苦情の内容では「粉じん」の問題が 7 件で最も多くなっており、次いで「悪臭」「騒音」等の順となっている。

具体的な苦情の内容と対応に苦慮した点の容を下記に記す。

●粉じん

粉じんが出る	スプリンクラーで散水を強化、破砕機の粉塵対策を強化
粉じん	水まき
粉じん	防じんネット等を貼って対応。その後苦情はなし。
粉塵の発生 濁り水の流出	集塵機の増設や散水頻度増によって、対応しているが、完全には防ぎきれない。台風やゲリラ豪雨など時間雨量が多い場合には十分に処理できないことがある
(以前) 石膏粉が飛んで来て、洗車した車が汚れた。	タンクから石膏粉を降ろす際、どうしても風向によって粒子が飛んでしまう。その後、シャッターを閉める、風が強い時には作業をしないなど、対策をとった。
砂ぼこり	水をかけたり、少しずつ処理するようにしている
乾燥期のガレキ破砕時に砂ぼこりが舞う事があって、付近の田で作業中の住民からアドバイスの言われた事があった。	以後、破砕工程前にガレキに散水し、湿潤状態にして作業を行なっている。又、場内の砂ぼこりの飛散は毎日、朝、昼と定期的に散水して配慮している。
粉じん対策	スプリンクラー、ミストの利用。

●悪臭

臭気	取引先での廃棄物保管状況の不備対策に要する費用がかかった。
悪臭 (1年以上前)	搬入物を溜めないように、搬出量に見合った量に調整している。
悪臭の問題	悪臭の問題となった食用油の処理と置場のコンクリートを張り替えた
臭いについて	検討中
臭気の問題	周辺の臭気の原因を全て疑われた。

●騒音

音	受入を止めるわけもいかず苦勞した。
---	-------------------

●その他

風向きで煙が工場に入ってくる！！	煙が出る物は処理困難という事で、回収受入れしていない。(苦情後)
この場所で事業を始めた当初は、周囲からいろいろな話をされる事があった。	話を十分聞き、自治会で困っているゴミの受け入れなどを行う中で、最近は頼りにしてもらえるようになってきた。
カラス	時折、ごみを散らかす。
搬入車両	持込が重なり道路上で渋滞してしまい、一般車両の邪魔になった。

13) 自由記述

今後、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に向けて、どのような取組が必要であるかを尋ねたところ下記のような意見があった。

- ・ 排出事業者には、排出した汚泥と同等量の製品（処理後の再生資材）を引き取ってもらいたい。（例：浄水場汚泥 → 再生資材を公共工事に使用）
- ・ 捨てる方の意識を変えていくことが必要。処分費に簡単に左右されて、その処分内容・質を考えずに処分してしまうことが問題である。
- ・ 受け入れるコンクリート廃材と再生碎石の出荷のバランスが上手くいきません。入荷量に見合う出荷ができれば助かるのですが、思うようになりません。
- ・ アスファルトがらを積極的に受け入れ、リサイクルを推進する。
- ・ 排出業者の責任を明確にすること。（事務（契約書・マニフェスト）系を含め）多種多様の ASP サービスを用いた電子マニフェストの統一化。JWNet を使い易くする。
- ・ 処理業者として、リサイクル率があげられるよう作業員を増員したり、廃棄物の理解を深めたりすることが大切ですが、排出業者の考え一つで「廃棄する」か「リサイクルする」かが決まってくる。廃棄物に対する理解を深め、しっかりとした分別、作業方法を考えれば、排出抑制やリサイクルの推進につながる。
- ・ 現在、再生クラッシャーランの規格は RC-40（40～0mm）だけであるが、RC-80-40（80～0mm）等があれば再生資材の利用範囲が広がる。
- ・ 行政から排出業者へ指導をお願いしたい。RC 材の明確な規格を作っていただきたい。（ミルシートのような証明書添付等）
- ・ 企業レベルでは十分な取り組みが進んでいる。一般大衆の強化が重要であると思う。
- ・ リサイクル向上に対しての設備投資、用地（住民同意が可）景気の動向による資金調達。不当な処分業者に対する規制。（法違反、処理単価の適正化）
- ・ 地球環境の保守を前提とした容器包装リサイクル法の普及促進をすべく、プラスチック類の再生加工製品の製造を行っていきます。
- ・ 現状維持を目標に 100%リサイクルの努力。
- ・ 自社の能力以上の仕事は行なわず、良質なリサイクル原料の生産をする。
- ・ 親会社の経営理念にありますように、自然との調和、地域住民との共生を基調として、環境負荷の低減を前提とした資源の循環的活用の社会システム形成に貢献するため、剪定枝および間伐材の堆肥化、またバイオマス燃料にも利用し資源を効率的に製品として 100%リサイクルし、資源循環型社会への貢献を目指します。
- ・ 製造や商品開発の過程において、リサイクルまでを考えての開発が必要になってくると思います。
- ・ リサイクルされた製品等を公共事業にもっと多く、積極的に使用して頂きたい。
- ・ 地元の了承を得ながら、リサクル機器の導入を行い、リサイクルを推進していく。
- ・ 排出業者のモラル向上。
- ・ 分別の徹底とリサイクル処理施設の充実。
- ・ 再生品の品質向上のための設備投資。
- ・ 当社では、廃棄物はなるべく再生するという事を念頭に置いています。受け入れられず、お断わりしなければならない物もありますが、お客様には、御理解いただいております。ごみの減量など、環境問題等、真剣に向き合う必

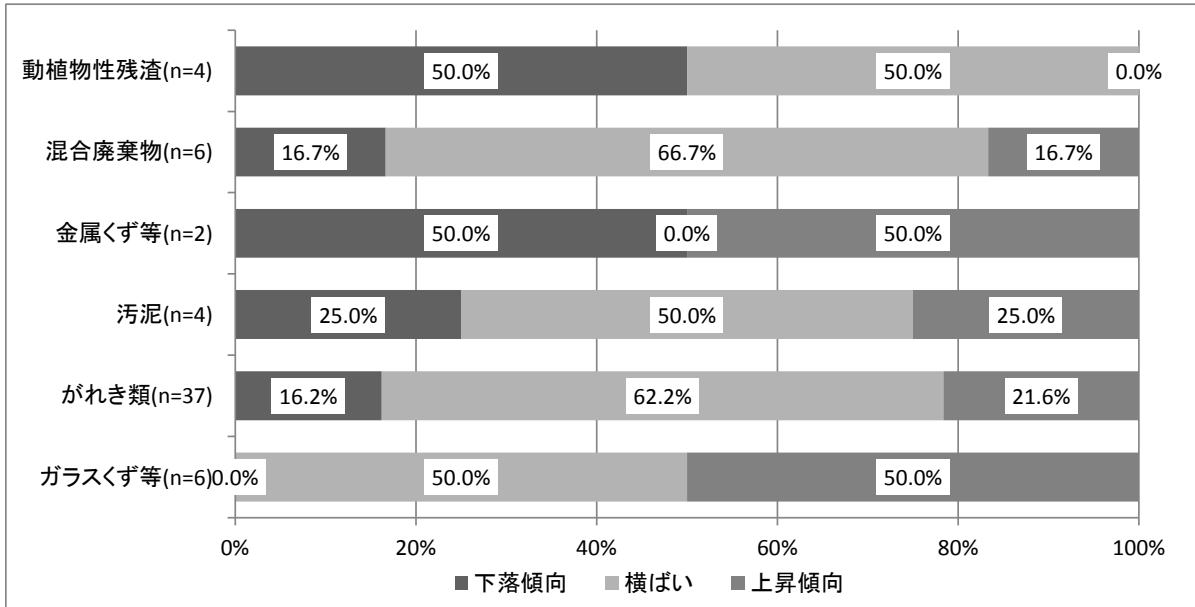
要があると思います。

- ・廃棄物処理の基本は、排出した者が行うという基本原則の理解を広めること。委託して処理を行うには、お金（費用）がかかることの啓発を多くの場面で官民一体となって行っていくことが必要であると考えます。
- ・分別の徹底によるリサイクル。排出事業者の排出削減。
- ・リサイクル可能な廃棄物は排出事業者が積極的にリサイクルに努めるべきだと考えますが、現在の状況は処理費用を抑えることだけを考慮する事業者が多い。リサイクル率の更なるアップに努める。
- ・個人の考えとして、すべての個人を満足させるのは、不可能です。ですから産廃施設の新設に際しては、住民の同意は2/3程度で許可するのはどうでしょうか？
- ・アスファルト廃材は繰り返し再生利用できる資材であるが、アスファルトプラント以外の中間処理業者では、RC路盤材として使用されてしまう。公共工事で排出されるアスファルト廃材については（アスファルト廃材は、アスファルトプラントを有する処分業者とする）などのように指定してほしい。よろしくお願い致します。
- ・県内には最終処分場がないため、きめ細かく解体して、産業廃棄物の排出を抑制しています。
- ・現場での徹底した分別が必要。
- ・特に業務とは関係が無いと思いますが、蛍光灯、乾電池などの処理困難物は販売者責任で回収するシステム作りが必要と考えています。
- ・再生資源を製品化する技術の開発と、リサイクル製品を積極的に導入する体制を作り、リサイクル市場を確立させること。処理業者が新規許可を申請する際、改めて周辺の同意を取る他、煩わしい手続きを改善していただきたい。
- ・廃棄物処理法の簡略化と周知。
- ・地元業者において委託契約、マニフェストの扱い方がいまだに統一（理解）していない。山梨県よりご指導等お願いしたい。
- ・現在の建物は取り壊すことを考えて作られていないため、今後処理困難な物の大量発生が懸念される。県内での埋立処理ができないことが痛い。発生が多くなり、他県が自分の県を優先するとしたら、山梨県のこれからはどうしたら良いのか。
- ・工場施設の能力に合う処理量、能率良く良質な再生原料の生産に努める。
- ・最近の新建材等は分別が難しく、出来ないものもある。リサイクルに反していると思います。
- ・排出事業者のモラルと意識を向上させる取り組みが必要であると考えます。

5. 処分業者ヒアリング調査結果の概要

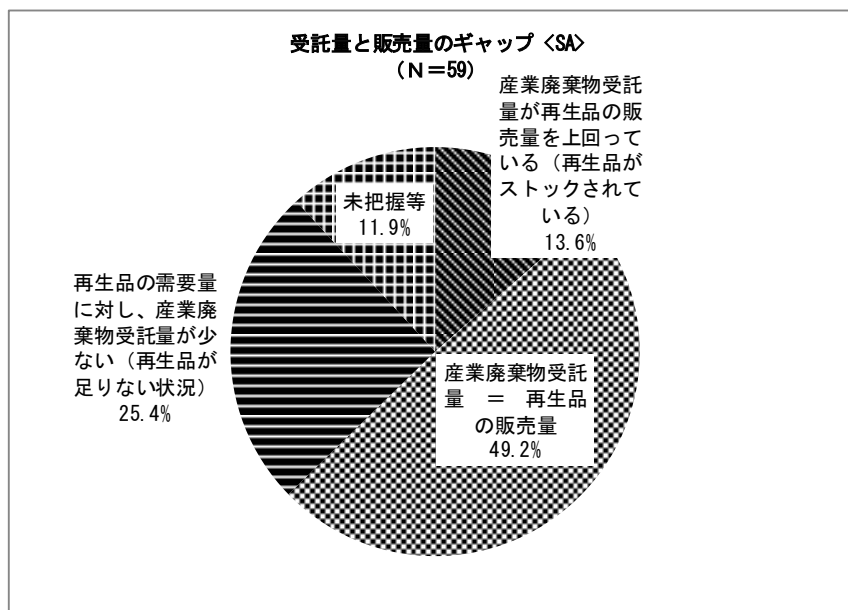
1) 過去 10 年程度の処理単価の変動状況

産業廃棄物の種類によって差異はでているが、概ね「横ばい」の回答が多くなっている。



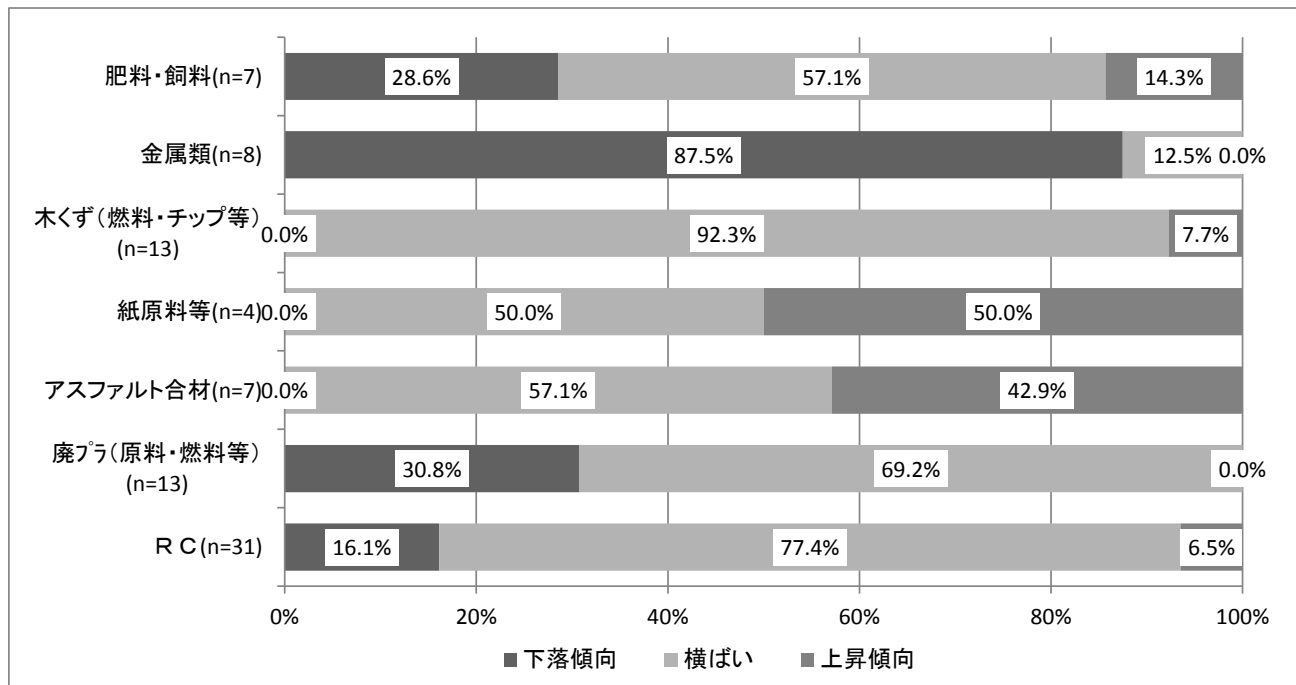
2) 産業廃棄物受託量と再生品の販売量との需給ギャップについて

産業廃棄物受託量と再生品の販売量との需給ギャップについては、「産業廃棄物受託量＝再生品の販売量」が最も多く約半数を占めている。また、「産業廃棄物受託量が再生品の販売量を上回っている（再生品がストックされている）」と回答のあった品目は全てRC（がれき類）となっており、「再生品の需要量に対し、産業廃棄物受託量が少ない（再生品が足りない状況）」はがれき類や木くずチップ等となっている。



3) 過去 10 年程度の再生品の販売単価の変動状況

産業廃棄物の種類によって差異はでており、金属類で「下落傾向」の割合が高く、その他の品目では「横ばい」が概ね多くなっている。



4) 廃棄物処理事業における最近の懸念事項

廃棄物処理事業における最近の懸念事項を尋ねたところ下記のような意見があった。

- ・埋立するがれき類とアスベストに困っている。県外に持って行くため、コストが非常に高くなる。明野が惜しい。
- ・瓦のリサイクル方法を考えているが、県での基準を作っていただきたい。現状は実績が無いということで使ってもらえない。
- ・処理施設の更新に関しては、継続業者の審査をもう少し緩和していただきたい。新規参入業者との差別化を図ってほしい。
- ・リサイクル認定制度を復活し、県が主導で大きく宣伝してもらいたい。
- ・アスファルトとコンクリートの産廃品目を分けていただきたい。業界としてもアピールしているが、県発注工事でもなかなか設計が変わらない。
- ・排出事業者がマニフェスト等を把握していない場合が多い。排出事業者も資格を必要とするなどの措置も必要ではないか。
- ・合材製造が中心であるのでアスファルトがらが欲しいが、確保が難しい。アスファルトとコンクリートを分けてもらうと本当に助かる。全て路盤材にしてしまうと合材のリサイクルができなくなる。
- ・マニフェストを存じていない客先は減ってはきているが、少なからず知らない客もいる。
- ・製造業は製造拠点を海外へ移し、建設業は仕事自体が少ないため、受け入れる汚泥量が少ない。
- ・リサイクル品の規格がないため、需要も出てこない。使える場所を増やしてもらいたい。

- ・生木の排出量は季節によって変動する。しかし、設計数量は一定の為、水増しの書類を書かせる業者が多く困っている。その辺りの仕組みを変える努力をしていただきたい。
- ・受入価格のダンピングは困っている。
- ・県内で今後事業化されるバイオマス発電事業山梨県内の木材が足りなくなることを懸念している。他県から流入してきた場合、放射能濃度が高い木材が入ってくる危険性がある。
- ・RPFの塩素濃度の問題（下げるのが難しい）。
- ・塗料関係の処理方法が難しい。
- ・プラ等に関しては一廃と産廃に分かれているのは悩ましい。同じようなものであるのに。
- ・排出事業者が処理の手続きをわかっていないことで困ることが多い。
- ・アスファルト材料が足りない。路盤材となって再生利用されればそれまでになってしまう。県に合材フローを構築していただきたい。がれき類の中でアスファルトを分離していただきたい。
- ・マニフェストの取り扱いに困っている。みなし数量と実数量を勘違いされ、本来書くべきものではない重量を書いてくれと発注者側から要請される。（発注者側の理解不足）
- ・受け入れるがれき類にごみが混入している場合があり、監視を強化している。排出側の知識が不足している。
- ・排出量自体が減っており、少ないパイの奪い合いになっている。また、収集運搬業が主導権を握っているため、なかなか弊社に入ってこない。
- ・がれき類受入量は許可量の60%程度とまだ余力はあるが、出口としての再生骨材の販売先に困る。
- ・公共事業が少ないため、RCが捌けない。
- ・RCを残し過ぎればは正対象となるが、捌け口がないため大変困っている。
- ・リサイクル材を使用した暗渠（小規模な溝状の水路）用の規格等の認定を県が認めてほしい。時間がかかる。
- ・事前協議の住民説明が一番大変。
- ・バイオマス発電事業にどれほどの材料が集まるのか？という懸念はある。弊社は施設があるので有利であるとは考えている。
- ・竹の処理に困っている。
- ・事前協議での地元区長さんと業者での話し合いには、県がワンクッションとして入ってほしい。
- ・カット野菜や弁当工場からでるロス品は産廃であるが、少量なので手間がかかる。
- ・一廃と産廃とを区分する基準が曖昧である。
- ・専ら物以外のリサイクル製品の出口が不足している。需要が無いと本来はリサイクルできない。実際のリサイクル率は40～50%が限界ではないか。
- ・公も民も単価が全てで発注しているが、会社の中身（正社員の雇用率等）等でレベルの高い業者を選別してからの入札を行ってほしい。処理をする能力は無いのに平気で受注する業者もいる。
- ・収集運搬業者の規模が許可証で確認できない。許可証に保有車両の台数などの運搬能力も載せるべきではないか。
- ・優良産廃業者認定制度の維持が難しい。（コスト、能力等の面で）
- ・将来的に公共工事が少なくなり、がれきの受入が無くなり、捌け口なくなる懸念がある。
- ・民間の工事に期待している。公共工事は期待ができない。
- ・RCの用途別に規格化できればと思う。
- ・RCの中にはゴミだらけで公共事業では使えないものも多くある。RCの評価証が必要ではないか。（他県では実施している）

- ・砂利洗浄後の汚泥の脱水ケーキの再利用について懸念している。
- ・燃え殻の最終処分に困っている。リサイクル用途は限られてくるので。
- ・無許可業者の摘発を強化してもらいたい。
- ・がれき類の入ってくる量が安定しない。現状では不足気味である。
- ・循環リサイクルの観点から、アスファルトとコンクリートの分別をすべきである。
- ・再生品が捌けないので、コンクリートはできるだけ受けたくない。
- ・瀬戸物などの汚れたものは埋立であるが、処分場が不足している。受入を制限している状態。
- ・粉じんの対策に悩んでいる。
- ・人材不足。現状は高齢者が多くなっている。
- ・最終処分場に困っている。県外ではなかなか受けしてもらえない。
- ・今後は複合資材が増えてくるため、分別等の手間が増える。
- ・RCが捌けなくて困っている。
- ・木くずチップが逆有償になることを懸念している。
- ・解体工事の分別状況は良くなってきているが、がれきの中に間知石（石垣や土留め用に石材を加工した物）が入っていることがあり、機械が壊れる等の問題がある。
- ・ギロチンダストの処理に困っている。
- ・いわゆるヤード業者による回収との過当競争が懸念される。
- ・混廃はできるだけ分別して搬入してほしいが、指導しすぎると客先（排出事業者）がいなくなる。
- ・リサイクルできるものを排出事業者へ指導していくのが今後の課題である。
- ・底ざらい（管理型混合物）を引き受けってくれる管理型処分場がなく困っている。
- ・適正処理価格を下回って受け入れている同業者が多いのが問題。
- ・鉄筋が入っているものは受け入れられない。
- ・排出事業者が法の仕組みを知らなすぎるので、行政からも周知してほしい。
- ・許可を持っていない品目を持ち込まれることがある。木くずの中に鉄が混入しており、機械が壊れてしまう。
- ・小口の取引先からのマニフェスト管理が煩雑。もう少し簡素化してほしい。
- ・事前協議の住民同意が全戸数では厳しすぎる。（せめて2/3程度にしてもらえれば）
- ・工事の時期が偏っているため、分散してほしい。季節変動が多いと時期によって保管場所に困る。
- ・廃棄物を中間処理した後の、リサイクル品の供給先が確保できるか懸念している。そのため、（供給先が確保できるように）付加価値がつけられるような処理をする必要があると考えている。それには品目別の専用ラインを設ける必要がある。
- ・破碎した瓦のリサイクル品を用意しても、山梨県にはリサイクル認定制度がないため、活用が難しい。県外での使用は運搬費を考慮すると難しいので県内で消費したい。
- ・京都や兵庫などの関西圏の自治体の方が、廃棄物のリサイクル促進に取り組んでいる。
- ・がれき類の受入量が少なく、今後も継続的な搬入があるか不安である（処分のみを契約している排出者は無く、碎石の販売と併せている）。
- ・分別が徹底されていない。（鉄筋はできるだけ現場で除去してもらおうよう依頼している。木くず、廃プラ等の異物の混入が多い場合は、受け取らない）
- ・公共工事の設計書にはRCの利用が記載されているが、当社のようにRC材が不足する際には、行政がバージン材

の利用を認める等、柔軟な対応をしてほしい

- ・排出者への指導を強化してほしい（排出者への立入指導、不法投棄防止パトロールの広域化【巡回ルートを決めず、裏道等のきめ細かいパトロールの実施】）。いまだにマニフェストや委託契約への理解が不十分な排出者がおり、自社もマニフェスト記載の案内、管理票交付状況報告書作成手伝い等を行っている。
- ・公共工事が少なく、RC材の需要が少ないため、現在5000tもの在庫を抱えている。コンクリートくずの受託ばかりが増えており、需要と供給のバランスが悪い。公共工事の増加、新たな利用用途も含めてRC等再生材の供給先の確保を行政で行ってほしい。
- ・処理プラントの運転に要する燃料費が高い。
- ・排出側も分別等を徹底してほしい。（結果的に処理コストが高くなる。）ビニール、プラスチック等の異物の混入が多く、選別が手間である。
- ・新規の排出者を契約する際には、受託する前にあらかじめ3か月ほど排出される廃棄物の性状【異物の混入の有無、堆肥化への適正】を見極めている。
- ・子供に事業を継がせたいと思える事業ではない。
- ・肥料にあまり良くないので、木くずはあまり受託していない。
- ・石綿含有廃棄物の処分先が県内にないため、県外へ搬出している。石綿含有廃棄物は少量ずつ不定期に持ち込まれる。長期間保管できないことから頻繁に搬出しているが、搬出の都度、県外への搬入手続きが必要になる処分場もあり、手続きや料金等の問題がある。
- ・排出者への法の理解は依然と比べて進んではいるものの、いまだにマニフェストの交付義務等を知らない者がいる。また石綿含有建材に対する知識がなく、解体前石綿含有調査を行わないまま、がれき類として搬入しようとする排出者がいる。
- ・建築物の解体物も受け入れているが、受託する廃棄物について現地確認等によりあらかじめ廃プラや木くず等が混入しないようチェックしている。顧客については、従来のからの付き合いがあり、委託契約の締結やマニフェストの交付義務等について周知されている。
- ・木くずの需要が高まっており、今後取り合いが生じる可能性がある。安定的な受け入れを確保できるか懸念される。産廃、一廃の両方の許可を有していることは、安定的な受託量確保に有利と考えている。
- ・燃料チップの搬出先である発電所の定期メンテナンス中（1～2週間）は、チップの搬出を止める必要があり、当該期間中の木くずの保管場所の確保と管理（悪臭、発火）が問題である。
- ・敷料、堆肥用の木くずは、肥料が過当競争であり市場が安定して確保できるか心配である。また、施肥の時期でなければまとまった量の販売が見込めないため、保管場所の確保が問題である。
- ・施設の老朽化及び木くずチップ供給増強のため、施設の更新を行いたいが、県の事前協議制度や他法令等（建築基準法、一般廃棄物処分業）の手続きが順調に進めるか不透明なため、具体的な計画が立てられない。
- ・法の規定上、同じ性状であっても産廃及び一廃で区分する必要があるが、法の理解が不足している排出者がマニフェストの交付義務や委託契約の締結を知らずに持ち込もうとする場合がある（一廃、産廃の区分を見直してほしい）。
- ・竹や、一部の葉の柄が混入すると十分な破碎ができず苦慮している。長い繊維質が発電設備の燃料供給コンベア巻きつきトラブルとなる。
- ・混合廃棄物の選別が大変である。排出者の「分別する」という意識や法に対する理解があまりない（知識が足りない）ので、処分業者への指導だけでなく排出者への指導も行ってほしい。

- ・空き缶等に残っているジュース等液体が腐敗して悪臭が発生する（排出者が水切りをして捨ててほしい）。
- ・外国人等が行っている廃品回収では、金属の取り扱いが杜撰なため油や騒音の問題が懸念される。
- ・木くずの需要が上がっているが、相対的に処分単価は下がってしまう。
- ・事前協議において周辺同意を得ることは難しいが、住民らも自ら産業廃棄物を排出しているという認識が乏しい。
- ・廃プラスチック類を有価で買取する業者が増加したため、当社もこれに対抗して処分費を徴収することができず、買い取っている廃プラスチック類が多い。
- ・処分量が、取引先のプラスチック製品の製造量に左右される（主たる排出者が1社のため、当該社の景気等に左右される）。
- ・排出者の廃棄物委託先選定の基準は処分単価であり、安ければ良いという考え方のため、適切にコストをかけて廃棄物を処分する業者が損をする。
- ・排出者への法の理解が不足している。例えば、食品工場から排出される動植物性残さには、産廃と一廃の両方が存在するが、排出者側では適切に分別、排出等はあまり行っていない。受託する当社等も、相手が客という立場のため、分別等を強く言いにくい。
- ・中間処理後の廃瓦および廃レンガの利用方法。
- ・他社で処理が困難な廃棄物の処分の依頼が多く（再生利用しやすい性状の良い廃棄物が当社で処分を受託する前に既に除かれている）、結果、最終処分せざるを得ない廃棄物の割合が多い。
- ・事業場を拡張する際、周辺土地が農業振興地域になっているため農地転用が容易ではない。
- ・工事が少なかったり、時期によって偏りがあつたりするので、受け入れる廃棄物と出荷する再生品の保管が難しい。
（保管場所が拡張できれば、柔軟な対応が可能になる）
- ・透水性のアスコン等は粘性が高く、再生に配慮が必要である。
- ・分別が徹底されていない。（運搬車両の荷台の底部にガラスくずが入っていたり、モルタルや、水道管工事における廃プラが混入していたりする）。
- ・事業規模の小さい事業者の中には未だにマニフェストや委託契約について知らない者がいる。
- ・アスコンは路盤材として再利用すると、アスファルトに再生することができなくなってしまう。
- ・黒色以外の着色アスファルトや、透水性アスファルトは再生が煩雑である（性状によっては、RCと同様に路盤材しか再利用できない）。
- ・排出者の法に対する理解が乏しい場合があり、管理票や委託契約が煩雑で嫌がられることがいまだにある（会社の法令順守に対する姿勢が厳しく、現場も法令違反がないよう排出者に案内している）。
- ・県が実施している廃棄物に関する研修会を、今後も継続して開いてほしい。
- ・事業規模の小さい工務店等では法に対する知識が乏しく、いまだにマニフェストや委託契約を承知していない場合がある。
- ・廃棄物の種類、一廃・産廃の別を承知しておらず、特に「非飛散性石綿含有廃棄物」、「野外焼却時の焼却残渣」の依頼をされることがあり、対応に苦慮する。
- ・分別が徹底されておらず、特に道路側溝清掃時に発生する残土、汚泥、廃プラ、木くず等の混合廃棄物は扱いにくい。
- ・価格競争が激化しており、なかなか受入料金を上げることができない。
- ・混廃の平均的単価は10,000円/m³であるが、この価格を維持することすら困難である。特にリーマンショックと東日本大震災の後、県外の最終処分場で受入料金が2倍近く値上げしたため、経営が圧迫されている。（混

合廃棄物の場合は、15,000～17,000円/m³にしないと赤字になる)

- ・安かろう悪かろうになる懸念があるので、「最低金額」というものが設定されるべきだと思う。
- ・許可施設の更新等を行わなければならないときに、法の手続きに時間がかかることが懸念される（今すぐに施設に不具合が発生する可能性があるわけではない）
- ・乾電池の処理を頼まれるが、処分先が無いため、苦慮している。
- ・役員及び株主が、いつ欠格要件に該当してしまうか不安である。法の制度は厳しすぎると思う。
- ・特に懸念事項はなく順調であるが、処理業だけではなかなか採算が厳しいと思われる。採石を行っているので弊社大丈夫であるが。
- ・処理品目の判断が難しい時がある。
- ・工事が減っているにも関わらず、業者は増えているため、ダブつきが発生している。大口の道路工事も少なく、規模も小さくなっている。
- ・混入物に関しては、指導を厳しく行っているため問題ないが、造園業などでマニフェスト自体を知らない業者が多く困っている。
- ・廃材の分別がされていないことが多い。
- ・法や制度に縛られすぎている（厳しい）。
- ・役所の建設課と環境課では、考え方が違う（マニフェストに対する考え方の有無）。
- ・顧客は地元の土建屋が多いが、突発的な工事の廃材受け入れに対応するため、年間契約をしている。
- ・公共工事が安定しない（がれきが足りない）。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の違いが分からず、一般の方から処分の問い合わせがある。
- ・業者に対するマニフェストはだいたい整備されている。突発的な工事に対応できるように、年間通して契約をさせてもらっている。
- ・大手企業はマニフェストを用意してくるが、小規模な事業者には必要性が周知されていない。
- ・解体工事が増え、廃コンクリートのオーバーフローに困っている。
- ・地代のコストに困る。
- ・全体的な受入量がかなり減っている。高速道路ができて、他業者に搬入されることが増えているのではないかと。
- ・汚泥は特に産廃と一廃の区分をなくして一本化してほしい。
- ・食品工場が減っているので汚泥の受入量が減っている。
- ・廃棄物を中間処理した後のリサイクル品の供給先が確保できるよう、リサイクル認定制度等、行政側もリサイクルが促進するような制度を設けてほしい。
- ・県も排出者を指導してほしい。
- ・事前協議における同意取得の問題があるので事業場の拡張が困難である。事前協議制度を緩和してほしい。
- ・県で肥料の供給先の確保及び買い取り（販売価格）を設定し、肥料事業で利益が出るようにしてほしい。
- ・事業場が広いと、事前協議において意を必要とする隣接地が多く、合意形成への労力が多い。緩和してほしい。
- ・施設の増強、更新を検討しており、事前協議の手続きを緩和してほしい。
- ・公共工事の仕様書で、がれき類はアスコンとコンクリがらを分別し、かつアスコンは合材工場に搬入するようにしてほしい（アスコンは路盤材として再利用すると、アスファルトに再生することができなくなってしまう）。
- ・事業場の土地をリニア新幹線が通る予定のため、移転しなければならない（2～3年以内）。しかし、事前協議制度で周辺同意が必要になるがこれを取得できるか不明である。隣地全員からの同意取得は厳しいので、緩和してほ

しい。

- ・電子manifestは、利用率が低い割にランニングコストが高い。県の公共工事での電子manifestの利用等、県でも普及促進への対策を講じてほしい。
- ・住民との合意形成が難しい。許可をもう少し取りやすくしてほしい。

5) 廃棄物処理事業における今後の展望

廃棄物処理事業における今後の展望を尋ねたところ下記のような意見があった。

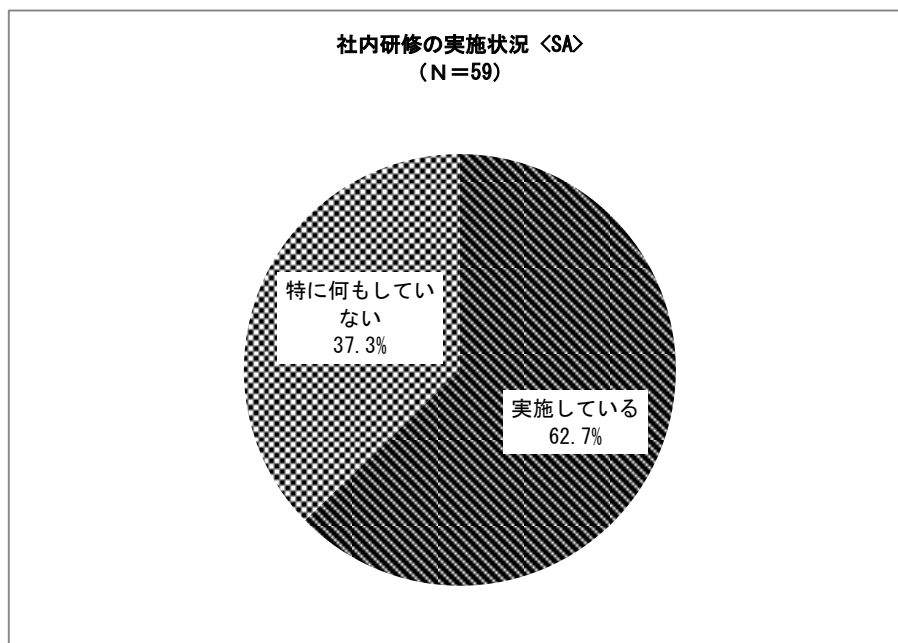
- ・がれき類や瓦から砂を作る機械を考えている。下水のクッション材などの利用を考えている。
- ・施設の廃止を検討している。
- ・自治体からの要請の多い災害廃棄物の受入に対応できる体制を整えたい。
- ・小口の取引先が多いため、ルート回収を進めて利益性を上げていきたい。
- ・リサイクルの取り扱い品目を多様化したいが、事前協議が非常に障害となっている。
- ・拡張はしていきたいが、山梨県全体で景気が落ち込んでいるため現状では考えられない。
- ・水銀廃棄物の収集運搬の許可は取っておきたい。
- ・プラの再利用に「圧縮・梱包」の許可を取得することを考えている。
- ・パッカー車両の台数を増やし、受入量を増やしたい。
- ・産廃事業はこれ以上やるつもりはない。
- ・異なる業種へ行くことも考えている。
- ・新たなプラントを作る予定である。
- ・再生事業者登録に挑戦してみたい。
- ・景気もよくないため、広げていくたくはない。
- ・機械選別の許可を取得したい。
- ・古い機械を同規模の新しい機械に更新する程度である。
- ・地元のお客様の要望が多い品目を増やすため、選別の許可を取りたい。
- ・新たに施設を設置するのは住民合意が難しいため、現在は特に考えていない。
- ・性状だけで製品を認定するよりも、それを製造する技術認定制度の方が、結果的に低品質なものを排除できると思う。
- ・近接地に新しい採石場を建設予定（15年後）。その際は、廃棄物処理施設を移設するか、コンベアで現在地まで処理物を移送するかは検討している。
- ・採石事業で発生する汚泥の脱水ケーキの製品化を検討しており、静岡県内でRC材に当該脱水ケーキを混ぜることを試験的に行っている。
- ・道路カッター汚泥の積替え保管施設を設置したい。ただし、廃液が特別管理産業廃棄物の廃アルカリになるため、同意取得の説明を心配している。
- ・優良産廃業者認定を取得していきたい。
- ・過去の事業での悪評判があり、新しく事業を展開する前にまず信頼回復を考えている。
- ・自社の金属くずの処分業と逆行するが、閉鎖する工場の機械の買い取り及び中古販売による事業を拡大していきたい。

い。

- ・一般廃棄物処分業に係る許可も取得したい。
- ・規模は小さくても構わないので、廃プラ、木くずの破碎等の許可も取得し、各顧客から排出される廃棄物を自社でできるだけ受託したい。
- ・輸送効率向上のため、本社で積替え保管に係る許可を取得したい。
- ・中間処理後の再生品等の保管場所を拡張したい。
- ・事業地を拡張し、保管容量を増やしたい。
- ・主に積替え保管に係る品目を増やしたい。（自社の有する許可にない廃棄物の搬入を望む排出者が多いため。周辺地域との関係は良好であり、手続きに係る同意も取得できると思う。）
- ・設備を一新して、新しいプラントを立ち上げるつもりで、昨年から県や市と協議中である。
- ・新しいプラントの設置にあたって、プラントを全て建屋の中に納めてしまいたいが、地元からは「中が見えるようにしておいてほしい」と言われ、当惑している。
- ・処理コスト面を考慮すると、廃棄物を濡らしたくないので、ぜひ屋根を設置したい。
- ・施設を更新するに伴い、地元雇用をする予定で、市と話をしているところ。
- ・今後、リニアの工事等によって建設汚泥の排出が予想されることから、場所が確保できるようであれば汚泥の処理をやってみようと思うこともある（あまり積極的ではないが）。
- ・事業場が住宅地にあり、規模を大きくするには限界がある。もっと大々的に積替え保管をやりたいので、郊外のどこかに広い敷地を確保したい。
- ・現状維持。過去に一般廃棄物の免許を取得しようと思ったが、近隣の家反対があり断念した。
- ・会社全体としては今後もコンクリートがれきの処理、破碎のみ。
- ・業界のPRの増強など、努力がもう少し必要ではないか。
- ・ごみの選別の徹底。
- ・焼却は維持管理費用がかかるので撤退したい。
- ・ジュース（廃酸）の処理について、時々依頼がある。やってみたいが悪臭で苦情が出るのが怖い。

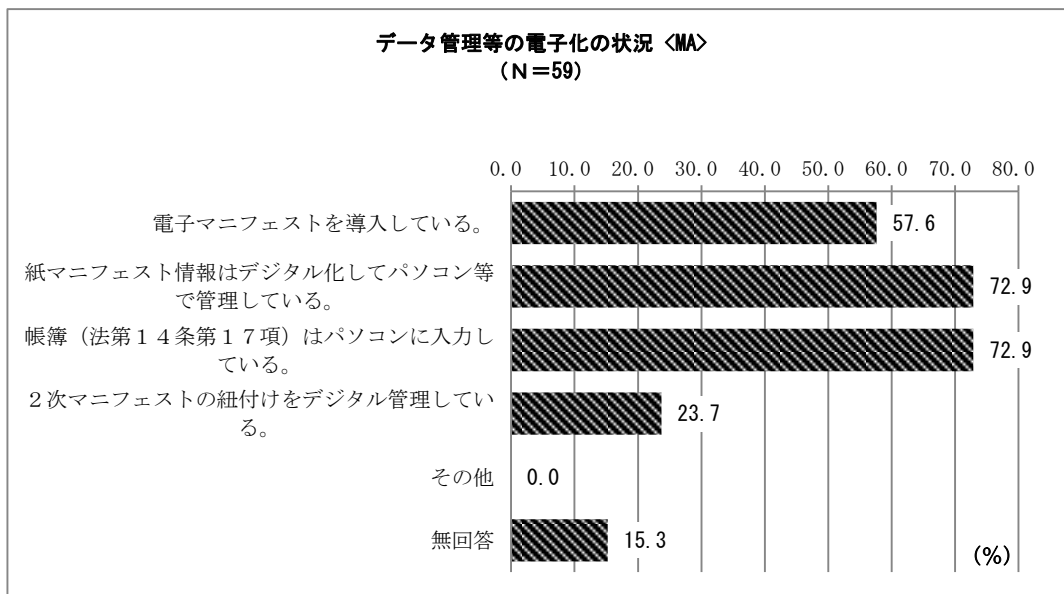
6) 社内のコンプライアンス確保に向けた社内研修等の実施の状況

社内研修等の実施状況では、「実施している」が62.7%と過半数を超えている。具体的な実施内容としては、県主催の講習会等への従業員の参加や、ISOに係る社内研修等が多くなっている。



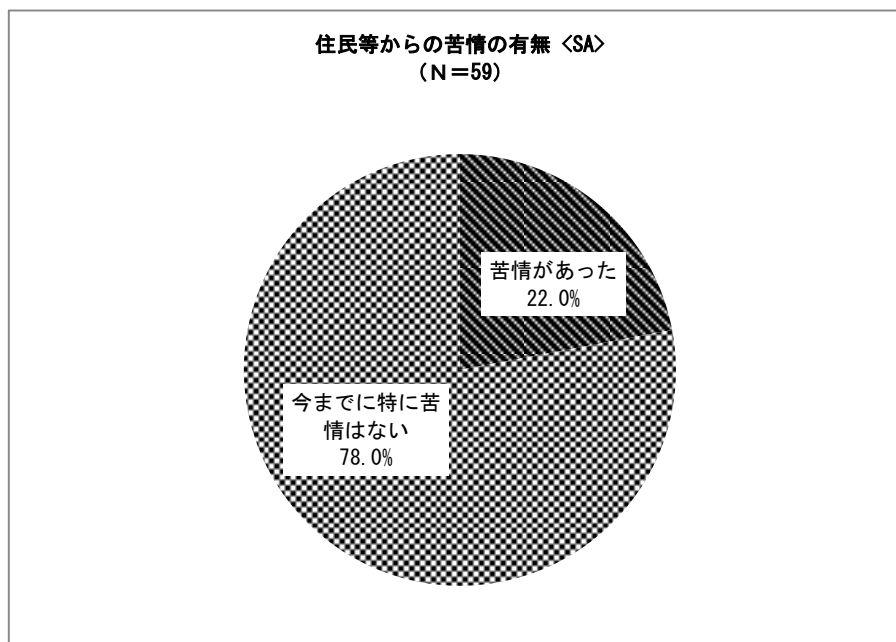
7) データ管理等の電子化の状況

データ管理等の電子化の状況は、「電子マニフェストを導入している」事業所は 57.6%となっているが、紙マニフェストや帳簿の電子化は 7 割を超えている。



8) 過去に住民等からの苦情の有無

過去に住民等からの苦情があったかどうかでは、苦情があった割合は22.0%となっている。



具体的な苦情の内容と対応に苦慮した点の容を下記に記す。

●粉じん

- ・周辺の畑農家から埃の苦情。壁を高くして防止している。
- ・昔は埃や石の落下などの苦情はあったが、最近はない。
- ・近接する研修所（旧保育園）より、粉じんに対する苦情があった。
- ・粉じんに対する苦情が約10年前にあり。そのため、発生場所付近に防塵ネットを設置した。
- ・積み込みや運搬時に出る粉じんについて苦情があった。現在は、屋根を設けたり、水をかけたりするなどして対応。

●悪臭

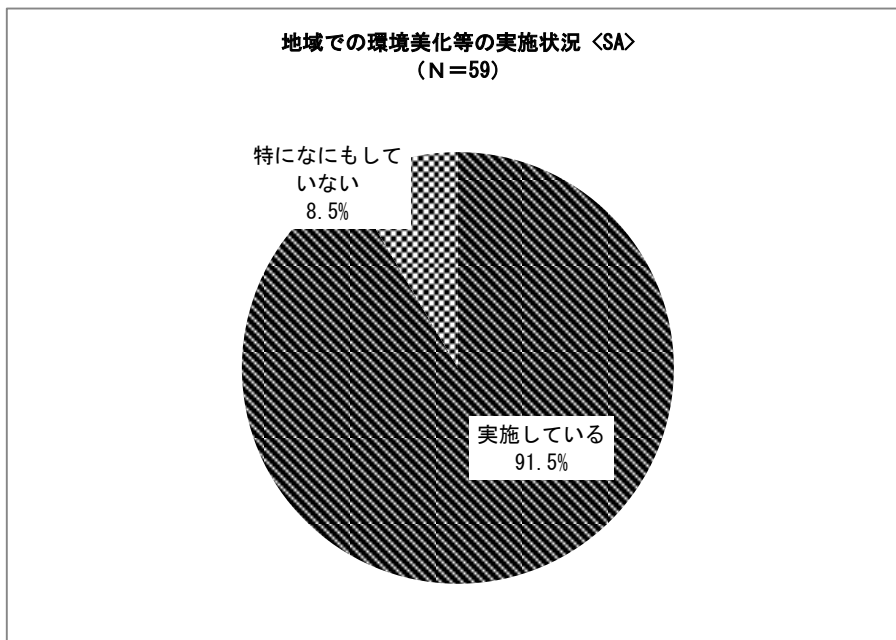
- ・草の発酵臭で苦情があり、現在は消臭剤を噴霧して臭いを抑えている。
- ・臭いの関係で少し苦情がある。
- ・道路が狭く朝の通勤時は通行を規制している。
- ・悪臭苦情。ただし、自社が発生源ではなく、疑われただけである。
- ・下水道汚泥の悪臭苦情
- ・平成27年9月、自社で精製していたBDF燃料の原料となる廃食用油が漏れて雨水側溝に流出し、事業場付近に悪臭が発生した（廃棄物処理に起因するものではない）。事案発生後、速やかに油を回収し、側溝を清掃することにより解決した。
- ・焦げた臭いが少々することがあった。

●騒音

- ・選別機作動音に対する騒音
- ・日曜日に操業していた際、近隣別荘地から操業音に対する苦情があった。その後、日曜日に操業していない。

9) 地域での環境美化等の実施状況

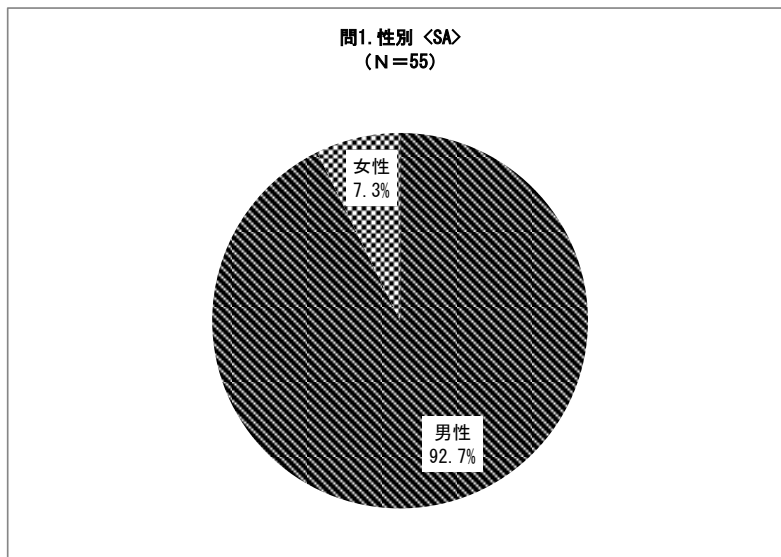
地域での環境美化等の活動の有無では、91.5%の事業所が何らかの活動を行なっている。具体的な実施内容としては、「清掃活動や除草作業等」、「寄付・寄贈」、「除雪作業」、「地域活動への参加」が多くなっている。



6. 施設周辺住民へのアンケート調査結果の概要

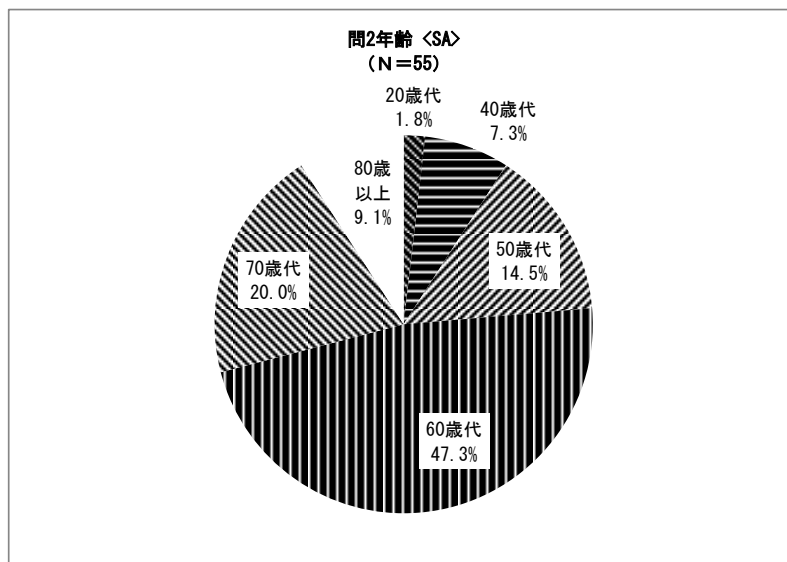
1) 性別

回答のあった住民の性別は「男性」が92.7%とほとんどを占めている。



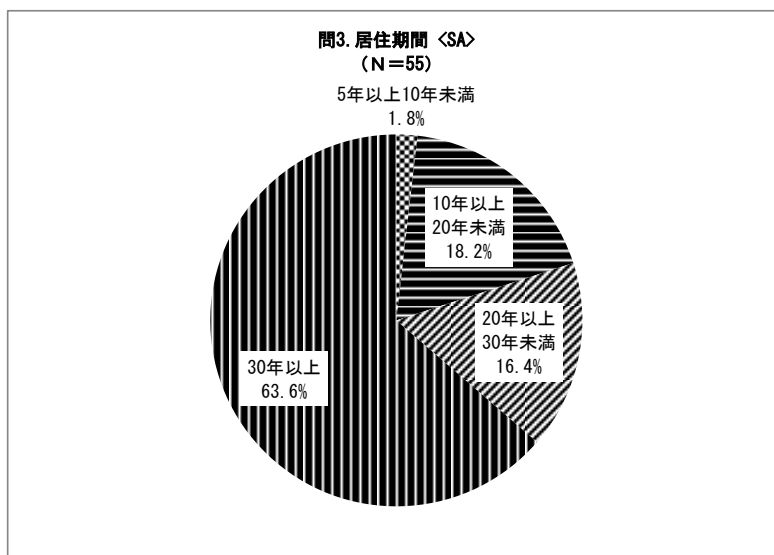
2) 年齢

回答のあった住民の年齢は「60歳代」が最も多く47.3%となっており、次いで「70歳代」(20.0%)、「50歳代」(14.5%)の順となっている。



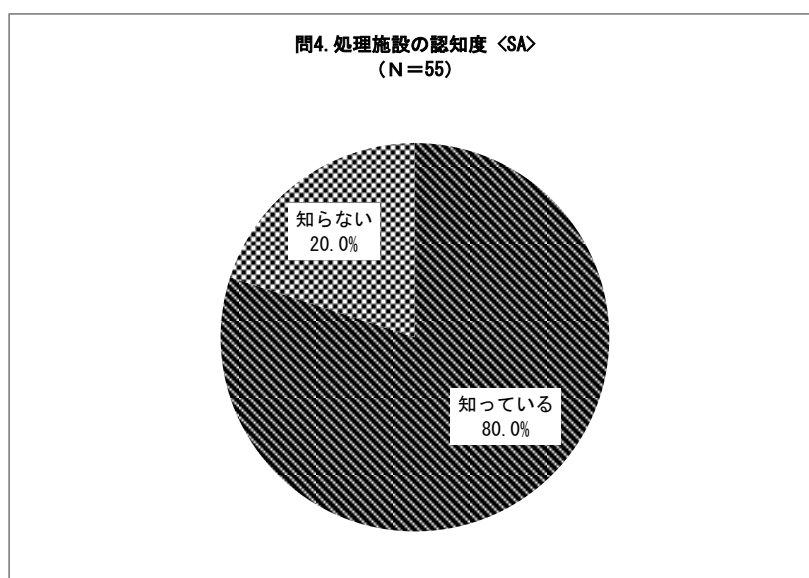
3) 居住期間

回答のあった住民の居住期間については、「30年以上」が最も多く63.6%となっており、次いで「10年以上20年未満」(18.2%)、「20年以上30年未満」(16.4%)の順となっている。



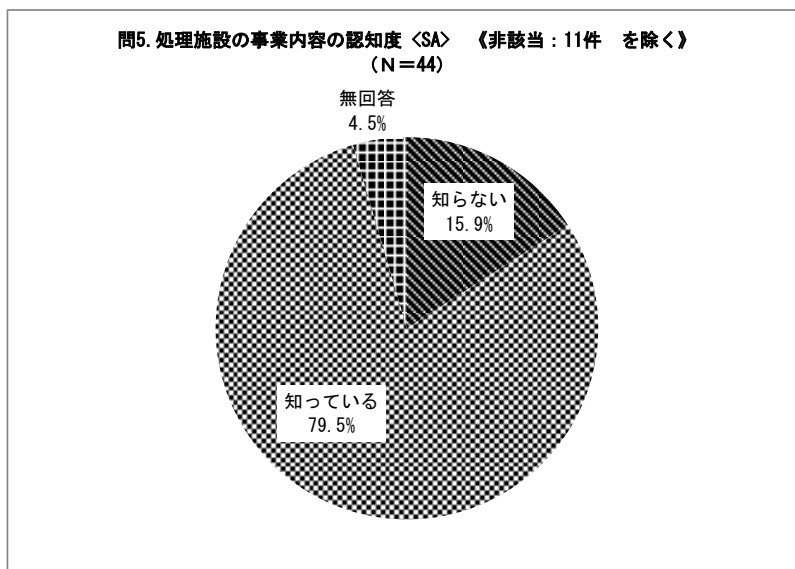
4) 周辺の産業廃棄物処理施設の認知度

自宅の周辺に産業廃棄物処理施設があるのを知っているのか尋ねたところ、「知っている」が80.0%となっている。



5) 事業内容の認知度

処理施設があることを知っている住民に、その処理施設の事業内容を知っているか尋ねたところ、「知っている」が79.5%となっている。



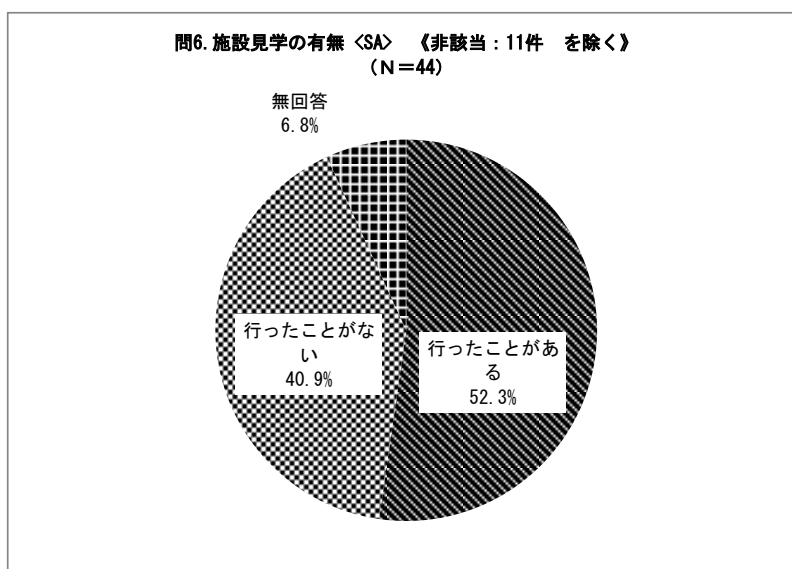
事業内容を知っている方に、知っている内容を尋ねたところ、下記のような回答があった。

- ・ 建築ブロック、コンクリートなどの再生。
- ・ 産廃の中間処理、木屑・枝葉の処理、家畜の糞尿処理。
- ・ 廃自動車や家電など金属廃棄物をうず高く積んで頻繁に出し入れしている。
- ・ 廃棄物の分別等を行う、鉄、ガラス、他に分ける。
- ・ 可燃物（個人用、事業所等）の焼却。コンクリート等の破碎。
- ・ 産業廃棄物中間処理業者。
- ・ ビル等のコンクリートを撤去したものを、再利用するために細かくしている。
- ・ 貴金属のリサイクル処理。
- ・ 中間処理施設。
- ・ 草、木材の破碎及び収集、コンクリート破碎及び再生材製造、アスファルト中間ストック、鉄くずや空き缶収集。
- ・ 産業廃棄物中間処理、木くずやコンクリートがれきの破碎処理等。
- ・ 住宅の解体物をそれぞれ分別して燃やしている。
- ・ 自動車の解体、廃家屋の処理。
- ・ 産業廃棄物処理、屋解体。
- ・ 家の解体。
- ・ コンクリートの再生。
- ・ 中間処理施設（分別及び焼却）。
- ・ 焼却、溶融、破碎。
- ・ 廃材の処理、粗大ごみの焼却、他。

- ・焼却。
- ・解体工事、産業廃棄物処理・リサイクル、物流・重機回送、技術開発。
- ・リサイクル施設だとのことだが、よく知らない。

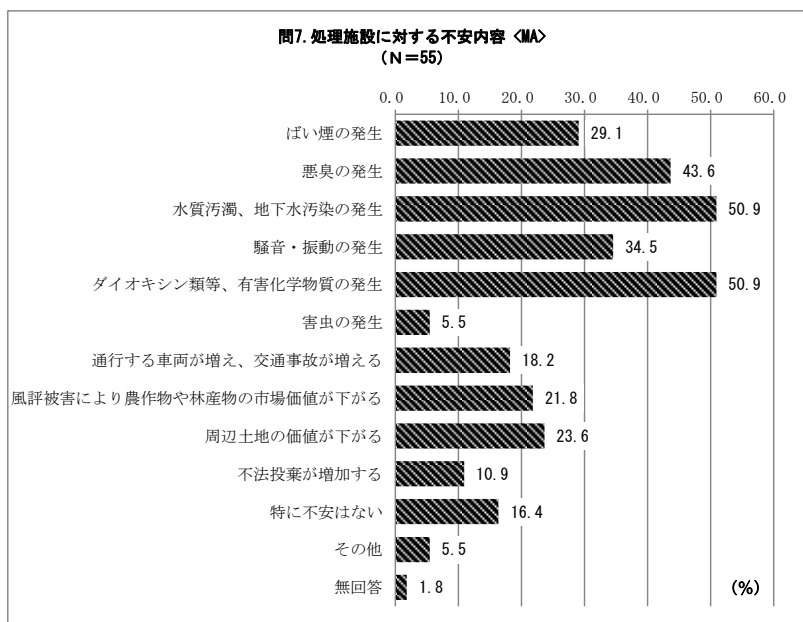
6) 施設見学の有無

処理施設があることを知っている住民に、その処理施設に見学へ行ったことがあるか尋ねたところ、「行ったことがある」が52.3%、「行ったことがない」が40.9%となっている。



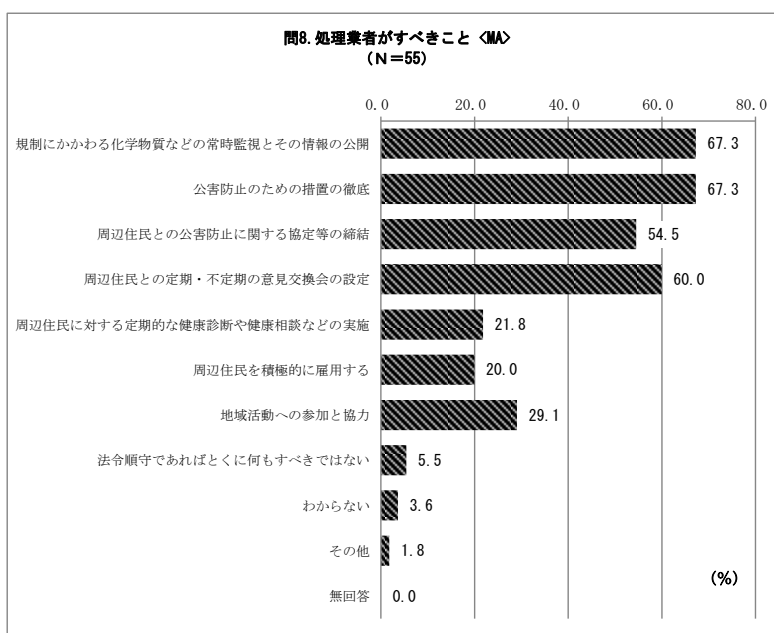
7) 産業廃棄物処理施設に対する不安材料

産業廃棄物処理施設に対してどのような不安があるかを尋ねたところ、「水質汚濁、地下水汚染の発生」と「ダイオキシン類等、有害化学物質の発生」が 50.9%と最も多くなっており、次いで「悪臭の発生」(43.6%)、「騒音・振動の発生」(34.5%)の順となっている。



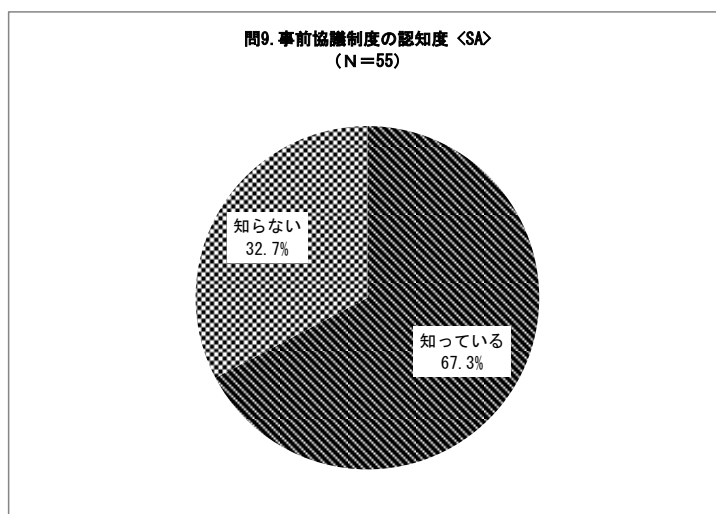
8) 産業廃棄物処理施設がすべきこと

産業廃棄物処理施設が立地している場合、住民の不安を軽減するために、産業廃棄物処理業者はどのようなことをすべきかを尋ねたところ、「規制にかかわる化学物質などの常時監視とその情報の公開」と「公害防止のための措置の徹底」が 67.3%と最も多くなっており、次いで「周辺住民との定期・不特定の意見交換会の設定」(60.0%)、「周辺住民との公害防止に関する協定等の締結」(54.5%)の順となっている。



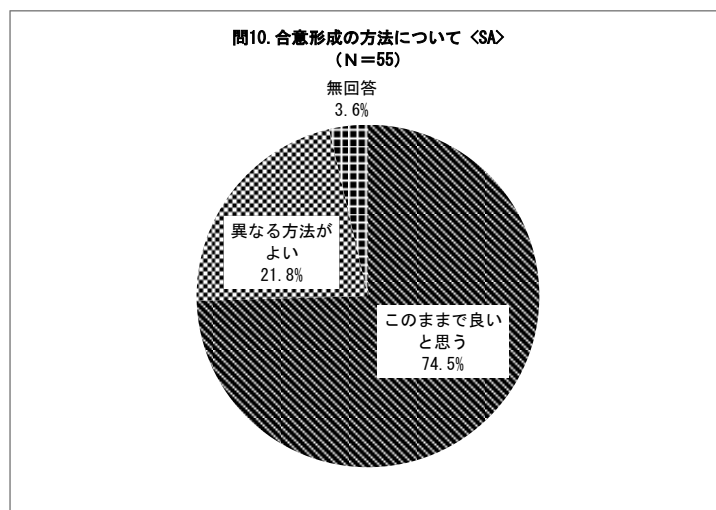
9) 事前協議制度の認知度

事前協議制度の認知度を尋ねたところ、「知っている」が 67.3%、「知らない」が 32.7%となっている。



10) 現在の合意形成の方法について

事前協議制度に基づいた現在の合意形成の方法について、どのように思うかを尋ねたところ、「このままで良いと思う」が 74.5%、「異なる方法がよい」が 21.8%となっている。



異なる方法がよいと回答のあった方にどのような手法がよいかを尋ねたところ、下記のような回答があった。

- ・現状でよいのだが、周辺住民の範囲をどの程度にするか、はっきりわかっていない（私が）。より広い範囲での同意を求めるようにしないと地域の環境を守れないと考える。
- ・当然のことだと思います。県市等の行政の方も同席するのは当たり前のことでしょう。
- ・同様の処理施設を有する地区及び、施設自体の住民の見学会の実施

- ・県などによる抜き打ち検査
- ・住民にわかりやすく体に害がないことをちゃんと説明して頂きたい。どんなものを扱っているか見ていないため、内容は不明、将来的にも子供の代になり何かが出てこないことを願います。
- ・方法等については、市または県で内容について点検して、住民が住みよいようにお願いしたい。
- ・地区行事（区会）に参加し、相互理解。地域への協力し、お互いの信頼関係を築く。
- ・事前協議をしたらしいが、一度悪臭であいさつに來ただけで、それ以降は無視状態。出て行ってほしいくらいです。
- ・役所に一任
- ・周辺住民との合意形成の過程において、学者・専門家等の有識者の指導、助言も必要と考える
- ・周辺住民は説明会を開かれても、その時点ではある意味素人なので、根拠無く賛成又は反対と思う。もちろん同意は必要だが、第三者的（役所外）な評価が必要と思う。（アセスメントは事業者寄りとなるので）
- ・①周辺住民と周辺土地の住民の合意を図る②特に周辺の土地は価値が半分以下になってしまう③畑などの補償をする

11) 職場での産業廃棄物の排出状況

現在、働いている場合、その職場で産業廃棄物が排出されているかどうかを尋ねたところ、「排出している」は25.5%となっている。また、排出している方の処理方法では、「委託処理」が92.9%、「自社処理」が35.7%となっている。

